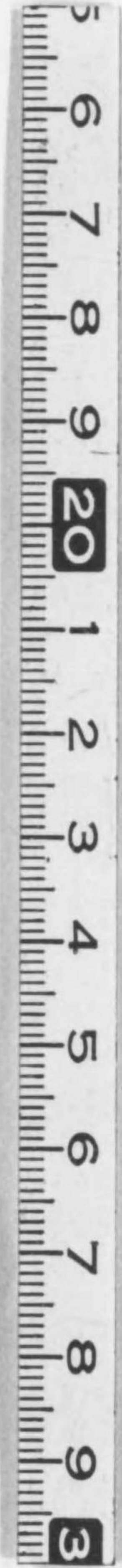


特277
644

特277-644
*76W10583 *



始



247

985

146



小島德彌著

説解
國體の本義

紀元二千六百年記念出版



76W10583



は し か き

- 一、本書は、文部省編纂に成る「國體の本義」を平易に解説し、國體明徴を主眼とする原書の趣旨をより一般に普及徹底せしめ、全國民の日常修養書とならんことを期したものである。
- 一、本書は、「國體の本義」の解説書として、原書辭句の註釋に就いても素より充分の注意を拂つたが、原書の精神をよく把握せしめ、我が國體の何物たるを認識せしめんことを、第一の目的としたものである。
- 一、本書は、上下の二段に分ち、上段を解説本文とし、下段を原文と註釋としたもので、原書の中に引用されてゐる 御詔勅、御製、その他、詩、和歌、文及び人名、書名、事件等に就ては、解説の中でその大意を説明し、註釋でその難解の辭句に就て註解することゝなしたのである。
- 一、「國體の本義」の内容を手取りばやく知らうとする人々は、解説のみを通讀しても、充分にその目的を達することが出来るが、これをより研究的に讀まうとする人々は、先づ下段の原文と註釋に就いて研究味讀し、然る後、上段の解説を讀まれるのが宜しからうと思ふ。
- 一、解説は、成るべく原書に即してこれを行つたが、まゝその趣意を布衍記述してゐる場合もある。又、

凡 例

處々に諸家の所説等をも掲げてその解説を補つた場合もある。註釋に就ては、本書が學生、生徒の参考書として使用されることを考慮して、可及的精密にこれを行ひ、まゝ重複することも避けなかつたのである。

一、本書は、輝く皇紀二千六百年を迎えるに當つて、些かこの佳き年を紀念する意をこめたものである。これによつて文部省編纂の「國體の本義」の精神をより一般に普及し、且つは國體明徴の目的をより徹底的に達成することを得ば、編者としては寔に幸甚である。

紀元二千六百年七月

著者しるす

解説 國體の本義 目次

はしがき

帝國の躍進と思想の問題……………一
思想の混亂と國體の自覺……………三

日本の國體とは如何なるものか……………一八

我が帝國の由來……………一八

天地の創造と高天原……………二〇

諸冉二神と修理固成……………二四

天照大御神の御誕生……………二六

神勅と皇孫の降臨……………三〇

天壤無窮といふこと……………三〇

目次

萬世一系の皇位とは……………一四〇

三種の神器のこと……………一四〇

天皇の御徳……………一四一

大御心と大御業……………一四二

敬神祭祀の御こと……………一四三

祭政教一致の御こと……………一四三

國土經營の御精神……………一四三

愛民の御事業……………一四三

臣民の道……………一四四

君民一體の關係とは……………一四四

忠君愛國の精神……………一四四

孝といふこと……………一四四

忠孝一本とは何か……………一四五

我が日本精神……………一四五

和の精神とは……………一四五

武の精神と和……………一五〇

國家の創造と和……………一五〇

神と人との和……………一五〇

人と自然との和……………一五二

國民生活と和の精神……………一五二

君臣一體の和の精神……………一五二

「まじこと」とは何か……………一五三

我が國體の本質……………一五三

國史を貫く精神……………一五三

我が歴史の意義……………一五三

大國主神の國土奉獻……………一五三

神武天皇の天業恢弘……………一五三

崇神天皇の神祇崇敬……………一五三

大化の改新とは何か……………100

和氣清麻呂の誠忠……………110

鎌倉幕府の創設……………113

建武中興とは何か……………115

江戸時代の尊皇精神……………117

明治維新は何うして成つたか……………123

我が國土と國民生活……………125

我が國土とは如何なるものか……………128

我が國民生活の特質……………130

家業尊重の精神……………135

我が國民性とは……………138

風土と國民性との關係……………140

清明心とは何か……………143

沒我無私と包容同化……………147

國語と國民性……………151

風俗習慣と國民性……………153

祭祀と道德の意義……………158

祭祀と國民の敬神精神……………161

我が國民道德……………167

武士道とは何か……………175

日本佛教の特色……………181

國民文化の基調……………181

國民文化とは何か……………181

學問の本旨……………184

教育の淵源……………184

技藝の精神……………189

政治・經濟・軍事……………193

御統治の根本精神……………196

欽定憲法とは何か……………三六一

御親政と翼賛の道……………三九五

我が國の法令……………四〇〇

國民經濟と産業精神……………四〇三

皇軍の使命……………四一二

むすび……………四一九

外來思想の批判……………四一九

西洋思想の特質……………四三二

東洋思想の特質……………四四九

新日本文化の創造……………四五五

諸般の刷新……………四六一

我が國民の使命……………四六九

— 目次終 —

解説編

國體の本義(はしがき)

帝國の躍進と思想の問題

太平洋のあら浪の打ち寄せるところの小ツぼけな島國としてながら、鎖國の夢を食つてゐた我が國も、明治維新の大改革以來、因循姑息なる制度や慣習を悉く打破して、世界的舞臺に乘出してから、こゝに歳を経ること七十有餘年、上に長くも英邁なる 聖君を奉戴し、下、萬民の奮闘努力もめざましく、かの日清、日露の兩役、近くは滿洲事變や支那事變に於て赫々たる武名を世界に輝かせ、内にあつて産業の隆盛、外にあつて海外の發展、國民各自の生活力も段々と加はつて、百億を突破せんとする國民貯蓄と夥しき非常時公債の迅速なる消化力は、何よりも雄辯に國力増進の悦ばしき事實を物語つてゐます。殊に

はしがき

本文・註釋編

國體の本義

緒言

現代日本と思想問題 我が國は、今や國運頗る盛んに、海外發展のいきほひ著しく、前途彌々多望な時に際會してゐる。産業は隆盛に、國防威力を加へ、生活は豊富となり、文化の發展は諸方面に著しいものがある。夙に支那・印度に由來する東洋文化は、我が國に輸入せられて、惟神の國體に醇化せられ、更に明治、

又、文化方面の發達はまことに素晴らしいものがありまして、醫學、工學、理學等の學問にしても、文藝、美術、音樂、演劇、スポーツ等の技藝にしても今や歐米の先進國と比肩して、すこしも遜色を見ないだけのものを示してゐます。

抑も我が國の文化は、遠く支那、印度に發生したところの儒教や佛教などに負ふこと極めて多く、これらの輸入文化が我が國獨特の神ながらの國體にうまく溶和されて來たのでありますが、更に明治大正の時代になつて、歐米諸國との交通が開けると、これら歐米の新しい文化の輸入によつて、我が國の諸種の文物はなほ一段と進歩したのであります。從來あるものも決してそんなに卑下するほどのものではなかつたのですが、それに一層のみがきがかゝつたと云はれませう。殊に技藝の方面ではその感が深いのであります。斯くて、政治、經濟、法律等の制度や組織に關することは勿論であります。學術や技藝の方面の發展もたゞと驚くばかりで、この國家的榮譽を身に受けて、私共國民は全くこの世に生ける喜びを感じるのであります。

しかしながら、この七十年間の國家發展のあとを顧みるとき、それは決して平々坦々のものでなかつたことが知られます。内にあつても、外に於てもいろんな厄介な事柄が次から次にと起つてゐるのであります。それはさうでせう。例へ一本の草木が伸びんとする場合でも、いつもいつもなごやかな陽光にのみ浴して平穩無事なる成長をつづけるものと思はれません。時には思はぬ風雨に虐げられ、時には激しい寒暑に悩み、執拗な害蟲に犯されながらも、伸びんとする力を以て苦しい成長をつづけ、やがて花を開き、實を結ぶのであります。況んや國家發展の途上には幾多の困難の横たはつてゐるのが極めて當然のことでありまして、恙なく隆盛をつづけて來たなどと思ふのは大なる間違ひで、その隆盛の一面には思はぬ混亂をも包んでゐることを考へねばなりません。私共國民としてはまことに悲しむべき事實であります。どうかすると我が國の國柄といふことが忘れられやうとして、そのために學問にしても、教育にしても、また政治經濟の方面にしても、その他國民生活のあらゆる方面に於ていろんな缺陷が現はれて來たの

大正以來、歐米近代文化の輸入によつて諸種の文物は顯著な發達を遂げた。文物・制度の整備せる、學術の一大進歩をなせる、思想・文化の多彩を極むる、萬葉歌人をして今日あらしめば、再び「御民吾生ける驗あり天地の榮ゆる時にあへらく念へば」と謳ふであらう。明治維新の鴻業により、舊來の陋習を破り、封建的束縛を去つて、國民はよくその志を遂げ、その分を竭くし、爾來七十年、以て今日の盛事を見るに至つた。

併しながらこの盛事は、靜かにこれを省みるに、實に安穩平靜のそれに非ずして、内に外に波瀾萬丈、發展の前途に幾多の困難を藏し、隆盛の内面に混亂をつつんでゐる。即ち國體の本義は、動もすれば透徹せず、學問・教育・政治・經濟その他國民生活の各方面に幾多の缺陷を存し、伸びんとする力と混亂の因とは錯綜表裏し、燦然たる文化は内に薰蕕を併せつゝみ、茲に種々の困難な問題を生じてゐる。今や我が國は、一大躍進をなさんとするに際して、生彩と陰影相共に現れた感がある。併しながら、これ飽くまで發展の機であり、進歩の時である。我等は、よく現下内外の真相を把握し、據つて進むべき道を明らかにす

であります。再び草木に例へると、伸びんとする力にともなつて根幹を蝕喰まんとする毒素が吹出して來たのであります。七十年間の光輝ある明治大正昭和の文化も、表面からのみ見れば燦然として一點の曇りなきものであります。時にはどこかに暗い色を漂はすやうなこともありまして、そこに何彼と厄介な問題を生じてゐます。尤も厄介な問題が生じたために、それを除き去らうとして、又、抑へつけやうとして、伸びんとする力に一段の飛躍を加へたことも考へられますが、兎に角、さういふ厄介な問題を生じてゐるのであります。

然かも今や我が國は東亞の覇業を完成して、世界に一大躍進をなさうとする場合であります。それで、躍進日本などといふ呼聲もありますが、どうしてもこの光輝ある國體の認識を誤らさうとするやうな毒素を除き去つて、伸びんとする力を飽までも伸ばし、光輝ある國體に愈々光輝を加へ、ひたすら國家の發展進歩に向はねばならぬ時であります。ヨーロッパでは、民族問題と經濟問題とがこんがらがつて動亂が惹起してゐますし、東洋では支那事變は新段階に入つたとしてもなほ

ると共に、奮起して難局の打開に任じ、彌々國運の伸展に貢獻するところなければならぬ。

現今我が國の思想上・社會上の諸弊は、明治以降餘りにも急激に多種多様な歐米の文物・制度・學術を輸入したために、動もすれば、本を忘れて末に趨り、嚴正な批判を缺き、徹底した醇化をなし得なかつた結果である。抑々我が國に輸入せられた西洋思想は、主として十八世紀以來の啓蒙思想であり、或はその延長としての思想である。これらの思想の根柢をなす世界觀・人生觀は、歴史的考察を缺いた合理主義であり、實證主義

將來ともむづかしい。戦後の經營が残つてゐます、又、内にあつては、地方産業の開發とか、日常物資の節約とか、國民生活の安定とか、なかなか面倒な問題が澤山あります。このやうに内外の情勢が非常に切迫してゐる上に、かへて加へて我が國は國際的に有史以來最も危險な地位に立つてゐますが、この未曾有の難關を突破して、益々國家の發展に力をつくさうとするには、先づ何よりも「國體の本義」を明かにしてかゝらねばならないと思ふのであります。それでは、「國體の本義」とは何を云ふか、それを詳しく説明するのが本書の目的であります。その前に明治以降に於ける複雑な思想の問題に就て一應述べておく必要があります。それによつて、「國體の本義」を明かにしなければならぬことがより痛切に感じられると思ひます。

當今我が國一般の情勢を見ますに、その思想上や社會上に於て甚だ面白くない傾向が見受けられますが、これは明治以後餘りにあわたゞしく種々雑多な歐米の制度や學問を輸入したためであります。今更云ふまでもなく、明治維新の改革は、日本が始まつて以來の大變動であ

であり、一面に於て個人に至高の價値を認め、個人の自由と平等とを主張すると共に、他面に於て國家や民族を超越した抽象的な世界性を尊重するものである。従つてそこには歴史的全體より孤立して、抽象化せられた個々獨立の人間とその集合とが重視せられる。かゝる世界觀・人生觀を基とする政治學說・社會學說・道德學說・教育學說等が、一方に於て我が國の諸種の改革に貢獻すると共に、他方に於て深く廣くその影響を我が國本來の思想・文化に與へた。我が國の啓蒙運動に於ては、先づ佛蘭西啓蒙期の政治哲學た

りました。それは、單に武家政治の顛覆、王政の復古、封建制度の改廢、中央集權の確立といつたやうな政治上の變革ばかりに止まらなかつたのであります。さういふ政治上の變革は寧ろ變革などとは申されないので、すでにあつたものが中途に變形してゐたのを再び元の正しい形に返つた(王政復古)に過ぎないのであります。それと同時に、なごらく閉ざされてゐた鎖國の扉が開かれて、歐米諸國との交通貿易が始まつたために、それによつて國家の制度や文物の上に未曾有の大變革が行はれたのであります。何でも彼でも舊い制度や習慣はすべて惜氣もなく破壊せられ、西洋風の新しいものでさへあれば殆ど無差別に悉く歡迎されました。その有様を極く卑近な例で説明しますと、恰も邊鄙な田舎から繁華な都會へ出て俄かに世帯を持つた若夫婦の家庭に似てゐるのであります。隣近所との交際もしなければならず、家の内部もきちんと都會風に整頓せねばならず、それでゐて自分等も日々生活を始めなければならぬといふやうなわけで、何も彼もごつたかへしに持込まれたり、取入れられたりして、それが果して自分等

る自由民權思想を初め、英米の議會政治思想や實利主義・功利主義、獨逸の國權思想等が輸入せられ、固陋な慣習や制度の改廢にその力を發揮した。かゝる運動は、文明開化の名の下に廣く時代の風潮をなし、政治・經濟・思想・風習等を動かし、所謂歐化主義時代を現出した。然るにこれに對して傳統復歸の運動が起つた。それは國粹保存の名によつて行はれたもので、澎湃たる西洋文化の輸入の潮流に抗した國民的自覺の現れであつた。蓋し極端な歐化は、我が國の傳統を傷つけ、歴史の内面を流れる國民的精神を萎靡せしめ

の家柄や生活に適當するものであるかどうかといふやうなことを一切考へるひまがなかつた、めくら減法とでも形容されませうが、先づさういつたやうな形でありました。勿論、西洋のものといつてもそのすべてが我が國の國風や國民の習性や人情に相反するといふわけのものでもなかつたのであります。何しろ良否の判斷もなく無暗矢鱈に取込んだのでありますから、それはまるで油に水を注いだやうに、しつくりと溶け合はないでまことに妙なものになつてしまつたのであります。

抑も當時我が國に輸入せられた西洋思想といふものは、主として十八世紀以來佛蘭西を中心としてヨーロッパの社會を風靡してゐたいはゆる「啓蒙思想」と稱するもの、或はその延長であります。これらの思想の基礎をなしてゐるところの世界觀とか、人生觀とかを見ますに、それは我が國傳統の思想——神ながらの道、皇道、忠君愛國主義、武士道などは餘程縁遠いものであります。即ち、たゞ何でも理窟さへあつてゐればよい、一と二を加へて四になるといふやうな、極めて

る惧れがあつたからである。かくて歐化主義と國粹保存主義との對立を來し、思想は昏迷に陥り、國民は、内、傳統に従ふべきか、外、新思想に就くべきかに悩んだ。然るに、明治二十三年「教育ニ關スル勅語」の渙發せられるに至つて、國民は皇祖皇の肇國樹徳の聖業とその履踐すべき大道とを覺り、こゝに進むべき確たる方向を見出した。然るに歐米文化輸入のいきほひの依然として盛んなために、この國體に基づく大道の明示せられたにも拘らず、未だ消化せられない西洋思想は、その後依然として流行を極めた。即ち西

物質的な功利的なものである上に、又、その一面に於てたゞ個人の自由とか平等とかを無暗に強く主張して、國家や民族の存在をやゝともすると輕んじやうとするもので、これをむづかしく云ふと、唯物的な實證主義であり、合理主義であり、自由主義であり、個人主義であり、世界主義であります。個人の價値を絶対に重んじて國家や民族などの全體を超越してゐるのであります。従つて國家への奉仕といふことよりも個人の權利といつたことを大變に尊重するのであります。かゝる世界觀や人生觀を基礎とするところの政治や社會や道德や教育などに關する學説が、いはゆる荒療治を必要とした、その當時の我が國の諸種の改革に役立つたことは争はれませんが、そのために、又、我が國本來の思想にもまことに面白くない影響を與へましたので、そのことは次に申し上げます。

明治維新後、我が國の諸制度は歐米先進國に倣つて重大なる改革が行はれました。廢藩置縣を手始めとして、四民平等の實を擧げる、徴兵制度を設ける、差別的の稱號を廢止する、斷髮(チヨン鬚を切る)を

洋個人本位の思想は、更に新しい旗幟の下に實證主義及び自然主義として入り來り、それと前後して理想主義的思想・學説も迎へられ、又續いて民主主義・社會主義・無政府主義・共產主義等の侵入となり、最近に至つてはフアツシズム等の輸入を見、遂に今日我等の當面する如き思想上・社會上の混亂を惹起し、國體に關する根本的自覺を喚起するに至つた。

【註釋】

惟神の國體(かむながらのこくたい)
「惟神」は「隨神」とも書き、神の御心そのまゝといふことで、惟神の國體といへば神道或は皇道を基とする國體といふこと
醇化(じゆんくわ)

政行し、佩刀を禁止するなど、政治、法律、經濟、教育、兵事の各方面に亘つて、歐米のそれに倣して一々改革が行はれました。かやうに國家諸制度の革新がもつばら政府當局の手で行はれてゐる、その一方にありまして、我が國の文化は、主として民間の學者、教育家の手によつて、英米文化及び佛蘭西文化の直輸入による革新が行はれました。何しろ當時は我が國も維新草創の際のことゝて、外部組織の整頓にのみ多く手がかゝつて、とても思想や文化の方面にまで手が廻らなかつたので、自然その方は民間の人々の手にまかせざるより仕方がなかつたのであります。先づ明治初年から西南役のあつた明治十年頃までは、もつばら英米の功利思想——常識道德と功利實益を目的とする思想が宣傳せられ、次いで十年代には例の國會開設の呼聲と共に佛蘭西流の自由民權思想が高調せられ、その間に、これらとはすこし趣を異にしますが、平等の思想を含んでゐるところの基督教的博愛思想も流布せられたのであります。自由民權思想とは對照的の立場におかれる獨逸流の國權思想なども輸入せられました。それはやゝ後れて、最初は

はしがき

いゝところだけをうまく取入れて溶け合すこと。
萬葉歌人(まんえうかじん)
萬葉集の歌人、萬葉集といふのは我が國最古の歌集であるから、大昔の歌人といふこと。
波瀾萬丈(はらんばんじやう)
小波大波の重なり合ふさま、いろいろの出來事のあることをいふ。
動もすれば澄みせず
(やゝもすればとうてつせず)
どうかするとはつきりしないことがあつて。
錯綜表裏し(さくさうへうりし)
入り組んでごたごたしてゐる。
薰陶(くんいとう)
よき香り悪しき臭ひ、善惡といふ意味。
生影と陰影(せいさいといんえい)
生影はいきいきとした色取り、陰影はくもりかげ、好ましきところと好ましからざるところといふ意味。
啓蒙思想(けいもうしきやう)
啓蒙とは古きを捨て、新しきに導くといふ意で、革新思想のこと。
合理主義(がふりしゆぎ)

兎に角、英米の功利思想と佛蘭西の自由民権思想とが全盛でありました。これらの思想は、いはゆる一種の啓蒙運動として我が國の慣習や制度を改めることに力をつくしました。そして、かゝる運動は、明治十四五年頃になると、例の條約改正といつたやうな外交政策上の意味も加はつて、要路の人々も多少音頭取りの如き形となり、「文明開化」の名のもとにひろく時代を風靡し、政治、經濟、法律等は勿論のこと、思想、教育、風習等のことまでも動かして、いはゆる歐化主義時代を現出したのであります。また、この時代のことを鹿鳴館時代とも云ひまして、その當時（明治十六年十一月）西洋風の建築として美麗を極めた鹿鳴館が出来上つて、晝となく夜となく、音楽會や舞踏會が催されるといふ有様でありました。實際、その頃の西洋崇拜、西洋心酔は今日から顧みると狂態といふよりほかなかつたのであります。一も西洋、二も西洋、西洋のものでなければ採るに足らず、西洋以外には文明なく、西洋のものといへば長所短所の選擇もなくこれを採用し、東洋のものと云へば善惡の差別なく、たゞ一概に固陋なもの、時代後れ

哲學上では難しい解釋もあるが要する理窟にかなつたことをよしとする主義。
 實證主義（じつしようしゆぎ）
 これも難しくいふと限りがないが、何事をも證據、あかしによつてきめつける主義。

歴史的全體（れきししてきぜんたい）
 今まであまり使はれない語句であるが、その國の全歴史の事實を土臺としてゐること。

佛蘭西啓蒙期（ふらんすけいもうき）
 十八世紀半頃のフランスに於てルツツオ、モンテスキューなどの哲學者が現れ、いはゆる啓蒙思想の盛んであつた時代をいふ。

自由民権思想（じゆうみんけんしきう）
 フランス啓蒙期に現れた政治思想で、人民が自由と平等を求めて政治に參與せんとする思想。

功利主義（こうりしゆぎ）
 これも哲學上では厄介な解釋もあるが、一口に云へば専ら物質上の利益を本とする主義。
 實利主義（じゆつりしゆぎ）

のものとして捨て、かへりみないといふ風でありました。ロンドンか、パリあたりの大道で賣つてゐるやうな安ッぽい石版刷の風景畫が大臣參議の邸宅の客間に勿體らしく掲げられてあるといふやうなことも珍しくなかつたのであります。また、貴重な和漢の古書が一貫目程かの紙屑代で場末の古道具屋の店頭に晒されたのもこの時代であり、日本畫の巨匠が大道に團扇繪を書いて辛くも口を糊してゐたのもこの時代であります。

しかし、やがてこれに對して我が國本來のものに歸らうとする運動が起りました。それは國粹保存といふ名で呼ばれてゐます。まるで怒濤のやうに押し寄せて來た西洋文化が、この神國を荒し廻つて、我が國傳統の文化をこわすことに我慢がならぬといふ國民的自覺のあらはれであります。前に申したこともあるやうに、西洋文化もすべて排斥したものではなく、時には國家の進歩發展に大いに役立つたのであります。そのあまりに極端に走つた歐化は、我が國本來のものをそこなひ、古來から歴史の中に流れてゐる國民的精神を萎縮させてしまふと

功利主義よりもつと卑近な利益本位の主義。

國權思想（こくけんしきう）

十九世紀の初めドイツに生じ、フランスの自由民権思想に對立する國家本位の思想。

文明開化（ぶんめいかい）

歐米の文化に浴してひたすら西洋化さうとしたことで、明治十年前後に於ける我が國の風潮をいふ。

歐化主義（おうくわしゆぎ）

西洋の風物に化さうとする主義。

傳統復歸（でんたうふつき）

昔から傳はつて來たものに歸ること。

國粹保存（こくすいぼぜん）

歐化主義の反對で、我が國に昔からあるを失はないで持ちつとけやうとすること。

澎湃（はうはい）

さかんによせてくるさまをいふ。

萎靡（いび）

なえしほむ、衰へることをいふ。

昏迷（こんめい）

くらくして迷ふこと。

聖國樹徳の聖業

（てうこくじゆとくのせいげふ）

いふ危険があつたからであります。かくて、歐化主義と國粹保存主義とが相對立して、我が國の思想は益々混亂に陥り、一般國民は果して傳統の精神に従ふべきか、外來の思想に就くべきか、大いに迷つたのであります。然るに、明治二十三年、「教育ニ關スル勅語」の煥發せられるに至つて、國民は始めて帝國臣民として畏くも皇祖の御偉業と各自の守るべき正しき道を自覺し、はつきりと進むべき方向を見出したのであります。それはまさに暗夜に路を見失つた旅人が燈を得た如きものであります。けれど、歐米文化の餘勢はなほも相變らず盛んであります。ために、國體の本義に基づいて國民の實踐すべき正しい道を明かに御示しになつたにも拘らず、未だ充分に消化せられない西洋思想は、その後もなほ猖獗を極めました。即ち、その個人本位の思想は、更に新しい衣をかぶつて實證主義及び自然主義として入り來り、それと前後して理想主義の思想や學說も迎へられ、又、續いて我が國體とは絶對に相容れないところの民主主義、社會主義、無政府主義、共產主義等の侵入となり、最近に至つてはファシズムの輸入を見

國を起し徳を樹てたまふ天皇の御事業。
履踐（りせん）

ふみ行ふこと。

自然主義（しぜんしゆぎ）
これも學術的に精しく説明すれば限りがないが、十九世紀末葉にフランスを中心として起つた文藝上の主義で、科學思想と人間性解放の思想の混和したもの。

理想主義（りさうしゆぎ）
これは自然主義の現實的、科學的であるのに對して、非現實的、精神的、宗教的傾向を帯びるもの。

民主主義（みんしゆしゆぎ）
民本主義（みんほんしゆぎ）ともいひ、人民の政治、人民のための政治、そして人民による政治をなすことを主張する主義。

社會主義（しやくわいしゆぎ）
社會の生活機關のすべてを社會自らが經營し、個人の利益を許さないといふ組織を主張する主義。

無政府主義（むせいふしゆぎ）
人間が社會的自由を得るためには政府や法律等の強權を否定して、自由共同の社會を建設すべしといふ主義。

共產主義（きやうさんしゆぎ）

財產を共有することを主張し、決して財產の私有を許さぬ主義。

ファシズム
歐洲大戰後、イタリイに起つた反社會主義、反自由主義で、獨裁主義、國權主義、傳統主義、國粹主義のあらゆる傾向を掲きまぜた國家主義思想をいふ。

て、遂に今日私共が眼のあたりに見るやうな思想上又は社會上の混亂を惹起して、國體に關する根本的の自覺を喚びおこさねばならぬ状態となつたのであります。

思想の混亂と國體の自覺

元來、我が國の國體と絶對に相容れないところの社會主義とか、共產主義とかいつたやうな過激な思想は、その内容に於て多少の相異こそありますが、要するにすべて歐米における近代思想の土臺をなしてゐるところの個人主義に基づくものであります。個人主義については前段でもちよつと説明しましたし、早くから我が國にも紹介されてゐて大體知られてゐることと思ひますが、十八世紀の佛蘭西に發生してそれから段々に發展したもので、國家とか、民族とかを超越してたゞ個人の權利を強く主張するものであります。ところで、前記の過激思想は、何れもこの個人主義から出發して、その祖述者によつて次第に

はし が き

國體の自覺

抑々社會主義・無政府主義・共

産主義等の詭激なる思想は、究極に於てはすべて西洋近代思想の根柢をなす個人主義に基づくものであつて、その發現の種々相たるに過ぎない。個人主義を本とする歐米に於ても、共產主義に對しては、さすがにこれを容れ得ずして、今やその本來の個人主義を棄てんとして、全體

その發想の形式とか、色彩とかで變化して來たにすぎないので、もと
もと同じ穴の貉であります。何れも健全なる國家にはゲヂゲヂのやう
に嫌はれてゐますが、別として私有財産を認めないといつたやうな共
産主義は最も危険千萬なもので、個人主義を本とする歐米の諸國に於
てさへも、この主義によつて出來てゐる國であるソヴェート・ロシア
を除いて、流石にこれを許容することが出來ないのであります。最近、
支那で國民政府が容共政策とか稱してかつて排撃してゐた共產黨と握
手しましたが、あれは打ちつゞく敗戦を何とかして挽回せんとする苦
しまぎれ的手段に過ぎなかつたのであります。また、最近、イギリス
とか、フランスとかのいはゆる民主主義的傾向の國家が外交政策上ソ
聯邦と結ばんとしながらもかく二の足を踏んでゐるのは、痛し痒し
で、その強大なる陸空軍を有するソ聯邦を自分達の味方に惹きつけて
おきたいのは山々であるが、そのために共產主義が國內に流入するこ
とを恐れるからであります。されば、これらの民主國と反對の立場に
あるイタリーやドイツなどが共產主義を嫌ふのは云ふまでもなく、我

主義・國民主義の勃興を見、フ
アツシヨ・ナチスの擡頭ともなつ
た。即ち個人主義の行詰りは、
歐米に於ても我が國に於ても、
等しく思想上・社會上の混亂と
轉換との時期を將來してゐると
いふことが出来る。久しく個人
主義の下にその社會・國家を發
達せしめた歐米が、今日の行詰
りを如何に打開するかの問題は
暫く措き、我が國に關する限り、
眞に我が國独自の立場に還り、
萬古不易の國體を闡明し、一切
の追隨を排して、よく本來の姿
を現前せしめ、而も固陋を棄て
て益々歐米文化の攝取醇化に努
め、本を立てて末を生かし、聰

が國と強く結んでゐる、例の防共協定などによつてもそのことが知ら
れるのであります。大體、ヨーロッパでも新興國家としての氣概を見
せてゐるイタリーとドイツでは、本來の個人主義などをとつくの昔に
捨て去つて、いはゆる全體主義とか、國民主義とか云つたものが恐ろ
しい勢ひで頭を擡げてゐるのであります。例のイタリーでファツシヨ、
ドイツでナチスの國內を風靡してゐることが何よりも雄辯にこの事實
を物語つてゐます。又、かうしたことは、個人の自由と權利のみを尊
重して國家や民族の存在を危うする如き個人主義がすでに行詰つてゐ
ることを證明するもので、そのために歐米の諸國でも我が國に於ける
と同様に思想上及び社會上に混亂があらはれて、思想的に轉換をしな
ければならぬ時期に到來してゐることが知られます。何れにしても、
十八世紀以來地球の大部分を支配して來た個人主義も次第にその力を
失ひつゝあると申されませう。

かくの如く久しく個人主義の下にその社會なり、國家なりを發達せ
しめて來た歐米諸國が、今日その思想の行詰りをどういふ風に切抜け

はしがき

明にして宏量なる新日本を建設
すべきである。即ち今日我が國
民の思想の相剋、生活の動搖、
文化の混亂は、我等國民がよく
西洋思想の本質を見ずると共
に、眞に我が國體の本義を體得
することによつてのみ解決せら
れる。而してこのことは、獨り
我が國のためのみならず、今や
個人主義の行詰りに於てその打
開に苦しむ世界人類のためにな
ければならぬ。こゝに我等の重
大なる世界史的使命がある。乃
ち「國體の本義」を編纂して、
肇國の由來を詳にし、その大精
神を闡明すると共に、國體の國
史に顯現する姿を明示し、進ん

て行くか、かつてはお家の寶物であつた個人主義を捨て、その代りに何物を持込んで来るか、イタリーやドイツに追随して追々に全體主義とか、國家主義とかの方向を取るか、さういふことは外國のことで直接私共の關することではありませんが、我が國としては、この際斷然我が國本來の立場に戻つて、社會主義とか、無政府主義とか、さては共產主義とかいふやうな健全な國家の存立を危うする毒虫に刺されることなく、この世界に比類なき立派な國體の眞價を發揮し、我が國本來のすぐれた姿をはつきりと示さなければなりません。と云つても、保守一點張りで一切他のものを寄せつけないといふわけではなく、歐米の文化や思想もそのよきところは勿論充分に取入れ、これを我が國體に相反しないかぎり程よく溶合せて、何處へ出しても恥しからぬ立派な新日本帝國を建設するといふことが何よりも必要であります。大體、今日、我が國民の思想内部に相矛盾したものが對立してゐたり、そのために生活がぐらついてゐたり、文化の内容が混沌としてゐたりするのは、私共國民が西洋思想の本質をよく見極めることがなく、ま

でこれを今の世に説き及ぼし、以て國民の自覺と努力とを促す所以である。

【註釋】

全體主義(ぜんたいしゆぎ) 未だ體系をなした思想とは云はれないが、マルキシズムに對抗して出來た一つの言葉、階級闘争を否定して、國家も社會もその中に於ける各階級が相互に扶け合つてこそ圓滿なる發展が期し得られるとなすもので、階級差別の觀念を克服して、協調協力によつて人民或は人類全體の幸福を齎すべしと主張する。

ファッショ

イタリーに於てムソリーニを頭首としてファッシズムを奉ずる團體をいふ。

ナチス

ドイツの國家社會主義労働黨の略稱、云はゞドイツの國粹社會黨である。黨首を主腦とする獨裁制を採用し、あくまでも共產主義を排撃し、國家主義を建前とする。

た、我が國體の本義を知ることがないからであります。かうした思想、生活、文化の動搖と混亂は、私共が西洋思想の本質なるものをよく見とほすと共に、我が國體の本義を充分に認識するならば、直ちに解消する問題であらうと思ひます。そして、このことは大きく見ますれば、たゞ單に我が國だけの問題ではなくて、今や個人主義の行詰りに悩んでゐる世界人類のためにその苦しみを解消することになるのであります。さういふ風に考へますと、このことは實に世界史的の大なる使命問題であると云へるではありませんか。

そこで、我が文部省では此度「國體の本義」なる一書を編纂して、我が國建國の由來をつまびらかに説明し、その精神をくわしく述べると共に、我が國體が國史の上はどういふ風にあらはれてゐるかといふ事實を示し、進んでは今日の狀態に照し合せて、以て國民の自覺をよび起し、國民全般の努力を促さうといふわけであります。

萬古不易の國體(ばんこふえきのこくたい) 永久に變ることのない國體。

宏量(かうりやう) 心がらのひろいこと、小さくこせこせしてゐないこと。

思想の相剋(しきやうのさうこく) ことなつた思想が對立して互ひに攻めひしぎ合ふこと。

微見(てつけん) 見とほすこと。

世界的使命(せかいてきしめい) 大きく世界を舞臺とするところの使命をいふ。

動搖(どうえう) うごきゆるぐこと、又は、亂れさわぐこと。

編纂(へんさん) 材料をあつめて、書籍の原稿をつくること。編輯に同じ。「纂」は「あつむ」である。

自覺(じかく) 自分からさること。

日本の國體とは如何なるものか

我が帝國の由來

我が大日本帝國は、絶ゆることなく御血筋のつゞいてゐる 天皇陛下が、御先祖天照大神の神勅を奉じ給ひ、二千六百年の久しきに亘つて、これをお治めになつて來たのでありますが、今後とても永遠に我が國土のほろびない限り、天地の滅しない限り、いつまでもこの定めは絶對に變ることにはないであります。かゝる我が國體はいつの代までも不變のものであります。そして、この國の定めに従つて、天皇は國家の主君であらせられると共に、畏れながら國父にてもましまし、私共國民は臣下であると共に國子でもあつて、國家はさながら大きな家族のやうな形をなしてゐるのであります。多くの家族が寄り集つて、その中の勢力のあるものが頭になつて他の多くの家族を權力をもつて支配してゐるといふやうな國家——さういふ國家は昔から他の君主國に

よく見受けられたものでありますが、我が國の場合はさういふ國家と全然性質が違つてゐるのであります。我が國の如き國家を學術的にむづかしく云ふと「家族國家」と呼びます。それで、臣下であると共に國子であるところの私共國民が、主君であると共に國父であらせられる 天皇陛下に忠義をつくすことは、同時に私共の父に對して孝行をつくすことになるのであります。この忠孝一致といふことについては後で詳しく説明されてあります。このやうに君主と國民との特別な關係にあつて、私共國民が 天皇陛下の御命令をよく守り、忠義のこゝろざしを忘れず、奉公のまことをつくし、他の何事をもかへりみないところに、世界に比類なく、すぐれてゐる我が國體の本領があります。かゝる國體は我が國のほろびない限り永久に變らないところの國の定めでありまして、過去二千六百年の我が帝國の歴史を一貫してその事實が立派に示されてゐるのであります。そしてこの國の定めは我が帝國の進歩發展と共に益々鞏固なものになつて、天地と共にいつまでもつゞくのであります。

日本の國體とは如何なるものか

第一 大日本國體

一、肇 國

大日本帝國は、萬世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が萬古不易の國體である。而してこの大義に基づき、一大家族國家として億兆一心聖旨を奉體して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が國體の精華とするところである。この國體は、我が國永遠不變の大本であり、國史を貫いて炳として輝いてゐる。而してそれは、國家の發展と共に彌々鞏く、天壤と共に窮るところがない。我等は先づ我が肇

國の事實の中に、この大本が如何に生き輝いてゐるかを知らねばならぬ。

【註 釋】

- 萬世一系（ばんせいいつけい）一本の糸の如く切れることなくつながつてゐるといふ意。
- 皇祖の神勅（くわうそのしんちよく）「神勅」は神のみことり。
- 萬古不易（ばんこふえき）永遠に變ることがないといふ意。
- 家族 家（かぞくこくか）「解説」参照。
- 億兆（おくてう）數量の多きことで、億兆一心といへば人民がすべて心を合せるといふ意。
- 聖旨（せいし）天皇の思召、御心をいふ。
- 精華（せいけわ）至純の美といふ意味で、非常に美しく、立派なところ。
- 炳として（びやうとして）

それでは、かやうに立派な國體はどうして出来たか、それを先づ私共は知らねばなりません。といふのは、その建國の由來、つまり我が國の出来上るまでの神代の傳説——神話の中にこの國家の定めがちやんと示されてゐるからであります。そこで、本章には先づ我が帝國の由來が説かれてゐるのであります。

天地の創造と高天原

我が國の肇めは、皇孫瓊杵尊が皇祖天照大神から神勅をお受けになつて、豐葦原の瑞穗の國に御降りなされたときにあると云ひます。これが昔から學者達の間でも一致した説となつてゐます。そして、このことは「古事記」、それから「日本書紀」といふ書物に書いてあるのです。これらの書物は、我が國古代の神話及び歴史を書いたものとして今日まで残つてゐる一番古いもので、「古事記」の方は、人皇第四十三代の元明天皇の和銅四年といふ年に、史臣——その頃、文書の事をもつばら司つてゐた役人の太安萬侶といふ人が、天皇の御命令によつ

て、神田阿禮といふ非常に記憶のいゝ人の口誦に基づいて編述したもので、本はその翌年に完成したのであります。又、「日本書紀」の方は、もと「日本紀」とも云ひまして、第四十四代元正天皇の養老四年、勅命によつて、「古事記」の編述者の太安萬侶その他澤山の學者が寄集つて書いたもので、これは「古事記」より八年ばかりおくれ出て来たのであります。「古事記」及び「日本書紀」には、神武天皇以後の事も書いてありますが、神代のことはいはゆる神話として悉く書いてあります。私共はそれによつて我が帝國の由來を知ることが出来るのであります。

扱て、「古事記」及び「日本書紀」には、皇祖が我が國をお肇めになつたことを語るに際して、先づこの天地の開けたこと、我が國土の生れたことが述べられてゐるのであります。即ち「古事記」では、「この天地のはじめに當つて、高天原には天之御中主神といふ神がおいでになり、次に高御産巢日神、次に神産巢日神といふ三柱の神がおいでになつた」と書きしるし、又、「日本書紀」には、「天が先づ出来て地

日本の國體とは如何なるものか

「あきらか」又は「いちじるし」との意味で、輝くさまの形容である。
天壤（てんじやう）
「天地」と同じである。
肇國（てうこく）
國を肇めること、本文及び解説参照。

天地開闢

我が肇國は、皇祖天照大神が神勅を豐葦原の瑞穗の國に降臨せしめ給うたときに存する。而して古事記・日本書紀等は、皇祖肇國の御事を語るに當つて、先づ天地開闢・修理固成のことを傳へてゐる。即ち古事記には、
天地の初發の時、高天原に成りませる神の名は、天之御中

主神、次に高御産巢日神、次に神産巢日神、この三柱の神はみな獨神成りまして、身を隠したまひき。

とあり、又日本書紀には、
天先づ成りて地後に定まる。
然して後、神聖其の中に生れます。故れ曰く、開闢之初、洲壤浮かれ漂へること譬へば猶遊ぶ魚の水の上に浮けるがごとし。その時天地の中に一物生れり。狀葦牙の如し。便ち化爲りませる神を國常立、尊と號す。

とある。かゝる語事、傳承は古來の國家的信念であつて、我が

が定まつた。その後神はその中に生れ給ふたのである。この天地のひらけるはじめに、國土の浮びたよよへるさまは、まるで魚が水の上に浮んでゐるやうであつた。時に天地の中に一物が生じ、その狀は葦の芽のやうであつた。これが化してなりませる神を國常立尊と申上げると書いてあります。即ち、「古事記」では天之御中主神が最初の神となつてゐますが、「日本書紀」では國常立尊が一番初めの神となつてゐます。それで、ずっと昔はこの二つの神は同じ神であるとされてゐたのでありますが、その後學者の研究によつて別の神であるといふことになりました。ところで、同じ日本の神代のことを書いた書物でありながら、何故にこのやうに異つてゐるか云ひますと、「日本書紀」では宇宙造化といふやうな根本のことは略して、國の歴史を主として編纂されたものだから、天之御中主神その他の造化神を説かず、いきなり國常立尊から説き起したのだといふ學者の説があります。これは尤もな説だと思ひます。だが、何れにしても我が神話の尊嚴をきづつけるやうなことはすこしもないのであります。

抑も日本人はこの宇宙はまことから成立つものであるとなし、まこととを以て宇宙の本體となし、そのまことの持主が神であり、尊であるとなししてゐます。それで、我が日本人の思想では、神も自然もみな宇宙神——天之御中主神も、高御産巢日神も、神産巢日神もみなこの宇宙神である——の造らせたまふたもので、人間や生物に限らず、すべてのものには生命があるとしてゐます。つまり天地宇宙の萬物はみな生き物であるとするのであります。このことは何れ後の方で述べられるだらうと思ひますが、このことが分つてゐないと我が國神話の内容や精神がはつきり掴めないと思ひますから、こゝでちよつと述べておきます。

なほこの神話といふのは神代の傳説であります。傳説だからと云つて神話は事實でないからなどとは決して申されないので、神話には事實を書いた歴史以上の深い意味があります。およそ神話は我が大和民族の精神生活の最も純粹な現はれで、我が民族の精神生活を知る上にこれ以上確かなものはないので、我が日本國民は古來から極めて堅

日本の國體とは如何なるものか

國は、かゝる悠久なるところにその源を發してゐる。

【註釋】

- 皇祖（くわうそ）
- 皇室の御先祖。
- 天照大神（あまてらすおほみかみ）
- 天照大神とも書く。我が皇室の御先祖であるのは申すまでもない。
- 皇孫（くわうそん）
- この場合皇孫といへば天照大神の御孫の意である。
- 葦芽（あしかび）
- 葦の芽のこと
- 天地開闢（てんちかいびやく）
- 天地の開けること。
- 修理國成（しうりこせい）
- 國土をかためつくること。
- 獨神（ひとりかみ）
- 御夫婦の神でない、お獨りの神。
- 語事（かたりごと）
- 世々語りつたへる話。
- 傳承（でんしよう）
- いひつたへる。

悠久（いいうきう）

永くひさしく變らざることの形容。

豐原の瑞穂（とよはらのみづほ）

（とよあしはらのみづほのくに）

大日本帝國の別名。「豐」は「ゆたかにしてさかんなる」の意味。「葦原」は「あしの生ひしげれる地」といふ意味から、我が國の美稱となれるもの。「瑞穂」は「美しい稲の穂」といふ意味から、同じく我が國の美稱となれるもの。それで「豐葦原の瑞穂の國」は、これらの美稱をかさねて、我が國の別名として來たものである。また我が國のことを「葦原の中國」ともいひ、單に「葦原の國」ともいふ。

開闢（かいびやく）

あまくたり。

開けはじめ。天地の開けはじめといふこと

とに用ひる言葉である。

古事記（こじき）

我が國最古の書物で、その書名を「ふることぶみ」といふ。天地の初發から推古天皇の御代までの事實を記したものである。古語古傳の集録であるが、今日は史書と尊重せられてゐる。

日本書紀（にほんしよき）

固なる國家的信念を以てこの神話を傳承して來たのであります。つまり神話は單に一個人の精神や意志を表現したものでなく、民族全體に最も共通するところの精神や意志を表現したもので、それだけに絶對の價値があります。

兎に角、日本精神の根源にしても、日本國體の淵源にしても、それらはすべてこの我が神代傳説、即ち神話の中に求められるのであります。

諾冉二神の修理固成

「古事記」に依りますと、前段に述べましたやうに三柱の神々が先づお生れになつて、この三神を造化三神と云ひ、次にお生れになつた宇麻志阿斯訶備比古遲神、それから天之常立神とを合せて、この五神のことを別天神といひます。そして、この別天神の次にお生れになつた神を國之常立神(國常立尊)と申し、この國之常立神を初めとする神代七代の終りに、伊邪那岐神(伊弉諾尊)、伊邪那美神(伊弉冉尊)といふ

陰陽、即ち男女の神がお生れになつたのであります。

扱て、神代七代の神の第一は國之常立神であります。この神はどういふ神かと申しますに、この國土の主神であつて、この國土を維持し發展せしめるところの元靈に對してつけた御名であると云ふことに、學者の説はなつてゐるのであります。ところで、前にも述べましたやうに、「古事記」とならぶところの「日本書紀」には、一番最初にこの神(國常立尊)が出ておいでになつて、別天神のことは書いてないのであります。だが、これは「日本書紀」が國の歴史を主として作られたものであるから、造化の神には及ばず、國之常立神から説かれたもので、これも前に説明した通りであります。

この國之常立神から第七代目の神が伊邪那岐、伊邪那美の二神で、これは陰陽、即ち御夫婦の神であります。神代七代の最後にお生れになつた神で、この二神はもう身體を持つておいでになつた、つまり人としての神であらせられたのであります。「古事記」には、この二神が國土生成の大事業を完成されることに就て、「諸々の天神が伊邪那岐命

日本の國體とは如何なるものか

また「日本紀」とも云はれてゐた。「古事記」に次いで古い書物で、我が國に於て最初の勅撰史書である。即ち、元明天皇の勅命によつて舍人親王が總裁となり、「古事記」の著者太安萬侶等に撰修せしめられたもので、元正天皇の養老四年五月に完成した。

古來(こらい)

昔から今日までひきつゞき存在してゐるところのとの意。

國家的信念(こくかてきしんねん) 國家としての信念、信念といふのは信ずる心、信仰心。

修理固成

而して國常立尊を初とする神代七代の終りに、伊弉諾尊・伊弉冉尊二柱の神が成りましたのである。古事記によれば、二尊は天の神々の命もちて、漂へる國の修理固成の大業を成就し給うた。即ち、

是に天ツ神諸の命以ちて、伊邪那岐命・伊邪那美命二柱の神に、この漂へる國を修理固成せと詔りごちて、天の沼矛を賜ひてことよさしたまひき。

【註釋】

天の沼矛(あまのぬぼこ)

沼矛は瓊矛とも書く、一種の杖か槍のやうな武器かと思ふ。

神代七代(かみやななよ)

「古事記」に於ては、天之御中主ノ神から天之常立ノ神まで、五柱の神を別天ツ神といひ、國之常立ノ神から伊邪那岐神・伊邪那美神まで併せて、神代七代と名づけてゐる。なほ「解説」を参照せよ。

天ツ神諸の命

(あまつかみもろ／＼のみこと) 天にまします多くの神々の御命令といふ意味。「天ツ神」は天にまします神である。「諸々」は「多く」を意味する文字。

と伊邪那美命とに、このたゞよへる國を作り固めるやうにと仰せられ、天の沼矛を賜ひ、國土を作り固める事業をお任せになつた」と書いてあります。

天照大御神の御誕生

かくて、伊邪那岐命、伊邪那美命の二神は、天の浮橋にお立ちになつて、その沼矛を指し下してかき廻し、沼矛を引き上げられたときに、その矛の先から潮がしたゞり落ちて、それが積りかたまつて島となりました。これが淤能基呂島です。二神は、やがてこの島にお降りになつて、廣大な御殿を作り、そこにお住みになりました。そして、多くの神々や國土をお生みになりました。尤も水蛭子（からだが弱くて全身なえなえした御子）とか、淡島（ふわふわして固まらぬ土地）とかいつたものもお生みになりましたが、やがて八つの立派な國土をお生みになりました。即ち、淡道之穗之狭別島（淡路）、伊豫之二名島（四國）、隱伎之三子島（隱岐）、筑紫島（九州）、伊伎島（豊後）、津島（對

島）、佐度島（佐渡）、大倭豊秋津島（本州）の大八島がこれでありました。大八島は大八洲とも書きます。それから更に吉備の兒島とか、小豆島とか、大島とか、女島とか、兩兒の島とか、さういつたやうな島々をお生みになりました。これを伊邪那岐、伊邪那美二神の「國産み」と稱してゐます。

二神は、それから又多くの神々をお生みになりましたが、更にこれらの國土や神々を御統治せられる最高の神とも申すべき天照大御神を生み給ふたのであります。このときの有様を「古事記」には、「伊邪那岐命は大いに悦びたまひて、自分は今までに多くの御子を生んで來たが、最後に三人の立派な御子を得てこんなうれしいことはないと思はれて、そのお頸の廻りにかけられた飾り珠（この珠の名を御倉板舉之神といふ）を取つてさかんに鳴りひゞかせ給ひ、それを天照大御神に賜ひて、お前は高天原をおさめなさいと、御統治のことをお任せになつた」とあります。伊邪那岐命の御言葉の中の「三人の御子」といふのは、天照大御神と他に月讀命と建速須佐之男命とを云ふので、

日本の國體とは如何なるものか

深へる國（たゞよへるくに）
「古事記」から出た語で「くらげなすたゞよへる國」のありさまをいへるもの。
成就（じやうじゆ）
なしとげること。

天照大神

かくて伊弉諾尊、伊弉冉尊二尊は、先づ大八洲を生み、次いで山川、草木・神々を生み、更にこれらを統治せられる至高の神たる天照大神を生み給うた。即ち古事記には、
此の時伊邪那、岐命大く歡喜ばして詔りたまはく、吾は子生み生みて、生みの終に、三貴子得たりと詔りたまひて、即ち其の御頸珠の玉の緒もゆるらに取りゆらかして、天照大御神に賜ひて詔りたまはく、

汝が命は高天原を知らせと、ことよさして賜ひき。

とあり、又日本書紀には、
伊弉諾尊、伊弉冉尊共に議りて曰く、吾れ已に大八洲國及び山川草木を生めり、何にぞ天下の主たるべき者を生まざらめやと。是に共に日神を生みまつります。大日靈貴と號す。（一書に云く、天照大神、一書に云く、天照大日靈尊。）此の子光華明彩しくして六合の内に照徹らせり。
とある。

天照大神は日神又は大日靈貴とも申し上げ、「光華明彩しくし

この三柱が同時に生れ給ふたのであります。

また、「日本書紀」の方には、「伊邪那岐命と伊邪那美命とは御相談になつて、自分等すでに大八洲國を始め、數多の山川や草木を生んだが、何とかしてこの天地の君主たるべきものを生みたいものだ」と仰せになつて、こゝに日神をお生みになつた。この神を大日靈貴と申上げ、即ち、天照大御神のことである。この御子は御容姿が光りかゞやいて、まことに尊く、麗はしく、世界中をあまねく照した」とあります。

この「日本書紀」の記述は、「古事記」とはすこし違つてゐるやうであります。そんなことは勿論かれこれと詮索する必要もないので、兎に角、わが皇室の御先祖であらせられるところの天照大御神はかうしてお生れになつたのであります。

大御神は、お生れになつたとき、御父伊邪那岐命が大變お悦びになつて、特に「みくらたなの神」といふ名の御頸珠をお授けになつたほど、その御容姿は光りかゞやいて尊く麗はしく、世界中をあまねく照したと、「古事記」や「日本書紀」に書きしるされてある如く、まことに御

て六合の内に照徹らせり」とある如く、その御稜威は宏大無邊であつて、萬物を化育せられる。即ち天照大神は高天原の神々を始め、二尊の生ませられた國土を愛護し、群品を撫育し、生成發展せしめ給ふのである。

【註釋】

- 貴子(うづのみこ) 皇子の意。
- 玉の緒(たまのを) 玉についでる紐をいふ。
- 光華明彩しく(ひかりうるはしく) 眼もさめるばかりに神々しく美しいことの形容。
- 六合の内(あめつちのうち) 世界中といふ意。
- 照徹る(てりとほる) あまねく照らすこと。
- 宏大無邊(こうだいむへん) ひろくて大なるさまの限りなきことをいふ。

徳の高大な神であつたことが知られます。そして、そのすぐれたる御

人格と御徳とを以て萬物を化育せられたのであります。まことに大御神の御威徳の宏大無邊であつたことは、「古事記」や「日本書紀」に記述されてあるところでも充分うかゞはれるのであります。その御名を「天照大御神」とも、「大日靈貴尊」とも申上げ、又、「日神」とも稱し奉るのは、大御神がその神威靈徳をもつて、かの日輪のかくかくと宇宙を照し、萬物を成育させるのにもたとへまして、大御神を崇め稱え奉つた御名であります。

かくして、天照大御神は、高天原の神々を始め、伊邪那岐、伊邪那美二神の生ませられた國土を愛護し、生成發展せしめ給ふたのであります。

なほ天照大御神のことを「みくらたなの神」と申上げるが、これは一體どういふわけがあるのか、それに就ての或る學者の説をこゝに參考にまで申添へておきます。

「御倉板舉之神」といふのは、外觀上からいへば、御倉の種子とい

日本の國體とは如何なるものか

化育(くわいく) 自分の徳に化してそだて上げること。

群品(ぐんびん) 人間、事物その他のものを含めたあらゆるもの。

大八洲(おほやしま) また大八島とも書く。八洲(やしま)に尊稱の大を冠せられた語である。大日本帝國の古稱。大八洲の「八」を八ツの島と解するのには妥當でないやうである。

御稜威(みりやうゐ) 御威光のこと。「いりやうゐ」ともよむ。大きく歡喜はして(いたくよるこばして) たいそうおよろこびになつて。この「大歡喜」といふ文字は、「古事記」の中のと

ころどころに出て来る。

三貴子(みはしらのうづのみこ) 「貴」は高くいつくしきこと。三柱のうづのみことは、天照大御神、月讀命、建速須之男命のことである。

御頸珠(みくびたま) 古昔は男女ともに玉の緒につらぬいて、頭にも、手足にも、衣にも飾つたのである。それで頸玉、手玉、足玉などといふ名がある。

ふことで、あらゆるものゝ種子といふ意味であります。更に内側から観れば、御位の御子といふ意味であります。いひかへれば、眞、善、美、信の種子といふことです。更にこれをひとまとめに見れば、「あまてらすすめらみこと」又は「あまてらすすめらおほかめ」と崇め奉るのです。これを現代的の言葉で申せば絶対的愛とでも申されませうか、即ち、天照大御神の御本體は、絶対的愛であらせられ、これがわが帝國の根本精神であります。この御本體を承け繼がれるのが「すめらみこと」(天皇)であらせられ、同時に國體の表現であり、生命であらせられるのです。従つて、日本の政治もこれより生れ、教化もこゝに源を發し、經濟、國防、藝術、信仰もすべてみなこれから發生すると云へるのであります。

神勅と皇孫の降臨

天照大御神は、「和魂」(平和の心)の神であらせられると共に「荒魂」(戰鬥の心)の神であらせられ、發展向上の精神と調和統一の精神とを

もゆら 緒につらぬける玉がゆれて、玉と玉とが鳴るさまをいふ。とりゆらかし 手に取り持つて、ゆらゆらと振りうごかすこと。知らせ(しらせ) 「治めよ」といふ意味。「知らせ」は「しろしめせ」とよんでもよい。「知らせ」は「知らせ」の命令語で、國を治めることである。ことよさし おまかせになること。大日靈貴(おほひるめのむち) 天照大御神の御名。「日靈」は「晝靈」の轉。「大」は尊稱である。六合(あめつち) 六合は上下四方をいふ。天地、世界、宇宙といふ意味。

神勅と皇孫の降臨

天照大神は、この大御心・大御業を天壤と共に窮りなく彌榮えに發展せしめられ

合せ持つておいでになつて、その宏大無邊の大御心で國家創成の大業を益々繁榮せしめ、發展せしめるために、こゝに皇孫を降臨せしめられ、有名な神勅を下し給ひ、それによつて君臣の大道を定め、我が國の祭祀と政治と教育に就ての根本を確立し給ふたので、我が大日本帝國の國體の基礎はこゝに出來上つたのであります。我が國體はかくの如き意味深い肇國の事實に始まつて、天地と共に亡びることなく成長發展するものであつて、萬國に比類ないところの萬世一系の 天皇を奉戴する國體の盛觀は、すでにこの神勅の中に示されてゐるのであります。

扱て、天照大御神は皇孫瓊杵尊を降し給ふに先立つて、御弟素戔嗚尊の御子孫であらせられる大國主神を中心とする出雲の神々が天命を畏んで恭順せられたのであります。このことを今すこし悉しく説明して置ませう。

御姉君天照大御神の平和を好み給ふ御心に反對して、非常に争鬪心の強かつた素戔嗚尊はとかく亂暴がすぎて、そのために大御神は天の

日本の國體とは如何なるものか

るために、皇孫を降臨せしめられ、神勅を下し給うて君臣の大業を定め、我が國の祭祀と政治と教育との根本を確立し給うたのであつて、こゝに肇國の大業が成つたのである。我が國は、かゝる悠久深遠な肇國の事實に始つて、天壤と共に窮りなく生成發展するのであつて、まことに萬邦に類を見ない一大盛事を現前してゐる。

天照大神が皇孫瓊杵尊を降し給ふに先立つて、御弟素戔嗚尊の御子孫であらせられる大國主神を中心とする出雲の神々が、天命を畏んで恭順せられ、こゝに皇孫は豊葦原の瑞穂

岩戸に身をかくし給ひ世の中が暗黒になつたやうなこともありましたが、遂に八百萬の神々から高天原を追ひ出され給ひ、その後、素戔嗚尊は出雲にお降りになつて、肥の川上で哀れな老夫婦のために高志の八俣大蛇を退治なされ、老夫婦の娘の櫛名田比賣命を妃として出雲の須賀といふところに宮居を作られ、御夫婦でお住ひになりました。その時お詠みになつたのが有名な

八雲起つ 出雲八重垣 夫妻隠みに 八重垣造る その八重垣を
といふ歌であります。

この素戔嗚尊の御子孫に大國主神(大國主命)といふ方があります。例の因幡の兔をお助けになつたことで小學生にも知られてゐる有名なお方です。「古事記」には素戔嗚尊六世の子孫とあり、「日本書紀」には素戔嗚尊の御子とあります。どちらが正しいのか、そんなことをここで詮索する必要はありません。兎に角、この大國主神は大變偉いお方で、仲の悪い御兄弟の八十神からいろいろの迫害のあつたにも拘らず、忽ちのうちに出雲地方を平定して國土の經營につとめられたので

あります。

當時、高天原では、天照大御神及び高木神(高御産巢日神)の命を受けて、天菩比神といふ方が出雲に降つておいでになりましたが、強大なる大國主神の勢力に靡き、三年間も出雲に留まつたまま、高天原に歸つておいでになりません。つゞいて出雲へお降りになつた天若日子も大國主神の御女下照比賣命を妻として、八年たつてもお戻りにならず、高天原への消息が全く消えました。そこで、今度は雉名鳴女を遣はされましたところ、雉は天若日子の射た矢のために殺されてしまいました。かくして、天安之河原で出雲へ遣はすべき適任者に就て大會議が開かれ、その結果選ばれたのが建御雷神であります。

建御雷神は、布都魂劍(經津靈劍とも書く)を提げ、天鳥船神を従へ、高天原を出發して、出雲の伊那佐之小濱に降り、波の上に劍を逆に突き立て、劍先にあぐらをかきながら、大國主神に向つて談判をなされました。

「自分は天照大御神と高木神(高御産巢日神)との命を奉じて來たので

日本の國體とは如何なるものか

の國に降臨遊ばされることになつた。而して皇孫降臨の際に授け給うた天壤無窮の神勅には、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

と仰せられてある。即ちこゝに儼然たる君臣の大義が昭示せられて、我が國體は確立し、すべし。しめす大神たる天照大神の御子孫が、この瑞穂の國に君臨し給ひ、その御位の隆えまさむこと天壤と共に窮りないのである。而してこの肇國の大義は、

皇孫の降臨によつて萬古不易に豊葦原の瑞穂の國に實現せられるのである。

更に神鏡奉齋の神勅には、此れの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如、いつきまつれ。

と仰せられてある。即ち御鏡は、天照大神の崇高なる御靈代として皇孫に授けられ、歴代天皇はこれを承け継ぎ、いつきまつり給ふのである。歴代天皇がこの御鏡を承けさせ給ふことは、常に天照大神と共にあらせられる大御心であつて、即ち天照大神は御鏡と共に今にましますのである。天皇は、常に御鏡をいつ

あるが、御身の支配してゐる葦原中國は、大御神の御子が當然統治せらるべき國である。それについて御身はどう考へられるか」

と問はれました。すると、大國主神はその返答を御子の事代主神に譲られました。事代主神は大御神の御旨をたゞちに受容れて、「謹んでこの國土を天孫に獻上いたしませう」と答へた。ところが、大國主神のもう一人の御子建御名方神は國土獻上のことを手強く反對して、「誰だ、俺の國へ来てこそこそと内證話をしてゐる奴は」と咎め、「さあ力競べをしよう」と千引の岩を手先に捧げ、建御雷神に向つて戦ひを挑んで來られました。

さて力競べをなさると、建御雷神は非常に強く、建御名方神は大いに懼れて逃げ出されました。どんどん逃げて科野國(信濃國)の洲羽海(諏訪湖)の在るところまで逃げて行かれました。建御雷神がそこまで追ひつめて行かれますと、「どうか助けてくれ、私は父神や兄神の仰せの通りにする。そして共に皇室のお守りをする」と建御名方神は誓はれました。信濃の官幣大社諏訪神社はこの方を祭神としてゐます。建

きまつり給ひ、大神の御心をもつて御心とし、大神と御一體とならせ給ふのである。而してこれが我が國の敬神崇祖の根本である。

又この神勅に次いで、思金神は、前の事を取り持ちて政せよ。

と仰せられてある。この詔は、思金神が大神の詔のまに、常に御前の事を取り持ちて行ふべきことを明示し給うたものであつて、これは大神の御子孫として現御神であらせられる天皇と、天皇の命によつて政に當るものとの關係を、儼として御示し遊ばされたものである。即ち

御雷神はそこで出雲へ引返して來られて、もう一度大國主神に念を押されますと、大國主神は、

「たしかにこの國土は天照大御神の御子に奉ります。たゞ私の住居を立派に建て、下さるならば、私は遠い黄泉國にかくれてをりませう。また、私の多くの子達も、決して一人もこれに不服を申す者はありません」

と仰せになつて、隠退し給ひました。申すまでもなく、出雲の大社の祭神は、この大國主神を祭神とするのであります。かくして、恙なく使命を果された建御雷神は高天原に歸つて、そのことを天照大御神に報告なされたのであります。

こゝに於て、皇孫瓊杵尊は豊葦原の瑞穗國に降臨遊ばされることになりました。そして、この皇孫降臨に際して天照大御神は有名な天壤無窮の神勅を授け給ふたのであります。

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、

日本の國體とは如何なるものか

我が國の政治は、上は皇祖祖宗の神靈を祀り、現御神として下萬民を率ゐる給ふ天皇の統べ治らし給ふところであつて、事に當るものは大御心を奉戴して輔翼の至誠を盡くすのである。されば我が國の政治は、神聖なる事業であつて、決して私のはからひ事ではない。

こゝに天皇の御本質を明らかにし、我が國體を一層明徴にするために、神勅の中にうかゞはれる天壤無窮・萬世一系の皇位・三種の神器等についてその意義を闡明しなければならぬ。

【註釋】

君臣の大義(くんしんのたいぎ)

當に天壤と窮りなかるべし。

謹んでこの神勅の意味を説明すれば、日本の國はまさしく我が子孫のものが君主たるべき土地であるから、御身が行つてこれを統治なさい、皇位の盛んなることは、天地と共に彌榮えるであらうといふのであります。

我が國體の神髓は、申すまでもなく萬世一系の天皇を戴き奉ることとありますが、その根據はこの神勅にありまして、皇統の一派は神勅によつて定まり、嚴たる君臣の道は神勅によつて示されてゐるのであります。かくて、我が日本帝國の基礎は實にこの神勅によつて築かれ、肇國の大精神は皇孫の降臨によつて萬代不變に我が帝國に實現せられたのであります。

だが、こゝでちよつと注意しなければならぬのは、すでに二三の學者によつて述べられてゐますやうに、この神勅の渙發は日本帝國の創成を語るものでなく、又、この神勅によつて我が國體が定まつたといふわけでもないので、我が國はこれ以前にすでに肇まつてゐたので

ありますし、我が國體にしてもすでに神勅に掲げられるやうな事實は嚴として存在してゐたのであります。それで、この事實の上に神勅が發せられたといふことは、これによつて、日本の國體を宣言せられ、確立せられたと見るべきであらうと思ひます。と云つて、神勅の尊嚴はすこしも減じるものでありません。否、それだから神勅の尊嚴は益加はるのであります。それは、神勅によつて日本の國體が突如として作られたのではなく、あるがまゝの事實を宣言せられたのでありますから、これほど自然であり、確實であり、公正であることはないといふのであります。

さて、皇孫瓊杵尊の降臨に際して、天照大御神の三種の神器（この三種の神器に就ては後に詳しい説明が出てゐます）をお授けになつたのであります。特に御鏡をお授けになる場合の神勅（これを神鏡奉齋の神勅といふ）には、

此れの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如、いつきまわれ。

日本の國體とは如何なるものか

君としての道と臣としての道をいふ。

天壤（てんじょう）
天と地のこと。

恭順（きようじゆん）
心から従ふこと。

治せ（しらせ）
統治せよ。

寶祚（あまつひつぎ）
天皇の御位をいふ。

現御神（あきつみかみ）
現人神ともいふ。

輔翼（ほよく）
輔弼に同じく天下の政治を助けること。

大御業（おほみわざ）
天皇の御事業をいふ。「大御」は敬稱の

「御」に尊稱の「大」を冠せられたものである。祭祀（さいし）

まつりのこと。まつりとは、神靈に奉仕してその靈威をなぐさめ、又は祈禱を行ふ儀式をいふのである。

政治（せいぢ）
まつりごと。まつりごととは君主又は政府がその國土人民を治め、百般の公事をとりさばくことをいふ。

教育（けいふく）
をし（そだてることである。

現前（げんぜん）
まのあたりにあらはすこと。實現。

儼然（げんぜん）
おごそかなるさま、いかめしきさま。「儼」

は「おごそか」「うやまふ」「つゝしむ」等の意味を有する文字。今日は儼然と書く。昭示（せうし）

あきらかにしめすこと。昭は「あきらか」又は「あらはる」等の意味である。

すべしらしめす

天皇が國を治めたまふこと。「しらす」は「國を治めたもちたまふ」との意であるが、元來は「知らせらる」といふ「知る」の敬語である。

奉齋（ほうさい）
いづきまつる。あがめ仕へたてまつる。

「齋」はその外に「ものいみ」、「いはひ」、「つゝしむ」、「おごそか」など多くの意味を有する文字である。

御靈代（みたましろ）
御靈としてまつるかたしろ。御神體のこと。御靈代の「み」は敬語である。

いづきまつり

「いづく」といふのは心身を清めて神に仕へること。大切にかしづきまもること。

「し」は「齋む」の語根で、「しづく」は附くで

とあります。即ち、「この鏡をわが御魂として自分を拜むやうに拜めよ」と仰せられてゐるのであります。抑も御鏡は天照大御神の崇高なる御靈魂として皇孫に授けられ、御歴代の天皇がこれを承け継ぎ給ふのであります。御歴代の天皇がこの御鏡を承けさせ給ふことは、常に皇祖天照大御神と共にあらせられやうといふ、まことに意味深い御心であります。されば、天照大御神の崇高なる御靈魂はこの御鏡と共に今になほましますのであります。天皇は、それで、この神勅の御旨に従ひ、常に御鏡を皇祖として拜し給ひ、大御神の御心を御心とし、大御神と御一體とならせたまふのであります。こゝに我が國に於ける神を敬ひ祖先を崇拜する——敬神崇祖の根本の意味がうかゞはれるのであります。

又、この神勅に次いで、

思金神は、前の事を取り持ちて政せよ。

と仰せられてゐるのであります。この詔の意味は、思金神が天照大御神の詔に従つて、常に御前の事を取り持ちて行ふべきことを明

ある。

敬神崇祖（けいしんそうそ）

神をうやまひ、祖先をたふとぶこと。

詔（みことり）

天皇の仰せ出されたお言葉。

御前の事（みまへのこと）

天照大御神の御靈の御前のこと。「政治」を意味する。

皇祖皇宗（くわうそくわうそう）

天皇の御先祖。皇祖とは天照大神を始め

奉り、皇業の基を築いたまへる神々と、中

國を平定して天皇の祖となりたまへる神武

天皇とを稱し奉り、皇宗とは綏靖天皇以後

の歴代の天皇を稱し奉るのである。

統一してをさめること。

奉讓（ほうたい）

うやまひいたたくこと。

明徴（めいちょう）

あきらかにしめすこと。あきらかに證明

することをいふ。この語は、いはゆる國

體明徴といふ熟語として、ひろく用ひら

れてゐる。

闡明（せんめい）

あきらかにすること。

至誠（しせい）

まことである。

子孫（うみのこ）

皇子、皇孫連綿として窮りなき皇統を指す。

爾（いまし）

「汝」と同じ。

行矣（さきくませ）

「さいはひであれ」の約。皇孫の行先つゝ

がなくあれと祝ひたまへる語である。

隆（さかん）

さかえること。繁榮の意。

此れの鏡（これのかぐみ）

八咫の鏡のこと。

我が御魂（あがみたま）

「我」は天照大神が御身のことを稱したま

へることである。

拜く（いつく）

あがめつかへたてまつること。

思金神（おもひかねのかみ）

天照大神の御靈の御政を行ひたまへる神

である。

取り持ちて（とりもちて）

その身に負ひ持つて執り行ふこと。

示し給ふたものであります。なほ悉しく説明すれば、大御神の御子孫として現御神であらせられる天皇と、天皇の御命令によつて我が國の政治を取り行ふものとの關係をはつきりと御示し遊ばされたものであります。即ち、我が國の政治は、いはゆる祭政一致であつて、上は皇祖皇宗の御神靈を祀り、同時に現御神として下萬民を率ひ給ふ天皇の統治せられるところであります。されば、祭政の事に當るものは天皇の御心をよく奉戴して、至誠を以て天皇を輔佐しなければならぬのであります。かくの如く、我が國の政治は、極めて神聖なる事業であつて、決して勢力のある一方面的ものが勝手に行ふべきものではないのであります。

こゝに於て、本書は、天皇の御本質を明らかにし、我が國體の精神をなほ一層はつきりさせるために、神勅の中にかゝはれる天壤無窮、萬世一系の皇位、三種の神器等についてその意義を悉しく説明されてゐるのであります。

天壤無窮といふこと

先に天壤無窮の神勅に就て述べられました。こゝでは天壤無窮といふ言葉の意味についてもうすこし詳しい説明がしてあります。天壤無窮とはその言葉の通りに解すれば、天地と共に窮りのないといふこととであります。しかし、この無窮といふことをたゞ單に文字の上のみで永久とか、無限とかに解して、時間的につゞくといふことにのみ考へるのは、未だその意味を充分に解しつくしたものと云へないのであります。大體、普通の解釋による永遠とか、無限とかいふ言葉は、單なる時間的の連続における永久性を意味してゐるのであります。いはゆる天壤無窮は、勿論さういつたやうな永遠とか、無限とかいふ時間的連續の意味をも持つてゐますが、なほそれよりも更に一層深い意義のあることを考へねばならないのであります。即ち、この言葉は過去から將來にわたるところの永遠をあらはすと同時に現在を意味してゐます。永久性と同時に現在性をも含んでゐるのであります。これ

天壤無窮

天壤無窮とは天地と共に窮りないことである。惟ふに、無窮といふことを單に時間的連續に於てのみ考へるのは、未だその意味を盡したのではない。普通、永遠とか無限とかいふ言葉は、單なる時間的連續に於ける永久性を意味してゐるのであるが、所謂天壤無窮は、更に一層深い意義をもつてゐる。即ち永遠を表すと同時に現在を意味してゐる。現御神にまします天皇の大御心・大御業の中には皇祖皇宗の御心が拜せられ、又この中に我が國無限の將來が生きてゐる。我が皇位が天壤無窮である

はどういふことかと申しますと、現御神にまします 天皇の大御心や大御業の中には、長くも皇祖皇宗の御精神、御靈魂が拜せられますし又、この中に我が日本帝國の限りなき將來が生きてゐるのであります。それで、天皇の御位が天壤無窮であるといふ意味は、天皇の御位は永遠のものであり、無限のものであるといふだけの説明では些か物足りないので、實に過去も未來も現在に於て一つになつてゐて、そこに我が國が永遠の生命を有し、無窮に發展すると解すべきであります。即ち、時間的連續に於ける永久性といつたものを超越して、もつともつと深い意味があるのです。そして、我が國の歴史は永遠の現在の展開であり、我が國の歴史の根柢にはいつも永遠の現在が流れてゐるのであります。こゝに、我が國體の現實性と積極性が見られます。「教育ニ關スル勅語」の中に、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」と仰せられてゐますが、これは、日本國民の各自が皇祖皇宗の御遺訓をよく承けつぎ給ふ 天皇に奉仕し、その大御心を奉戴し、日本臣民としての正しい道を踏み行ふところに實現せられるのであります。これに

日本の國體とは如何なるものか

といふ意味は、實に過去も未來も今に於て一になり、我が國が永遠の生命を有し、無窮に發展することである。我が歴史は永遠の今の展開であり、我が歴史の根柢にはいつも永遠の今が流れてゐる。「教育ニ關スル勅語」に「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」と仰せられてあるが、これは臣民各々が、皇祖皇宗の御遺訓を紹述し給ふ天皇に奉仕し、大御心を奉戴し、よくその道を行ふところに實現せられる。これによつて君民體を一にして無窮に生成發展し、皇位は彌々榮え給ふのである。まことに天壤無窮の

よつて君民は一體となつて、國家は益々成長發展し、天皇の御位は彌が上にも榮え給ふのであります。畏くも日本國民の御親であらせられる天皇は、その御一生を悉くその大御業のために奉仕遊ばされるのであります。天皇には「私」といふものがなく、すべては「公」であります。天皇の御位、それが御献身を意味します。されば、天皇は文字通り一切をその大御業にさへ上げておいでになるのであります。かゝる世界に比類なきところの君主たる天皇を奉戴する私共國民は又一切を天皇にさへげ奉つてゐるのであります。國民一致して君主に一切をさへげる心を持てる國、それは世界に日本だけしかありません。日本の國體上さういふ國家になつてゐるのであつて、これは他國の模倣し得ざるところであります。こゝに日本帝國の絶大なる特質があります。

説明がすこし傍へ外れましたが、まことに天壤無窮の天皇の御位は我が國體の根本でありまして、これを神代の昔、肇國の初めに當つて、我が國體の宣言として、萬古不易に確立し給ふたのが天壤無窮の

神勅であります。この天壤無窮といつた言葉には實にさういつたやうな深い意味があるのであります。

萬世一系の皇位とは

我が國の皇位といふのは、萬世一系の天皇の御位であり、これは神代からたゞ一すぢにつゞいて來た御繼承の御位であります。皇位は皇祖天照大御神の御子孫にましまし、御先祖の肇め給ふた國を承継せ給ひ、泰平に統治することを大御業となさせ給ふ「すめらぎ」、即ち、天皇の御位であります。本文に見へる「しろしめす」、即ち、「しらす」といふことは今日統治といふ文字があてられますが、これは君民一體となつて、了解の政治を行ふといふことであり。前にも説かれておましたやうに、皇祖天照大御神と御一體となつてその大御神の大御心を今にあらはし給ひ、國家を隆盛ならしめ、下萬民を慈しみ給ふ天皇の御地位に他ならないのであります。日本國民は、現御神にまします天皇を仰ぐことに於て同時に皇祖皇宗を崇拜し、その深い御恵みの下

日本の國體とは如何なるものか

寶祚は我が國體の根本であつて、これを肇國の初に當つて永久に確定し給うたのが天壤無窮の神勅である。

【註釋】

惟ふに（おもふに）
考へてみるに。
扶翼（ふよく）
大いに助けるの意。
紹述（せうじゆつ）
前代のことを後代の人がつぎて明かにすること。
時間的連續（じかんできれんぞく）
時と時との間をいふ。
永遠の今（えいえんのいま）
いつまでもつゞく今。無窮といふこと。
皇運（くわううん）
御皇室の御盛運。
御遺訓（ごゐくん）
のこしたたへさせたまうたをしへをいふ。
體を一にし（たいをいつにし）
たがひに相依り相助けて一つになること。
君民一體といふこと。

根本（こんぽん）
おほもとの意。

萬世一系の皇位

皇位は、萬世一系の天

皇の御位であり、たゞ一すぢの天日嗣である。皇位は、皇祖の神裔にましまし、皇祖皇宗の肇め給うた國を承継せ給ひ、これを安國と平らけくしろしめすことを大御業とせさせ給ふ「すめらぎ」の御位であり、皇祖と御一體となつてその大御心を今に顯し、國を榮えしめ民を慈しみ給ふ天皇の御地位である。臣民は、現御神にまします天皇を仰ぐことに於て同時に皇祖皇宗を拜し、その御恵の下に我が國の臣

に我が帝國の臣民となつてゐるのであります。かくの如き皇位は、尊嚴きはまりなき高御座であり、永遠に變ることなき我が國の大本であります。高御座と申すのは、天皇の御即位のときお坐りになる御座所のこと、つまり 天皇の御位のことです。

この高御座に即き給ふ 天皇が萬代たゞ一本の御血筋より出でさせ給ふ事は我が肇國の大本であり、天照大神の神勅にも明かに示し給ふところであります。即ち、大御神の御子孫がひきつゞいてこの御位に即かせ給ふことは、永久に變ることのない我が國の正しい掟であります。我が國は前にも申したやうに家族國家とも稱すべきもので、國家全體が一つの大きな家族となつてゐて、君臣の關係はまた父子の關係の如き深いものがあるのですが、外國はさうではありません。多くの家族が集つて出来てゐる國家であります。つまり個人の集團によつて國家は成立つてゐます。さういふ外國に於ては、君主は智とか、徳とか、力とかを標準にして、徳あるものはその位に即き、徳なきものはその位を去らねばなりません。また、権力によつて自由に支配者の位

民となるのである。かくの如く皇位は尊嚴極まりなき高御座であり、永遠に搖ぎなき國の大本である。

高御座に即き給ふ天皇が、萬世一系の皇統より出でさせ給ふことは肇國の大本であり、神勅に明示し給ふところである。即ち天照大神の御子孫が代々この御位に即かせ給ふことは、永久に渝ることのない大義である。個人の集團を以て國家とする外國に於ては、君主は智・徳・力を標準にして、徳あるはその位に即き、徳なきはその位を去り、或は権力によつて支配者の位置に上り、権力を失つてその位を

置に上ることが出来るのでありますから、その代りに権力を失つたものはその地位を逐はれるといふことになりす。更に又、民衆の意のままになつて、その地位は選舉によつて決定せられるといふやうなものもあります。かやうに外國に於ける君主の地位といふものは、人間の行爲や権力によつて自由勝手にこれを定めるといふことになるのであります。ところが、この徳といひ、力といふが如きものは相對的のものであります。徳あるものが君主の地位についてゐたとしても、それ以上徳のあるものが現はれればどうなりますか。又、力あるものが君立の地位についてゐたとしても、なほその上に力のあるものが出ればどうなりますか。そこにはおのづから權勢や利害に動かされてみない争闘が生じ、君主の地位の奪ひ合ひといふやうな淺猿しいことになつて、血腥い革命騒ぎなどが演じられるのであります。然るに、我が國の場合は全然これと異つてゐます。我が國に於ては、皇位は萬世一系の皇統に出でさせられる御方、即ち皇祖天照大神からのたゞ一筋の御子孫によつてのみ繼承せられることに定まつてゐて、それは如何

日本の國體とは如何なるものか

逐はれ、或は又主權者たる民衆の意のままに、その選舉によつて決定せられる等、専ら人の仕業、人の力のみによつてこれを定める結果となるのは、蓋し止むを得ないところであらう。而もこの徳や力の如きは相對的のものであるから、いきほひ權勢や利害に動かされて争闘を生じ、自ら革命の國柄をなすに至る。然るに我が國に於ては、皇位は萬世一系の皇統に出でさせられる御方によつて繼承せられ、絶對に動くことがない。さればかゝる皇位にまします天皇は、自然にゆかしき御徳をそなへさせられ、従つて御位は益々

なることがあつても絶対に動かぬのであります。されば、かゝる絶対不動の皇位にまします天皇は畏れ多くも自然にすぐれたる御徳をそなへさせられ、従つてその御位は益々鞏固で、又、まことに神聖なものであります。帝國憲法のことば、本文にも後になると出て來ますが、その第一條に、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、又、第三條に、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあります。これは、天皇の御位は絶対不動のものであり、その御位にまします天皇は、又、最高絶対神聖なものであることをはつきりと法律的條文によつて國民に示されたものであります。だが、かういふ法律的條文のあるなしに拘らず、私共日本國民にとつて、皇位は絶対不動のものであり、天皇は絶対神聖なものであります。

我が國に於て臣民が天皇に仕へ奉るのはいはゆる義務ではありませぬ。又、その権力に服するのでもありません。自然の心のあらはれであり、天皇陛下に對し奉る自らなる渴仰であります。たゞひたすらに隨ひ順ひ奉らんとする心であります。神を崇敬する氣持とも等しいも

ぞく又神聖にましますのであります。臣民が天皇に仕へ奉るのは所謂義務ではなく、又力に服することでもなく、止み難き自然の心の現れであり、至尊に對し奉る自らなる渴仰隨順である。我等國民は、この皇統の彌々榮えます所以と、その外國に類例を見ない尊嚴とを、深く感銘し奉るのである。

【註 釋】

- 天ツ日嗣(あまつひつぎ) 天照大御神の御血統をいふ。
- 神裔(しんえい) 大御神の御子孫をいふ。
- すめらぎ 天皇のこと。
- 高御座(たかみくら) 御即位のとき天皇の座したまふ玉座をいふ。

のとも云へませうか、學者の中には、これを宗教的信仰と申してゐる者もあるやうです。私共國民は、この皇統の彌々榮えます所以と、その外國に類例のない尊嚴とに深く感激し、景仰し、萬世一系の 天皇を奉戴することに對しての矜持と感謝とを覺えずにはゐられないのであります。

熱心なる日本主義者であり、我が國憲法學の權威であつた故上杉愼吉博士は、常々、「我が國に於て何物を失ふとも、失ふべからざるものは、萬世一系の天皇である。天皇のおはします一事は、これ日本の日本たる所以である」と高唱してゐられたといふことであります。たしかに日本の日本たる所以は、世界に絶対に比類のないところの萬世一系の 天皇を奉戴する一事であります。日本の特質はこゝに發し、日本の國體はこゝに基づき、日本精神もこゝに發揮され、皇道もこゝに生動すると申されませう。

なほ上杉博士は、わが 天皇と西洋の國王君主との歴史を比較して、わが 天皇の本質を述べてゐられますから、本文の解説を補ふ參考と

日本の國體とは如何なるものか

渴仰隨順(かつごうずあじゆん) 非常に崇拜してつき従ふことをいふ。

安國(やすくに) 泰平に治まれる國をいふ。安き國の意味である。「浦安の國」といふのも同じことである。

御一體(ごいつたい) 一つとなりたまひて。今に願し(いまにあらはし) 現在においてあらはし給ひ。慈しみ給ふ(いつくしみたまふ) 愛したまふ。

尊嚴(そんげん) 非常に立派でとほとほのこと。搖ぎなき(ゆるぎなき) 變ることのない。

國の大本(くにのたいほん) 國家の根本もと。滑る(かはる) 變るに同じ。

標準(へうじゆん) 「めじるし」「めあて」「かた」「てほん」等の意味を含む語である。

集團(しふだん) あつまりである。

して述べておきませう。

わが國の 天皇は臣民を慈しみ給ふをもつて統治目的とし、かつ大御業の目的とせられるのであります。されば、國民和合といふことは日本國の誇るべき美點となつてゐます。然るに、ヨーロッパの歴史を見るに、國王と人民とが絶えず争闘をしてゐます。即ち、ヨーロッパ諸國では、國王の専制は極端に達し、暴虐無道を極めた、これに對して、人民の反抗心も昂まつて、遂には國王と人民との間に淺ましい争闘を現出し、或は倒れ、或は起ち、争闘の歴史を繰返してゐるのであります。然るに、我が國では、歴代の 天皇は臣民を愛撫慈養したまふをもつて、その目的とせられ、君民の間には美しい和合があるばかりで、ヨーロッパの歴史に見られる如き君民の争闘は、我が國民の夢にだに思ひ及ばぬことであります。我國に於ては、昔より臣民は陛下の大切な寶物だとされてゐます。そして、臣民の利益は 天皇の御利益であり、天皇の御利益は臣民の利益であつて、一致して離れることがないのであります。かくて、天皇は臣民を子の如く慈しみ給ひ、臣

民はまた 天皇を神の如く崇敬し、奉仕するところに、我が國體の萬邦に比類ない美しさが見られるのであります。

三種の神器のこと

我が國には、皇位の御しるしとして三種の神器があります。本文はこの三種の神器に就ての説明であります。

「日本書紀」に、「天照大御神は天津彦彦火瓊杵尊に八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙劍の三種の寶物をお授けになつた」とあります。即ち、天孫瓊杵尊が大御神の御命令に従つて、日本の國（豐葦原の瑞穗國）を統治するために高天原をお降りになるとき、大御神からかの神勅と共に賜はつたのがこの三種の神器であります。この時の様子は、「古事記」に次のやうに書かれてあります。

瓊杵尊が高天原からお降りになされる途中、天之八衢（四通八達の要路を云ふ）に一人の神が立つてゐられた。その神の有様は、上は高天原を照し、下は葦原中國（日本國のこと）を照すといふ、まこと

日本の國體とは如何なるものか

權力（けんりよく）

強制的に服従せしめし力。治者が被治者に服従を強要する力。この力を以て道徳の本源とし、この力に服従することを善とする哲學説を權力説といふ。

主權者（しゅけんしゃ）

國家を統治する最高の權力を有する者をいふ。君主國にありては君主、共和國にありては人民より選出せられたる大統領がこの主權者である。

相對的（さうたいてき）

相互に對立するもの。絶對に對する語。

皇統（くわうとう）

天皇の御血統。皇系と同じ。

繼承（けいしん）

うけつぐこと。

神靈（しんせん）

神のごとく尊いもの。

至尊（しそん）

天皇の御稱。至つて尊いお方といふ意味から出た語である。

類例（るいれい）

同じやうな例。

感銘（かんめい）

感じてきもにこたへること。

義務（ぎむ）

どうしても行はねばならぬつとめ。

三種の神器

皇位の御しるしとして三種の神器が存する。日本書紀には、

天照大神、乃ち天津彦彦火瓊杵尊に、八坂瓊曲玉及び八咫鏡・草薙劍、三種の寶物を賜ふ。

とある。この三種の神器は、天の岩屋の前に於て捧げられた八坂瓊曲玉・八咫鏡及び素戔嗚尊の奉られた天叢雲劍（草薙劍）の三種である。皇祖は、皇孫の降臨に際して特にこれを授け給ひ、爾來、神器は連綿として代々相傳へ給ふ皇位の御しる

に威風堂々たるものであつた。そこで、女神であるが、しつかりとした天宇受賣命を遣はして「何人であるか」と問はしめられた。すると、その神は、「自分は國神で、名は猿田毘古神といふものです。天神の御子がお降り遊ばされると承つたので、道を御案内するためにお迎へに参つたのです」と云はれた。かくて、こゝに天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命の五件緒神を初め、多くの神々が御伴して天降られた。またこの時、神勅と共に三種の神器をお受けになつた。

三種の神器といふのは、八坂瓊曲玉、八咫鏡、天叢雲劍(草薙劍)であります。曲玉と鏡とは天の岩屋の前に於て捧げられたものであります。また、劍は素戔鳴尊が出雲の肥の川上で高志の八俣太蛇を退治なされたとき、その尾より得て、天照大御神に献上されたものであります。最初天叢雲劍と云つたのですが、その後、日本武尊が賊徒のために焼打なされやうとされたとき、この寶劍を以て草を薙ぎ拂ひ、難をまぬがれ給ふたので、それより草薙劍と申すやうになつたのであります。

しとなつた。従つて歴代の天皇は、皇位繼承の際これを承けさせ給ひ、天照大神の大御心をそのまゝ傳へさせられ、就中、神鏡を以て皇祖の御靈代として奉齋し給ふのである。

畏くも、今上天皇陛下御即位式の勅語には、
朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク
と仰せられてある。

而してこの三種の神器については、或は政治の要諦を示されたものと解するものもあり、或は道德の基本を示されたものと

ります。

皇祖は皇孫の降臨に際して特にこれを授け給ひ、それから後、神器はひきつゞき代々相傳へ給ふ皇位の御しるしとなつたのであります。従つて、歴代の天皇は皇位をお承け継ぎになる際には必きこれを承けさせ給ひ、天照大御神の大御心をそのまゝ傳へさせられ、殊に神鏡は皇祖の御靈代として奉齋したまふので、このことは前に神鏡奉齋の神勅のところで説明された通りであります。

畏くも、今上天皇陛下御即位式の勅語には、
朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク
と仰せられてあります。

この三種の神器に就て、二三の學者の説を参考までに掲げてみますと、田中義能博士は、「この三種の神器は、神勅と共に、天照大御神の後世に垂れられたところの範を示されてゐるのである。一體我が國民は、天照大御神の神勅に従つて、遠大なる思想をもつて、秩序の統一

日本の國體とは如何なるものか

拜するものもあるが、かゝることとは、國民が神器の尊嚴をいやが上にも仰ぎ奉る心から自ら流れ出たものと見るべきであらう。

【註釋】

- 連綿(れんめん) 絶えることなくつゞくさまをいふ。
- 御靈代(みたましろ) 御靈魂の代りとなるもの。
- 奉齋(ほうさい) 齋は國訓で「いつく」けがれを去つて神に仕へること、かしくみ奉ること。
- 威靈(いれい) 御靈のこと。
- 大統(だいたう) 皇統のこと。
- 有衆(いうしゆう) 人民、蒼生、天皇から國民をさしてお云ひになる言葉。
- 要諦(えうてい) 物事の主要なる點、かなめ、真意義。

を保ち、快活的現世的であつて、そしてどこまでも發展し、膨脹し、天地と共に窮る所がないやうにあるべきである。さうするのに必要であるために、この三種の神器といふものが傳へられてゐるのである。従つて三種の神器は我が國に於て最も必要なものとなつてゐる。この三種の神器の中で、鏡は、大御神がこれをお授けになる時に詔されて、「この鏡をわが御魂として吾れを拜むやうに拜め」と仰せになつたことで見ると、鏡が最も重いやうに思はるが、三種の神器として大御神のお授けになつた場合には、決して優劣をつけてお授けになつたのではないと思はれる」といふ意味のことを述べておられます。また、里見岸雄氏は、「天照大御神は、授國の神勅を下されると共に、他方に於て、三種の神器を皇位の標示として、又皇道の表象として、これを天孫に授けられた」と云つておられます。また、伊藤武雄氏は神勅と神器との關係を述べて、「神勅は言である。神器は事である。國語に於て言と事とは一致する。共にことである。そこに日本の惟神の道があらはれてゐる。即ち、神器はそれ自らに於て神勅を語る。天照大御神

爾來(じらい) それから後はすつと引きつゞいて今日に至るまでの意。
 代々相傳(よゝあいつたへ) 御歴代の天皇が御傳へになつて。
 皇位繼承(くわういけいしやう) 天皇の御位を受けつぎ給ふこと。
 神鏡(しんきやう) 神のかゞみといふことで、この場合は八咫鏡(やたのかゞみ)を指す。
 今上天皇(きんじやうてんわう) 現在御位に即いておいでになる天皇をいふ。
 道徳の基本(どうとくのきほん) 基本は根本、基礎、土臺といふやうな意味で道徳のものである。
 神器の尊嚴(じんきのそんげん) 三種の神器のりつばで尊いことをいふ。
 祖宗(そそう) 皇祖皇宗のこと。
 威靈(ゐれい) いかめしく尊いたまといふ意味で、祖宗のみたまを貴びて仰せられた語である。
 頼り(たより) その加護を受けてといふ意味である。

が、三種の神器を賜へるは、皇孫によつて、永久に大御神の神勅の活きんがためである。故にこの神器には、大御神の御精神がこもる」と説いておられます。

かくて、この三種の神器については、我が國に於ける政治の要諦を示されたものと解するものがあれば、また、我が道徳の基本を示されたものだと拜するものもあります。何れにしても、三種の神器には、天照大御神の偉大なる御精神がこもつてゐて、これが、萬世一系、天壤無窮の皇位の御しるしであり、我が皇道の表象であり、日本國の道を示されたものであります。そして、何れの解釋を下さうとも、我が國民がひとしく神器の尊嚴を仰ぎ奉る心に變りはないのであります。

敬みて(つゝしみて) 御先祖をうやまつて申された言葉である。
 恭しく(うやうやしく) これも前と同じやうな意味で、かしこみと同じである。
 神器を奉じ(じんきをほうじ) 三種の神器をさしげて。
 即位の禮(そくゐのれい) 皇位繼承を天下萬民に告げたまふ御儀を云ふ。
 誥(つぐ) 告ぐと同じで、告げ知らせること。
 爾(なんじ) 汝と同じで、お前達と國民へ呼びかけ給ふた言葉である。

天皇の御徳

大御心と大御業

我が大日本帝國は、神代七代の末に出でさせ給ふた伊弉那岐命（伊弉諾尊）、伊弉那美命（伊弉冉尊）のお二方が先づこの國土を作り固め給ひ、その大御心を承けつぎ給ふた皇祖天照大御神の神勅によつて國が肇つて、更にそれから神武天皇の御創業となり、歴代の天皇の大御業となつて、段々と榮えたのであります。抑も諸冉二神によつて大八洲、即ち、淡道之穗之狭別島（淡路）、伊豫之二名島（四國）、隱伎之三子島（隱岐）、筑紫島（九州）、伊伎島（豊岐）、津島（對島）、佐度島（佐渡）、大倭豊秋津島（本州）などの島々が生れ、天孫の御降臨に際してお下しになつた天照大御神の神勅によつて國の肇つたことは、すでに前段において詳しく説かれたところでありませう。天照大御神の御徳が如何に宏大無邊であつたかは、「日本書紀」に、「その御姿容から發するひか

一、聖徳

天皇 伊弉諾尊・伊弉冉尊
尊二尊の修理固成は、

その大御心を承け給うた天照大御神の神勅によつて肇國となり、更に神武天皇の御創業となり、歴代天皇の大御業となつて榮えゆくのである。二尊によつて大八洲は生まれ、天照大神の神勅によつて國は肇つた。天照大神の御徳を日本書紀には「光華明彩しくして六合の内に照徹らせり」と申し上げてゐる。天皇はこの六合の内を普く照り徹らせ給ふ皇祖の御徳を具現し、皇祖皇宗の御遺訓を繼承せられて、

りが眼もさめるばかり麗はしくて、世界中をくまなく照りわたした」と申し上げてゐるのを見てもよくわかると思ひます。我が國の天皇はこの世界中をあまねく照らし給ふた皇祖天照大御神の立派な御徳をそなへ、皇祖皇宗の御遺訓を承け繼がれて、永遠に我が國を統治なされるのであります。そして、又、臣民はこの天皇陛下の大御心をめいめいの心によくお受けして實際に身を以て行ひ、皇祖皇宗から傳はる天皇の大御業をおたすけ申上げてゐるのであります。こゝに、我が帝國の確固不拔の存在とその永久無限に隆盛におもむく所以があらま

第三十六代 孝徳天皇は、大化三年、新政を御斷行あそばされた後に、詔して、

惟神も我が子治さむと故寄させき。是を以て天地の初より君と臨す國なり。

と宣はせられてゐます。即ち、この詔は「天照大御神が皇孫瓊瓊杵尊にこの國ををさめさせようとおまかせになつたのであるから、この

天皇の御徳

無窮に我が國を統治し給ふ。而して臣民は、天皇の大御心を奉體して惟神の天業を翼賛し奉る。こゝに皇國の確立とその限りなき隆昌とがある。

孝徳天皇は、大化三年新政斷行後の詔に、
惟神も我が子治さむと故寄させき。是を以て天地の初より君と臨す國なり。

と宣はせられてゐる。又、今上天皇陛下御即位式の勅語には、
朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ

國は、天地のひらけはじめから、神の御する君がをさめる國である」との御意であります。こゝに新政斷行とあるのは、我が歴史に有名な大化の改新を指すのでありますから、大化の改新のことを説明しておく必要があります。

大化の改新は、あまり時代が古いので、今日の人々にはあまりはつきりとした認識を持たれてゐないやうであります。當時に於ける大變革であり、國家の運命を賭しての大事件でありました。即ち、從來幾多の弊害をかもし、物部、蘇我の二大氏族の對立を招き、やがては蘇我一族の跋扈を見るに至つたとも云へるところの「氏族制度」が、この改革によつて、蘇我氏の滅亡と共に完全に打倒され、ここに我が國の 天皇はひとり氏族の總族長の地位たるばかりでなく、氏族を超越して、直接人民を統治する君主となられたのであります。そして、皇室と人民との間に横はる勢力が一掃されて、人民はこゝに初めて國民となり、王制が初めて生まれ、國號も初めて「日本」と定まり、初めて「大化」といふ年號も出來て、國家の形が俄かに整つたのであります。

と仰せられてある。以て歴代の天皇が萬世一系の皇位を承継せられ、惟神の大道に遵ひ、彌々天業を經綸し給ふ大御心を拜することが出来る。

神武天皇が高千穂の宮にて皇兄五瀬ノ命と諱り給うた時「何れの地にまさばか、天の下の政をば平けく開しめさむ」と仰せられたのは、國を念ひ、民を慈しみ給ふ大御心の現れであり、而してこれは、歴代の天皇の御精神でもあらせられる。天皇が御即位に際して、

我東に征きしより茲に六年
になりぬ。皇天の威を頼りて、
凶徒就戮されぬ邊

ます。されば、この大化新政の後に下したまへる詔は、かゝる歴史的背景を知ることによつて、詔勅の内容も、これの宣言せられた意味もより一層はつきりするのであります。

又 今上天皇陛下は、昭和三年十一月十日の御即位の大禮に際して、まことに優渥なる勅語を下し給ひましたが、その一節に、

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ不基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ

と仰せられてゐます。謹んで、この勅語の御旨を拜するに、「朕が惟ふに、我が皇祖皇宗は、神代から傳はれる神の御心のまゝの大道にしたがつて、國家統治の大業をいとなみ行はせられ、永遠に變りない國の大本を定めたまひ、萬世一系の皇位をお傳へになり、それが朕の身に及んでゐる」との御意であります。これを以ても、私共は、畏くも御歴代の 天皇が萬世一系の皇位を承継がせられ、神ながらの大道に従ひ、天下を統治し給ふ深い御心の程を拜することが出来るのであります。

土未だ清まらず餘妖尙梗
しと難も、中洲之地復風塵
なし。誠に宜しく皇都を恢
廓め大壯を規摹るべし。：：
：然して後に六合を兼ねて
以て都を開き、八紘を掩ひ
て宇と爲むこと、亦可から
ずや。

と仰せられた詔は、まことに禍を拂ひ、道を布き、彌々廣く開けゆく我が國の輝かしい發展の道を示し給うたものである。而してこれ實に歴代天皇がいや繼ぎ繼ぎに繼ぎ給ふ宏謨である。かくて天皇は、皇祖皇宗の御心のまに、我が國を統治し給ふ現御神であらせられる。この

神武天皇が高千穂の宮にて皇兄五瀬命と國政のことに就て御相談になつた時、「何れの土地に參れば、この天下を最も安らかに統治することが出来るでせうか」と仰せられたのは、國をおもひ、民をいつくしみ給ふ大御心の現はれであつて、これはまた御歴代の 天皇の御精神でもあらせられるのです。こゝで、神武天皇のことをすこし悉しく申上げておきます。

神武天皇は、瓊瓊杵尊の御孫に當らせられる鸕草葺不合命の御子で、神倭伊波禮毘古命と申上げたのであります。天皇は、御年四十五歳にならせられるまで日本民族の君長として、日向國高千穂宮に坐しました。皇兄五瀬命と協議せられ、天の下の平和を實現するには、どうしても中央にある大和地方に出て行く必要のあることを認め給ひ、高千穂の宮を後に東征の壯途に就かれたのであります。これは正に天照大御神が瓊瓊杵尊に下し賜はれる御神勅の御趣旨を實現されようとしたもので、御東遷に際しての堂々の御宣言の中にその御思召を拜することが出来るのであります。大詔の全文は略しますが、この

現御神(明神)或は現人神と申し奉るのは、所謂絶對神とか、全知全能の神とかいふが如き意味の神とは異なり、皇祖皇宗がその神裔であらせられる天皇に現れまし、天皇は皇祖皇宗と御一體であらせられ、永久に臣民・國士の生成發展の本源にましまし、限りなく尊く畏き御方であることを示すのである。帝國憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、又第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、天皇のこの御本質を明らかにし奉つたものである。従つて天皇は、外國の君主と異なり、國家統治

御詔勅の中には、「正を養ひ」、「慶を積み」、「暉を重ね」の三つの最も注意すべき御言葉があります。學者はこれを「建國の三大綱」と稱してゐます。即ち、「養正」とは正義を養ひ護ることであり、「積慶」とは慈愛仁徳を積むことであり、「重暉」とは正智眞智を重ねることでもあります。かくて、慈愛仁徳、正智眞智、正義正道、この三者をもつて

世界に雄飛せんとし給ふた大積極的の御精神を、この御詔勅中に拜するるのであります。これを以て、神武天皇が建國御創業の出發點となされたのは、まことに意義深いことだと思はれます。

さて、高千穂の宮を御發途になつた 神武天皇は、それから筑前、安藝、備前などを経て、船で攝津の浪華に御着あらせられ、更に河内の白肩津に赴き、孔舍衙坂より生駒山を越えて大和に入らんとし給ふたのであります。ところが、この大和地方には、さきに、天神饒速日命が降臨されて、土豪長髓彦の妹を娶つて可美眞手命を生み、頗る土人の心を得てゐたので、長髓彦等はこの方を奉じて主となし、神武天皇の大和に入り給ふのを拒み奉りました。そこで、皇軍は楯をかざし

の必要上立てられた主権者でもなく、智力・徳望をもととして臣民より選び定められた君主でもあらせられぬ。

【註釋】

聖徳(せいとく) 聖徳の字義は「すぐれた徳」、「高德」といふ意味であるが、専ら天皇の御徳といふ意味に用ゐられる。惟神の天業(かむながらのてんげふ) 神のまゝなる御事業。即ち、神から受けつがせたまへる天皇の御事業をいふ。奉(ほう) 謹んで心に銘じてこれを實際に行ふこと。翼賛(よくさん) 力をそへてたすけること。輔佐と同じ。經綸(けいりん) 天下を治めととのへること。國家を經營すること。字義から云へば、「經」は「たて糸を引く」、「綸」は「理める」である。讓(はかり) 譲り(はかり) 相談すること。

て勇躍敵前上陸を敢行しましたが、當時、長髓彦の軍はなかなか強く、皇軍は遂に利なく、皇兄五瀬命は流矢に中つて重傷をお受けになりました。その時、命は深く心に感じたところを、「自分等は日の神の子であるから、日に抵抗してはならぬ筈だ。今度の戦争が不利に陥つたのは日に向つて戦つたからであると思ふ」と仰せられました。こゝに於て、皇軍は進路を變更して、海路から南へ廻り、紀伊の男之水門に進軍しました。その折、五瀬命は、その重い傷が容易に癒えないため遂に人々の悲しみのうちに空しく薨せられました。天皇は、皇兄の薨去を痛く悲しみ給ふと共に、長髓彦を一擧に征服して皇兄の靈を慰めやうと思召されたので、熊野路に赴き、八咫鳥を嚮道として吉野川の川尻にお着きになりました。そこから険はしい道を辿つて、深山を踏み越えつゝ、大和の宇陀に出られました。すると、こゝに兄宇迦斯といふ者が、天皇の軍を道に擁して害を加へやうとしました。しかし、この企ては幸ひ未然に發覺し、弟宇迦斯の内應で、兄宇迦斯を抑へつけることが出来ました。そして、この時、弟宇迦斯の奉つた大饗を悉く軍

慈み(いつくしみ) あはれみかはゆがること。
 丕(ひき) もとぬといふ意。
 萬世不易(ばんせいふえき) 永久にかはりのない。
 永祚(えいそ) 永遠にかはりのない天皇の御位。
 皇天の威(あまつかみのいきほひ) 高天ノ原にまします神々の御威光。「あまつかみ」は天ツ神である。
 東に征きし(ひがしにゆきし) 東國征服の意。
 翻りて(かゝぶりて) 「被る」又は「蒙る」と同じく「頭にいたゞく」といふ意味。
 餘妖(のこりのわざはひ) まだ皇位に服従しない凶徒の意。
 凶徒(あだども) 君の命に従はない悪人ども。
 邊土(ほとりのくに) へんびな土地。大和地方から遠く離れた地方を指す。
 梗し(こはし) 荒れてゐるといふ意。

隊の將士に賜り、萬歳を唱ふ戦勝の歌をお詠みになりました。

宇陀の古城に、鳴鶴張る、我待つや、鳴は羅らず、勇精 鯨罹る。

前妻が、魚乞さば、立椏稜の實の、なげくを、幾許弄ね。後妻が、

魚乞さば、拾實の、おほけくを、幾許弄ね。

それから、天皇は宇陀を出發して、途中の豪族共を悉く征服せられ、やがて登美の長髓彦を撃つとき、勇ましい軍歌によつて、人々の元氣を鼓舞せられました。その歌は、「みつみつし久米の子らが」と初めに仰せられ、終りに「うちてしやまむ」と結ばれた、まことに剛強な音律をそなへるもので、皇軍はこの歌によつて大いに勢力を増しました。また、天皇は、皇軍が疲勞したと見ると人々の勇氣を奮ひ起すために、戦機が正に熟すると敵を一息に撃破するために、度々歌をお詠みになりました。かうした 天皇の御製は、すべて「古事記」や「日本書紀」に掲げられてあります。

かくて、神武天皇は東征の目的を達し、大和一帯の地を御平定になつたので、辛酉の歲、正月元旦、畝傍山の東南樞原の地を相して都を

中洲之地(なかつくに) 都に近きところ。大和地方のこと。
 風塵(さわぎ) 風の吹く時に立つ塵。兵亂を意味する。
 皇都(みやこ) 皇居のあるところ。
 恢廓の(ひらきひろめ) 壯大につくること。
 大壯を規摹る (おほみあらかをはかりつくる) 宮殿をつくりいとなむといふ意味。「大壯」といふのは宮殿のこと。
 六合を兼ねて(くにのうちをかねて) 國內を統一してといふこと。
 八紘を掩ひて(あめのしたをおほひて) 天下を一つに包容してといふこと。八紘は八方の隅々。地上の果ての意。
 宇と爲む(いへとせむ) 宇は家である。
 現御神(あきつかみ) 「あらかみ」ともよむ。世に明かに現はれまします神。天皇を稱へて申し奉る語。
 現人神(あらひとがみ) 現御神と同じ。神は本来隱身のものであるのに、人の身體となつて、地上にあら

奠め、堂々たる御威儀のもとに御即位の大典を擧げさせ給ひました。この時、下し給ふたのが、本文にも見えるところの有名な御詔勅であります。尤もこれは全文ではありません。

我東に征きしより茲に六年になりぬ。皇天の威を頼りて、凶徒就戮されぬ。邊土未だ清まらず餘妖尙梗しと雖も、中洲之地復風塵なし。誠に宜しく皇都を恢廓め大壯を規摹るべし。……然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや。

この大詔を謹解すれば、「東征の道についてから、こゝに六年になつた。天ツ神の御靈の御威光によつて、賊徒も遂に平定した。皇威の及ばない遠い地方は、まだ十分に鎮まらず、悪人どもがはびこつてゐるが、大和の地方はよくおさまり、再び兵亂の起るやうなこともなくなつた。それで、今こそ、帝都をひらき、宮殿を立派につくらなければならぬ。(中略)さうして後に全國を統一して改めて都をさだめ、ひろく天下を家とするのも、またよいことでないか」との御意であります。

はれるたまふ神といふ意味。
絶對神(ぞつたいしん)
對立するもののない唯一の神で、學問上でいふと眞理の上にたてられた神を云ふ。
神齋(しんさい)
神の御末、天皇の御事をいふ。
主權者(しゆけんしや)
國家を統治する最高の權力を有するもの。
修理固成(しうりこせい)
「修理」はをさめとよのへるといふ意味を有し、「固成」は、がためつくるといふ意味を有する文字で、つくりかためること。
大八洲(おほやしち)
「解説」参照。
具現(ぐげん)
具體的に、はつきりとあらはし示すことである。
御遺訓(ごゐくん)
先祖の方が子孫の者のために遺されたる教訓のことをいふ。
繼承(けいしやう)
うけつぐこと。
無窮(むきゆう)
かぎりなく、永遠にといふ意。
統治(とうち)

す。

斯くて、この詔は、國內に生じるいろんな災禍を拂ひ、國民のために道徳を布き、益々廣く開け行く我が帝國の輝かしい發展の前途を示し給ふたものと拜すべきであります。殊に「六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひ宇に爲む」といふ御言葉は非常に意味が深いのであります。今日、八紘一字の精神と稱して日本精神の神髓とされてゐるのは、この御言葉に基くものであります。即ち、これぞ天皇の御稜威を四海にとゞろかし、天皇の御徳を天下に及ぼさんとの御思召であつて、皇道を世界に宣揚する日本精神の淵源も、正にこのところにあると云はれます。然かも、この大御心たるや、天照大御神以來の天業の大精神であつて、皇祖の大御心をそのまゝ祖述あらせられたものだと考へられます。されば、これを以て我が建國の一大宣言と拜察することが出来るのであります。そして、この皇祖の神慮を継ぎ給ふた神武天皇の遠大なる御精神と御事業とは、また御歴代の天皇によつてつぎつぎに繼承せられたのであります。

天皇の御徳

すべおさめること。
隆昌(りゆうしやう)
「隆」も「昌」も共に「きかん」といふ意味の文字でさかんなること。
斷行(だんかう)
多少困難なことで敢て行ひつらぬくことをいふ。
教習させ(ことよさせ)
おまかせになること。
天地の初(あめつちのはじめ)
天地のひらけはじめ。肇國の古へをいふ。
君と爾す國(きみとしらすくに)
君の治めたまふ國。
天業(てんげふ)
天皇の御事業をいふ。
一系無窮(いつけいむきゆう)
天地とともにきはまりのない萬世一系といふ意味。
遺へり(およべり)
及んでゐる。
何れの地にまさばか
(いづれのところにまさばか)
どこへ行つたならば。
聞しめさむ(きこしめさむ)
「きこしめす」は、「きく」の敬語で、「きき

ところで、こゝでちよつと注意しておきたいのは、神武天皇の御事業を以て、我が建國創業とすべきや否やといふことであります。これに就ては、清原貞雄博士が極めて妥當なる意見を示してゐられます。以下は、清原博士の所説の概要であります。

「神武天皇の所謂建國の創業をもつて、我が日本國が始めて作られたと見るのは、嚴密に云へば決して正しい見方ではない。日本國の生れたのは、それよりも遙かに昔のことである。しかし、それはあまりにも悠久の昔で、はつきりと傳へられず、神話傳説として傳へられてゐるに過ぎない。そして、その時代は、日本も國家としての形の未だ不完全なものであつた。ところが、こゝに萬邁絶倫の神武天皇が御位を嗣がせられるに及んで、日本の西寄りの日向の國から、その中央である大和の國に都を遷し給ひ、始めて、後年、世界に雄飛するところの大日本帝國の基礎を作り上げられたのである。その御事業は、嚴密な意味で、始めて日本國を建て給ふたのではない。されば、『日本書紀』にも、これに創業といふ文字を用ゐず、恢宏といふ文字を用ゐて

たまふ」といふ意味から轉じて、「治めたまふ」といふ意味に用ひられる。清まらず（しづまらず）
平定してゐない、「清まる」は「鎮まる」と同じである。
綱を拂ひ（わざはひをはらひ）
いろいろな世間の災害、不幸を取りのぞく。
道を布き（みちをしき）
文教をひろめてといふ意。
宏 謨（くわうぼ）
おほなるはかりごと。
御心のまに（みこころのまに）
御精神に従つて。
全知全能の神（ぜんちぜんのかみ）
ありとあらゆる能力をかねそなへてゐる神といふ意味。
御一體（ごいつたい）
ひとつでゐらせられる。
本源（ほんげん）
ものもとをいふ。
帝國憲法（ていこくけんぽう）
大日本帝國憲法は、明治二十二年二月十一日に發布され、欽定憲法で、七十六ヶ條より成る。

ゐる。恢も宏も共に廣めるといふ文字である。しかし、それまでのささやかなる國家が、天皇の御稜威によつて、始めて嚴然たる帝國となつたのであるから、その點から申せば、神武天皇の御事業をもつて、建國の大業と見なすことが必ずしも間違つてはゐない。且つ、その以前のことはあまりに古く、詳しく知る由もないので、神武天皇以前のことを、神々の御事蹟と見なし、これを神代とし、神武天皇を人皇第一代と數へ奉り、その御即位を、我が國の紀元第一年とし、御即位の日をもつて紀元節と定められたのである。」

かくて、御歴代の 天皇は、皇祖皇宗の御精神に従つて、我が國を統治したまふ現御神であらせられます。この現御神は明神とも申し、又現人神と申し奉るも同じことで、所謂神話に出て來る絶對神とか、全知全能の神とかいふ如き意味の神とは異つて、皇祖皇宗がその御子孫にあらせられる 天皇に現はれまし、天皇はまた皇祖皇宗と御一體であらせられ、永久に我が日本の臣民及び國土の生成發展の本源にましまし、限りなく尊き御方であることを示してゐるのであります。帝

本 質（ほんしつ）

本來の性質。
國家統治（こくかとうぢ）
國家をすべおさめること。
智力（ちりよく）
人間の頭からひねり出した力といふ意。
徳 望（とくぼう）
徳がたかくて人望のあること。
選び定められた（えらびきためられた）
國民からの選舉によつて定められた。
廣く開けゆく（ひろくひらけゆく）
この「廣く」は、大きく、若しくは立派にといふ意味。
就戮されぬ（ころされぬ）
「就戮」は、「殺戮」と同じで、國家に害をなし、逆ふものを成敗すること。
高千穂の宮（たかちほのみや）
日向の國、高千穂の宮のことである。
皇 兄（くわうけい）
天皇の御兄君のこと。
今上天皇（きんじやうてんわう）
現在御位についておいでになる天皇のことを申上げるのである。
宣はす（のたまはす）
仰せ出だされる。

國憲法の第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり
ます。又、第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」とあります。
これは、取りも直さず 天皇のこの御本質を明かに申上げたのであり
ます。従つて、我が國の 天皇は、外國の君主などは全然異つて、
國家統治の必要上たてられた最高の權力者といふわけでもなく、又、
智力や徳望をもとゞして臣民より選り定められた君主でもあらせられ
ないのであります。ヨーロッパの歴史に現はれる皇帝と稱するものは
大抵國家統治の必要上たてられた最高の權力者でありますし、又、支
那の古代に見ゆる天子なるものは大方智力や徳望をもとゞして臣民よ
り選り定められたものであります。

敬神祭祀の御こと

天皇は、天照大御神の御子孫であり、皇祖皇宗の御すゑであらせら
れます。天皇の御位は大變に重いものでありますが、それは、天神の
御子孫として、この重い御位に即き給ふが故であります。

第四十二代 文武天皇の御即位の御詔勅に、

高天原に事始めて遠天皇祖の御世、中今に至るまでに、天皇が
御子のあれまさむ彌繼ぎ繼ぎに大八島國知らさむ次と、天ツ神の
御子ながらも天に坐す神の依さし奉りしまにまに、
と仰せられてゐます。この御詔詞を謹解いたしますと、「高天原に天
下の御政事をおはじめになつた遠い御先祖の御代から今に至るまで、
皇子の生れませる次々に、この大八島國を治めさせる順序になり、
天神の御子でありながらも、天にまします神のおまかせなさるまゝ
に、この國を治めておいでになつた」といふ意味であります。

この御詔詞の如く、御歴代の 天皇は、天神の御子孫として皇祖皇
宗を敬ひまつり、皇祖皇宗と御一體となつて、その御位にましますの
であります。先づ古くは、神武天皇が鳥見の山中に齋場をおたてにな
つて、皇祖天神を祀つて大孝を申べさせられました。その時の御詔
に、

我が皇祖の靈、天より降鑒りて、朕が躬を光助け給へり。今、諸

皇國の確立（くわうこくのかくりつ）
我が大日本帝國の基礎が確つかりと出来
上つたことをいふ。
普く（あまねく）
ことごとく、あますところなく。
光華明彩しくして
（ひかりうるはしくして）
前章の註譯を見よ。

敬神

天皇は天照大神の御
子孫であり、皇祖皇
宗の神裔であらせられる。天皇
の御位はいかしく重いのである

が、それは天ツ神の御子孫とし
て、この重き位に即き給ふが故
である。文武天皇御即位の宣命
に、

高天原に事始めて遠天皇
祖の御世、中今に至るまで
に、天皇が御子のあれまさ
む彌繼ぎ繼ぎに大八島國知
らさむ次と、天ツ神の御子な
がらも天に坐す神の依さし
奉りしまにまに、

と仰せられた如く、歴代の天皇
は、天神の御子孫として皇祖皇
宗を敬ひまつり、皇祖皇宗と御
一體になつて御位にましますの
である。されば古くは、神武天
皇が鳥見の山中に靈囀を立て、

諸の虜己に、平ぎ、海内無事なり。以て天神を郊祀りて、大孝を申ぶ可き者なり。

と仰せになつてゐますが、神を敬ひ、祖先を崇ぶことは、やがて大孝ともなります。この詔の中に見える「大孝」のお言葉は、「おやにしたがふこと」と讀むのであります。かくの如く、人皇第一代 神武天皇が祭祀を重んじられ、敬神崇祖といふ日本精神の神髓を發揮せられたことは銘記すべきであります。その後の御歴代の 天皇も皆皇祖皇宗の神靈を崇敬し、親しく祭祀を執り行はせ給ふのであります。殊に第十六代 崇神天皇が敬神の念熾んにおはし、祭事を特に大切にされたことは國史上極めて有名であります。その御詔勅の一節に、民を導くの本は、教化に在り、今既に神祇を禮ひて、災害、皆耗きぬ。

とあります。この、詔に教化主義の御精神が現はれてゐるのは注目すべきであります。

次の第十一代 垂仁天皇は、その御詔勅の一節に、

今朕が世に當りて、神祇を祭祀すること、豈忘ることあるを得んや。

と仰せになつてゐます。これ、即ち、祖神を崇敬し、祭祀をゆるがせにすべからざることを仰せられたものであります。

又、第三十三代 推古天皇の詔にも、

今、朕が世に當り、神祇を祭祀すること、豈忘るべけんや。群臣爲めに心を竭し、宜しく神祇を拜すべし。

と仰せられてゐます。

右は、その一例でありまして、御歴代の 天皇は、みな祭事を重んじられました。祭事は即ち政事であります。そこで、祭政一致といふことになるのですが、この事は後段に述べてあります。

かくて、天皇は恒例及び臨時の祭祀を最もおごそかに執り行はせられます。この祭祀は 天皇が御自身で御先祖天照大御神以下神々のみたまを祀り給ひ、御先祖の神々といよいよ御一體とならせ給ふためであつて、これによつて國家の繁榮と國民の慶福を祈らせたまふのであ

皇祖天神を祀つて大孝を申べさせられたのを始め、歴代の天皇皆皇祖皇宗の神靈を崇敬し、親しく祭祀を執り行はせ給ふのである。

天皇は恒例及び臨時の祭祀を最も嚴肅に執り行はせられる。この祭祀は天皇が御親ら皇祖皇宗の神靈をまつり、彌る皇祖皇宗と御一體とならせ給ふためであつて、これによつて民人の慶福、國家の繁榮を祈らせ給ふのである。又古來農事に關する祭を重んじ、特に御一代一度の大嘗祭並びに年毎の新嘗祭には、嘗祭並びに年毎の新嘗祭には、夜を徹して御親祭遊ばされる。これは皇孫降臨の際、天照大神

が天壤無窮の神勅と神器とを下し給ふと同時に、齋庭の稻穂を授けさせられたことに基づくのである。その時の神勅には、

吾が高天原に御す齋庭の穂を以て、亦吾が兒に御せまつる。

と仰せられてある。即ち大嘗祭並びに新嘗祭には、皇祖の親授し給ひし稻穂を尊み、瑞穂の國の民を慈しみ給ふ神代ながらの御精神がよく拜察せられる。

【註釋】

いかしく
漢字は「嚴」の字をあてる。いかめしく、又は、おごそかにと同じやうな意。
宣命(せんみやう)
みことのり、天皇の御言葉。命を宣ると

ります。又、昔から、我が國は豊葦原瑞穂の國と云ふだけあつて、農事に關する祭を大變に重んじ給ひ、特に御一代一度の大嘗祭及び年毎の新嘗祭には、夜どほし 天皇みづからが祭事を執り行はせられるのであります。この御儀式は、抑も天孫瓊杵尊の降臨の際、天照大御神が天壤無窮の御神勅と三種の神器とを下し給ふと同時に、齋場を設けて稻穂を授けさせられたことに基づくのであります。その時の御神勅には、

吾が高天原に御す齋庭の穂を以て、亦吾が兒に御せまつる。

と仰せられてゐます。謹んでこの御神勅を意を解すれば、自分が高天原で食してゐる齋場の稻穂を自分の御子にもさしあげませうといふことになります。

かくの如きわけで、大嘗祭及び新嘗祭には、皇祖天照大御神が親しくお授けになつた稻穂を尊み、瑞穂の國の民をいつくしみ給ふ神代のまゝの御精神がよく拜察せられるのであります。こゝで、新嘗祭と大嘗祭のことに就いてすこし説明しておきたいと思ひます。新嘗祭は、

いふ意味。今日の詔勅と同じ。
靈時（まつりのには）
 祭りをする場所、齋場又は齋庭のこと。
御親祭（ごしんさい）
 天皇が御みづから行はせたまふ祭のこと。
齋庭（ゆには）
 地をはらひきよめて祭式を行ふところ。
 神を祭る場所。
神代ながら
 神代のまゝといふ意。
夜を徹し（よをてつし）
 夜どほし、夜の明けるまで。「徹す」は「とほる」、「貫く」、「達す」等の意味がある。
神靈（しんれい）
 神のみたま。又、神の徳といふ意味にもなる。
嚴肅（げんしゆく）
 おごそかにつゝしめること。
民人（みんじん）
 人民と同じである。
 事始めて（ことはじめて）
 この事は天下をしろしめしたまふ御事の意。
遠天皇祖（とほすめろぎ）

「にひなめさい」又は「にひなめまつり」とも云ひ、神代以來行はれてゐる宮中第一の嚴儀であります。現制では、毎年十一月二十三日に宮中新嘉殿に於て行はせられます。この日、當年の新穀を以て酒饌を作り給ひ、天照大御神を始め奉り、あまねく天神地祇に供へたまひ、天皇御自身でもこれをきこしめし、諸臣にも賜はります。上代には、民間でも一種の收穫祭の形式でこれを行ふたと云はれます。
 次に、大嘗祭といふのは、「おほなめまつり」ともいひ、御即位後に始めて行はせられる新嘗祭であります。それで、大嘗祭を行はせられる年には、新嘗祭は行はせられません。この大嘗祭については、即位の禮とともに、「皇室典範」及び「登極令」に規定せられてゐます。即ち、「皇室典範」の第十一條に「即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」とあり、「登極令」の第四條に、「即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ之ヲ行フ。大嘗祭ハ即位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ」とありまして、御即位の禮と共に大嘗祭は京都に於て行はれることに定まつてゐて、この兩者を總稱して、御大禮と申すのであります。大嘗祭には、

天皇の遠き御先祖。
中今（なかいま）
 「永遠の今」といふことで、今の世を盛り
 に真中の世といふ意味。
あれまさむ
 お生れになる。
依さし奉り（よさしかてまつり）
 おまかせになつたこと。
御す（きこしめす）
 食べたまふこと。
大嘗（たいかう）
 「解説」参照。
次（つぎて）
 順序といふ意味。
天に坐す（あめにまします）
 天においでになる。「天」は、「あめ」とも、
 又、「あま」ともよむ。これの區別については、明白ではない。
崇敬（すうけい）
 たふとび、うやまふこと。
恒例（こうれい）
 つねの例となつてゐること。「臨時」に對する言葉である。
慶福（けいふく）
 よろこびと、幸福。

特に大嘗宮を御造營あらせられ、悠紀、主基の齋田から奉納した新穀を以て神饌を調理せしめたまひ、これを 天皇が御みづから天祖及び天神地祇に供へたまひ、御みづからもきこしめし、臣下にも賜はるのであります。大嘗祭は「登極令」によつて御即位の禮の終つた後に行はれることになつてゐます。この御祭儀は、悠紀殿の御儀と主基殿の御儀の二つになつてゐて、初夜に悠紀殿の御儀、後夜に主基殿の御儀を行はせられます。悠紀、主基の齋田については、「登極令」第八條に「大嘗祭ノ齋田ハ京都以南以東ヲ悠紀ノ地方トシ京都以西以北ヲ主基ノ地方トシ其ノ地方ハ之ヲ勅定ス」と定められてゐるのであります。なほ大嘗祭の由来は、最も古く、古は大嘗又は新嘗と稱して、その區別がなかつたのでありますが、天武天皇の御代から年毎に行はせられるのを新嘗とし、即位の年に行はせられるのを大嘗として、區別せられるやうになつたのであります。

祭政教一致の御こと

天皇は、御先祖の神々をお祭りなされることによつて、御先祖の神と御一體とならせ給ひ、御先祖の神々の御精神に應へさせられると共に、その御統治あそばされる國民にいよいよ深い慈愛を垂れさせ給ひ、益々國家を繁榮ならしめやうとせられるのであります。こゝに、天皇が國家を御統治なされる御精神をお見受けすることが出来るのであります。それで、天皇が御先祖の神々をお祭りになることゝ、天皇が御先祖の神々の御精神にお應へして御政治をおとりになることゝは、その根本において一致します。又、天皇が御先祖天照大御神の御遺訓を承け繼ぎ給ひて、建國の精神と國民の實際に行ふべき道徳とをあきらかにしたまふたところに、我が國教育の大本があります。従つて、教育もまたその根本に於ては、やはり祭祀及び政治と一致するのであります。即ち、祭祀と、政治と、教育とはそれぞれに異つたはたらきをなしながら、歸するところは全く一つとなります。前段に謹揭しました 崇神天皇の御詔（民を導くの本は、教化に在り、今既に神祇を禮ひて、災害、皆耗きぬ）には、この祭政教一致の御精神が實に

天皇の御徳

鑿（はんえい） 大いにきかえること。「紫昌」と同じ。
新嘗祭（しんじやうさい） 「にひなめさい」又は「にひなめまつり」ともいふ。大祭の一つである。
大嘗祭（だいじやうさい） 「おほなめまつり」御即位後、始めて行はせられる新嘗祭をいふ。
御親祭（ごしんさい） 天皇が御みづからとり行はせられるお祭りのこと。
親 授（しんじゆ） したしくおまづけになること。
瑞穂の國（みづほのくに） 豊葦原の瑞穂の國のこと、我が大日本帝國のことをさす。
祭祀（さいし） まつりのこと。
農事（のうじ） 農業に關する事柄をいふ。

祭政教一致

天皇は祭祀によつて、皇祖皇宗の御精神に應へさせられ、そのしろしめされた蒼生を彌々撫育し榮えしめ給はんとせられる。ここに天皇の國をしろしめす御精神が拜せられる。故に神を祭祀給ふことと政をみそなはせ給ふこととは、その根本に於て一致する。又天皇は皇祖皇宗の御遺訓を紹述し、以て肇國の大義と國民の履踐すべき大道とを明らかにし給ふ。こゝに我が教育の大本が存する。従つて教育も、その根本に於ては、祭祀及び政治と一致するのであつて、即ち

よく現はれてゐると思ひます。

この祭政一致といふことに就ては、本文のすつと後の方にまた悉し説明が出てゐますが、なほこゝに参考のために二三の學者の説明をうかゞつてみますに、鈴木友吉氏は、「祭と政とが一致するといふことは、我が特殊の國體の所産でその源頭は皇祖天照大御神の建國の大精神に在ることは申すまでもない。(中略) 我が國の古代、精神的にも、形の上にも、祭政の分化しなかつた當時に於ては、祭と政とは同一觀念で、祭と政も同じくマツリゴトであつたのである。従つて天皇の御政事は、すべて神事と關係のないものではなく、遺訓繼承を以て唯一の孝道と信じ給へる。天皇の御心には、先づ皇祖皇宗の神靈を祭つて國民に臨み給ふのは當然である」と述べてゐられます。

また、清原貞雄博士は、「我國は、建國の昔から今日に至るまで、祭政一致を以て政治の根本義として來たのである。故に天皇は政治上の元首であらせられると同時に、最高の司祭者であらせられ、全國民に代つて皇祖皇宗を祭らせらるゝ權利と義務とを有し給ふ。今日は政務

祭祀と政治と教育とは、夫々の働をなしながら、その歸するところは全く一となる。

【註釋】

しろしめす

天皇が國を治めたまふこと。

蒼生(さうせい)

國民のこと。昔は「あをひとぐさ」と訓んでゐたのである。

撫育(ぶいく)

非常に可愛がること。

みそなはせ

天皇が政治をなされることを、政治をみそなはせたまふといふのである。「みそなはせ」は「見て行ふ」の敬語で、「見て行はす」の約で漢字は「譽」の文字を當て用ふ。「譽」は誤である。

遺訓(おくん)

後のものに残したをしへ。

紹述(せうじゆつ)

うけついで述べあきらかにすること。

祭國の大義(てうこくのたいぎ)

我が日本帝國の生れた正しい精神。

多端であるから古代の如くすべて御親祭と云ふわけには行かず、伊勢大神宮に祭主官を任じ給ふを初めとして、多くの場合御名代を命じ給ふのであるが、尙大嘗祭その他の大祭には、天皇御親祭の儀を行はせられるのである」と述べてゐられます。

以上、兩先生の所説によつても明白なる如く、我が國の古代に於ける神祇政治に示された祭政一致の御精神は、今日に至るまで嚴然として繼承せられてゐるのであります。

國土經營の御精神

我が國土の經營に就ては、御歴代の天皇が如何に大御心を寄せさせたまうたかは、我が國史の事實が明かにこれを物語つてゐるのであります。この日本の國土は、すでに前々に説明がありましたやうに、神代七代の孫に出でさせられた伊邪那岐命(伊弉諾尊)、伊邪那美命(伊弉冉尊)の二神が諸々の天神の命を受けて、つくりかため給うたものであります。そして、皇孫瓊瓊杵尊は皇祖天照大御神の御神勅

天皇の御徳

履踐すべき大道(りせんすべきだいどう) 實際に踏み行はねばならぬところの正しい道といふ意。
教育の大本(けういくのたいほん) 教育の最も大切なところ。
根本(こんぽん) 土臺、その「もと」といふ意味。

國土經營の御精神

天皇の國土經營の大御心は、我が國史の上に常に明らかに拜察せられる。この國土は、伊弉諾尊・伊弉冉尊二尊が天々神諸々の命もちて修理固成し給うたものである。而して皇孫瓊瓊杵尊は天

を奉じ、天兒屋命以下諸神、五部族の首長といはるゝ五伴緒及び政治に參與する思金神らを従へさせられて、日向の高千穂に降臨したまひ、我が國永遠不動の礎を定め給うたのであります。それから日向高千穂の宮にては、鵜葺草葺不合命（彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊）まで代の方々が當時の純朴な民の天真な心を養ふべく大御心をつくさせ給うたのであります。神武天皇に至つて國家平治の都合上から、皇都を中央の大和に奠めて、天下の萬民を統治したまひ、上は皇祖天照大御神が皇孫にこの國をお授け給うた御恩徳に報い、下は瓊瓊杵尊がこの國に降り、純朴な民の天真な心を養ひ發展せしめようとなされた御精神をなほひろめたまうたのであります。この時、天皇は有名な詔勅を下したまひましたが、それは後段、「國史を一貫する精神」のところで本文にも出てゐますから、そこでまた説明申し上げます。

されば、御歴代の 天皇の我が國土を御經營になる御精神は、一に皇祖天照大御神が皇孫瓊瓊杵尊をこの國に降臨せしめ給うた大御心にもとづき、この國土を安らかに治め、天皇の御恩徳を以てあまねく

照大神の神勅を奉じ、諸神を率ゐて降臨し、我が國永遠不動の礎を定め給うた。爾來日向に於て彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊まで代々養正の御心を篤くせられたのであるが、神武天皇に至つて都を大和に奠めて、元元を鎮め、上は乾靈授國の御徳に應へ、下は皇孫養正の御心を弘め給うた。されば歴代天皇の國土經營の御精神は、一に皇祖の皇孫を降臨せしめ給うた大御心に基つき、この國土を安泰ならしめ、教化啓導の御徳を洽からしめられるところにある。崇神天皇の御代に四道將軍を發遣せられた際にも、この御精神は明らかに

人民を教へみちびき給うたところにあります。

崇神天皇の御代に、有名な四道將軍を御派遣になつた際にも、この御精神は明らかに見受けられるのであります。

神武天皇の大和御平定によつて、我が國の基礎はいよいよ鞏固になりましたが、しかし、當時なほ皇威の及ぶ範圍が狭く、皇都の地を遠くはなれた邊土には、王化にうるほはぬ者がすくなくなかつたのであります。そこで、第十代 崇神天皇は、皇祖皇宗の御遺志をつぎたまひ、ひろく教化を海内に布かうといふ思召から、天皇の十年九月、四人の皇族をお選びになつて、北陸、東海、山陰、山陽の四道へおつかはしになりました。即ち、大彦命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉備津彦命を西道に、丹波道主命を丹波に御派遣になり、皇命を諭さしめ、頑冥にして容易に命を奉ぜざる者は、やむを得ぬから討ち平げよと仰せ出されました。これがいはゆる四道將軍であります。その時、天皇は、極めて優渥なる詔を下したまひましたが、それは本文にも出てゐます。

拜せられる。即ちその詔には、民を導くの本は、教化くるに在り。今既に神祇を禮ひて、災害者耗きぬ。然れども遠荒の人等、猶正朔を受けず、是れ未だ王化に習はざればか。其れ群卿を選びて、四方に遣して、朕が憲を知らしめよ。

と仰せられてある。景行天皇の御代に、日本武尊をして熊襲・蝦夷を平定せしめられた場合も亦全く同様である。更に神功皇后が新羅に出兵し給ひ、桓武天皇が坂上・田村麻呂をして奥羽の地を鎮めさせ給うた

民を導くの本は、教化くるに在り。今既に神祇を禮ひて、災害皆耗きぬ。然れども遠荒の人等、猶正朔を受けず、是れ未だ王化に習はざればか。其れ群卿を選びて、四方に遣して、朕が憲を知らしめよ。

今、この御詔勅を謹んで御解釋いたしますと、「民をみちびくの根本は、教へさとして善良な民とすることにあり。神々を敬ひまつて國を治めたので、幸ひにして天下のわざはひといふものは、もはや皆なくなつてしまつた。しかし、まだこの都を遠くはなれた國々の者の中には、この國の民がしたがひ守らなければならぬ國の掟をどうして守らない者がある。これは、要するに、君主の御教化といふものを知らないからであらうかと思ふ。それで、汝等重い朝臣のうちから人を選んで四方につかはし、朕が定めた國の法度といふものを知らしめたがよい」といふことになるのであります。この詔には、徳を以て民を教化しようとし給ふた教化主義の御精神がまことによく現はれてゐて、拜するだに畏多いのであります。

のも、近くは日清・日露の戦役も、韓國の併合も、又滿洲國の建國に力を盡くさせられたのも、皆これ、上は乾靈授國の御徳に應へ、下は國土の安寧と愛民の大業をすゝめ、四海に御稜威を輝かし給はんとの大御心の現れに外ならぬ。明治天皇は、

おごそかにたまたざらめや
神代よりうけつぎ來たるう
らやすの國
かみつよの聖のみよのあと
とめてわが葦原の國はをさ
めむ

と詠み給うた。以て天皇の尊き大御心を拜察すべきである。

【註釋】

養正(やうせい)

神武天皇の詔の中にある「下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむ」から出た言葉で、當時の人民の純朴な正直な心をやしなひたまへることをいふ。

元(おほみたから)

「おほむたから」ともいふ。人民のこと。乾靈授國(けんれいじゆこく)

これも神武天皇の詔の中にある「上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に答へ」から出た言葉で、天祖が天孫にこの國を授けたまひしことをいふ。

啓導(けいどう)

おしへみちびくこと。

安寧(あんねい)

無事にしてやすらかなること。

安寧(あんねい)

やすらかにして事變のなきこと。

四海(しかい)

四方のうみ。天下、世界のこと。

御稜威(みりやうい)

天皇の御威光。

教化くる(おしへおもむくる)

景行天皇の御代に、皇子日本武尊をして熊襲を退治せしめられ、次いで蝦夷の地を平定せしめられたのも亦同様の御精神に基くものであります。殊に尊の軍が陸奥に入り、その勢大いに振ひ、蝦夷境にて多くの浮虜を得給ふや、たゞ酋長のみを残して他の者をすべて放免してもとの地に歸さしめられた如きは、いはゆる徳治主義の現はれと拜すべきであります。

また、神功皇后は、仲哀天皇と共に熊襲征伐に向はれたが、天皇崩御の後、みづから男子の装ひをなし給ひ、武内宿禰等の重臣と相謀つて新羅討伐を敢行あらせられることになりました。これ、我が國に於ける最初の外征であります。その折の宣戦布告に、

夫れ軍を興し兵を動かすは國家の大事である。今、新羅を伐つに、事を以て群臣に付するときは、若し事のならざる時は、罪は群臣にあらん、かくて群臣のみを責むるは我の忍びざる所。故に我は女性身ではあるけれども、暫らく男装して全軍を司令し、上は神祇の靈を蒙り、下は群臣の忠勇に倚頼して、兵甲を振ひ、嶮浪

を渡り、以て神慮を遂げんと欲する。事若し成らば群臣共に功あり、事若し成らずば、われ獨り罪あらん。既に此の意あり、努めよ。

とあります。皇后の深き御心の程を拜するに恐懼の至りであります。やがて、堂々の王師海を渡つて一路新羅に押寄せ給ふや、新羅王は戦はずして我が皇軍に降り、高麗、百濟もまた風を望んで皇軍の前にひれ伏したのであります。この時、勝利に誇つて、新羅王を殺すべしと主張する者もありましたが、皇后はこれをたしなめて、「初めて發するに臨み、三軍に命じて、自服を殺す勿れと言へり、彼既に自服す、之を殺すは不祥なり」と仰せられたのは、この外征が飽までも侵略的意味のものでなかつたことを知らしめられたものであります。

更に、桓武天皇の御代には、有名な坂上田村麻呂をして奥羽の地を鎮めさせ給ひました。田村麻呂は、當時に於ける武勇絶倫の名將で、且つ蝦夷地の事情にも精通してゐたので、征夷大將軍となつて蝦夷征伐に向ふや、大いに夷賊を破り、膽澤、志波の兩城を築いて、これに

備へました。以來、蝦夷は全く屏息して、皇威は遠く東北の邊境にまで及ぶに至つたのであります。

なほ近くにあつて、日清、日露の兩役に於て國威を海外に輝かし給ふたのも、韓國の併合を以て御稜威を朝鮮半島にまで及ぼし給ふたのも、又、滿洲國の建國に力を盡くさせられたのも、皆、これ、上は皇祖の國を授け給ひし御恩徳に報い、下は國土の安寧と國民愛護の御事業をひろめ、世界に 天皇の御威光をかゞやかし給はんとの大御心の現れであります。

明治天皇は、

おごそかにたまたざらめや神代より

うけつぎ來たるうらやすの國

また、

かみつよの聖のみよのあととめて

わが葦原の國はをさめむ

とお詠みになりました。

天皇の御徳

未開の民、不逞の民を諭し教へて良民を化すること。

神祇(あまつやしろくにつやしろ)

天神地祇のこと。

禮ひて(みやまひて)

敬ひ祭りて。

災害皆耗きぬ(わざわひみなつきぬ)

天下のわざはひといふものがみななくなつた。

遺荒の人(とほきくにのひと)

都を遠く離れた邊土の暴民。

正朔(のり)

萬民の従ひ守るべき法度。

王化(きみのおもむけ)

天皇の御教化をいふ。

群(まへつきみたち)

天皇の御前に仕へ奉る人々。高位の朝臣。

前就君(まへつきみ)の略である。

意(のり)

國家の法律。國の掟。

習はさればか(ならはさればか)

知らないためだらうとは思ふが。

坂上田村麻呂(さかのうえのむらまろ)

平安朝初期の名將。歸化人阿知使主の後裔。桓武天皇の御代に征夷大將軍となつ

稱してゐる。

うらやすの國(うらやすのくに)

日本の別名である。

かみつよ

上代のこと。

聖のみよ(ひじりのみよ)

聖天子の治めたまへる聖代の意。

葦原の國(あしはらのくに)

「葦原の瑞穂國」、「葦原の中つ國」などと昔から云はれてゐる日本の國の別名である。

安寧(あんねい)

やすらかにして事變のないこと。國土の安寧と云へば國家泰平のことをいふ。

愛民(あいみん)

國民を愛したまふこと。

四海(しかい)

四方の海といふことで、世界の意味。

拜(はいまつ)

うやまつた言葉で、謹んでうかゞふといふ意である。

前者は、明治四十三年の御製で、「うらやすの國」といふのは日本の別名であります。それで、この御製の意味は、「神代からうけついで来たこのよい日本の國であるから、どうしてもおごそかにたまたなければならぬ」との御意であります。又、後者は、明治三十七年の御製で、「むかしのよく治まれる聖代にならつて、この日本の國ををさめようと思ふ」との御意であります。いづれも 天皇の尊き大御心を拜察することが出来るのであります。

愛民の御事蹟

天皇が臣民を限りなくいつくしみいたはり給ふ御事蹟は、日本の歴史を通じて常にうかがはれます。畏くも 天皇は臣民を「おほみたから」とし、赤子と思召されて、愛し護りたまひ、臣民が 天皇に御力を合せてその御事業をおたすけ申上げること頼みにあそばされ、その御計畫を大いにひろめやうと思召されるのであります。かゝる深い御心をもつて、御歴代の 天皇は臣民の幸福のために常に尊い御心を

治からしめ（あまねからしめ）
ひろく、一般にゆきわたらせる。
民を導く（たみをみちびく）
國民ををしへみちびくこと。
國土經營（こくとけいえい）
國家を統治することをいふ。
四道將軍（しどうしやうぐん）
「解説」参照。

愛民

天皇の、億兆に限りなき愛撫を垂れさせ給ふ御事蹟は、國史を通じて常にうかがはれる。畏くも天皇は、臣民を「おほみたから」とし、赤子と思召されて愛護し給ひ、その協翼た倚藉して皇猷を恢弘

そゝがせ給ひ、たゞ單に正しい道をふみ行ふやうにみちびかれるばかりでなく、悪しくねじれてゐる者をもいつくしみ、そのねじれる心を改めさせやうとなされるのであります。

皇祖天照大御神が、皇孫瓊杵尊をこの國にお降しになるに先立つて、出雲地方においでになつた神々につきしたがふやうにおすゝめになつた際にも、なるべく干戈にうつたへないで平和的に事をはこばうといふ深い思召から、大國主、命のつゝしみしたがひ給ふに及んで、命の御希望をそのまゝ容れて、御殿をりつばに建て、厚くもてなし給ふたのであります。これは、今日でも、我が御皇室が伊勢大廟や橿原神宮に次いで出雲大社を重んじられる所以であります。かゝる御仁愛は、皇祖天照大御神以來、常にこの國を統治したまふ 天皇の御精神だといへるのであります。

扱て、我が國の歴史を回顧してみますと、御歴代の 天皇が臣民を愛でやしなひ、その衣食をゆたかにし、災害をのぞき、ひたすら臣民の生活を安んじしめることをもつて、天皇の御事業を廣くひろめるこ

せんと思召されるのである。この大御心を以て歴代の天皇は、臣民の慶福のために御心を注がせ給ひ、ひとり正しきを勧め給ふのみならず、悪しく枉れるものをも慈しみ改めしめられるのである。

天照大神が、皇孫を御降しになるに先立つて、出雲の神々の恭順を勧め給ふ際にも、平和的手段を旨とし、大國主、神の恭順せられるに及んで、宮居を建てて優遇し給うた。これ、今日まで出雲大社の重んぜられる所以である。かゝる御仁愛は、皇祖以來、常にこの國土をしらしめす天皇の御精神であらせられる。

との眼目とされたことは、今更こゝに説明するまでもないのであります。

先づ第十一代 垂仁天皇は多くの池や溝を開さくして、臣民に農事をすゝめ、以て臣民が富んでその生活のゆたかになるやうにつとめたまひました。天皇の二十八年十一月、殉死をとどむる詔をお下しになつた如きも、まさに民を愛したまうた御しるしであると拜されるのであります。それまで我が國の風習として高貴の方がおかくれになると、そのお側に仕へてゐた者がお後を追つて自決したものであります。こゝに埴輪（土製素焼で圓筒状の人形又は動物の形をなしたものを）を以てこれに代へしめられたのであります。

又、臣民の生活の安らかであることについて特に深い御心をかけさせられた第十六代 仁徳天皇の御仁慈は、今なほ國民のあまねく語りつたへてたゞ奉つてゐるところであります。天皇の四年、難波の高津宮の高臺にお登りになつて、はるか四邊の民家から炊煙のたち上つてゐないのを御覽あそばされ、これは當時畿内をおそつてゐた飢饉の

歴代の天皇が蒼生を愛養して、その衣食を豊かにし、その災害を除き、ひたすら民を安んずるを以て、天業恢弘の要務となし給うたことは更めて説くまでもない。垂仁天皇は多くの池溝を開き、農事を勧め、以て百姓を富寛ならしめ給うた。又百姓の安養を御軫念遊ばされた仁徳天皇の御仁慈は、國民の普く語り傳へて頌へ奉るところである。

雄略天皇の御遺詔には、筋力精神、一時に勞竭きぬ。此の如きの事、本より身の爲のみに非ず。たゞ百姓を安養せむと欲するのみ。と仰せられ、又醍醐天皇が寒夜

ために民が非常に困窮してゐるのだとお察しになり、役人に命じて、向ふ三年間民間の賦役を免じ給ひ、なほまことに恐れ多いことではありますが、その間は皇居がひどく破損したにも拘らず更に修繕しようとなさなかつたのであります。かくて、三年後、高臺にお登りになると、民家からは盛んに炊煙がたちのぼつてゐました。この状を御覽になつた 天皇は大變お悦びあそばされ、側の御后に向ひ、「民の富むのは朕の富むのである」と仰せになりました。その折の御製が有名な、

たかきやにのぼりて見れば煙たつ

民のかまどはにぎはひにけり

といふので、天皇が民の生活の上に御心をかけさせられた大御心の程は拜するだにまことにおそれ多い次第であります。

又、第二十一代 雄略天皇も御勇壯の御氣象の上にも民を愛でたまふ御心がきはめて深かつたのであります。その御遺詔に、

筋力精神、一時に勞竭きぬ。此の如きの事、本より身の爲のみに非ず。たゞ百姓を安養せむと欲するのみ。

天皇の御徳

に御衣をぬがせられて民の身の上を想はせ給うた御事蹟の如き、後醍醐天皇が天下の饑饉を聞召して、「朕不徳あれば天子一人を罪すべし。黎民何の咎有てか此災に遭ふ」と仰せられて、朝餉の供御を止められて飢人窮民に施行し給ひ、後奈良天皇が疫病流行のため民の死するもの多きをいたく御軫念あらせられた御事蹟の如き、我等臣民の齊しく感泣し奉るところである。

天皇は億兆臣民を御一人の臣民とせられず、皇祖皇宗の臣民の子孫と思召させ給ふのである。憲法發布勅語にも、

朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠

と仰せられてゐます。この詔の意味を謹んで解すれば、「身體も心も一時に病みついてしまつた。かくの如きことも、これはもとよりわが身のためばかりでなく、天下の萬民を安らかに暮させたいと思ふからのことである」との御意であります。

第六十代 醍醐天皇はまことに御聰明な御方で、大いに政治に御心をかけさせられました。寒夜に御衣をぬがせられて民の身の上を憐ればせられた御事蹟は、あまりにも人口に膾炙したことであります。

又、第九十五代 後醍醐天皇が御英明の御方であつたことは、建武中興の御偉業をおたてになつたことで知ることが出来るのであります。が、御仁慈にもきはめて富ませられてゐました。元享元年といふ年の夏のこと、大變な日りがつゞいたために畿内の外の國々はすつかり田の稻が枯れてひどい飢饉におそはれました。天皇はこれをお聞きになつて、「朕に徳がないといふならば、天は朕一人を罪すればいゝでなにか、人民に何の罪があつて、このやうな災厄にあはせるのか」と仰せられて、畏多くも朝の御食事をおやめになつて、飢えた者や生計に

良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ

と仰せられ、又、明治天皇は明治元年維新の宸翰に、

朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆 朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古 列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ

と仰せ給ひ、御製に、
みち／＼につとめいそしむ
國民の身をすくよかにあらせてしかな

窮してゐる人民に 施米をなさいました。なほそれだけでも多くの人民を救ふことが出来ないといふ思召から、檢非違使の長官に命じ給ひて、米價調節をおはかりになつたといふことが「太平記」に出てゐるのであります。

更に、第百五代 後奈良天皇は、當時、悪い病氣が流行して、このために國民の死亡する者がまことに多かつたことを痛く御心配あそばされて、「朕は民の父母であるのに、徳の大きくないことがまことに残念である」と仰せられ、自らをお責めになつたといふ、御自責の念の極めてお厚かつたことに對しては、まことに恐れ多いとも何とも申しやうがありません。

以上の如く、御歴代の 天皇が人民を愛しいつくし給ひし御事蹟は私共國民のひとしく感泣し奉るところであります。なほ本文に謹載されてゐる以外の二三の御聖徳に就て述べてみたいと思ひます。

第四十五代 聖武天皇は、當時悪疫が流行して百姓が重病の爲に辛苦するのを憐れ給ひ、「朕父母たり、何ぞ憐愍せざらんや」と詔られ

とあるを拜誦する時、親の子を慈しむにいやまさる天皇の御仁慈を明らかに拜し奉るのである。維新前後より國事にたふれた忠誠なる臣民を、身分職業の別なく、その勳功を賞して、靖國神社に神として祀らせられ、又天災地變の際、畏くも御救恤に大御心を注がせ給うた御事蹟は、一々擧げて數へ難き程である。更に民にして行を誤つた者に對してすらも、罪を憐む深き御仁慈をもつてこれを容し給ふのである。

尙、歴代の天皇は臣民の守るべき道を懇ろに示し給うてゐる。即ち推古天皇の御代には憲法十

てゐます。又、第五十二代 嵯峨天皇は、「豈民危くして、居獨り安く、子憂ひて、父念はざる者あらんや」と宣うてゐられます。これは、「國民が不安であつて、朕獨り安んじてゐることは出来ない。子たる國民の憂ひは、父たる朕の憂ひである」との御意であります。

第八十八代 高倉天皇は、「朕は天皇の位に即いて、國を家としてゐるが、まだよく教化がたまなく行き渡らぬ」と自らお責めあそばして、「萬民を以て子の如く思うてゐるが、撫育の恩徳を充分に施したとは申されぬ」とまで仰せられてゐます。まことに恐れ多い極みであります。天皇は、全國民をたゞ御自分御ひとりの臣民とはせられず、御先祖の臣民の子孫と思召されてゐるのであります。明治天皇の憲法發布の御勅語にも、

朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ
と仰せられてゐるのであります。

又、明治天皇は、明治元年、維新に際しての 天皇の御筆になれる御文書において、

朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆 朕カ罪
ナレハ今日ノ事 朕 自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古
列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ
億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ
と仰せ給うてゐます。

この御文書の意味を謹んで解すれば、「この天下の政治を一新する時に當つて、全國民のうちにとゞの一人でも、それぞれ適當な地位に安定した日を送ることの出来ない者があつたならば、みなそれは朕の罪であるから、この際、朕はみづから身體の勞をいとせず、心をうち碎いて、人に先だつて艱難を嘗め、古の祖先のつくさせたまひし同じ道を行ひ、かくして立派な政治上の成績をあげてこそ、はじめて天から授けられた貴い職を奉じて、萬民の君たるところに背かないことにならるのである」との御意であります。

これは、天皇が、明治元年三月十四日、例の「五箇條の御誓文」を天神地祇に御誓祭あらせられた後、お下しになつた御文書の一節で、

天皇の御徳

七條の御制定があり、近く明治二十三年には「教育ニ關スル勅語」を御下賜遊ばされた。まことに聖徳の宏大無邊なる、誰か感佩せざるものがあらうか。

【註 釋】

- 億兆 (おくらう) 人民のこと。
- 愛撫 (あいぶ) いくしみいたはること。
- 事蹟 (じせき) 事件のあとかたといふ意味。
- おほみたら 事件のあとかたといふ意味。
- 「元元」の字をあてる。天皇が人民を愛稱したまへる語。
- 赤子 (せきし) あかご、ちのみご、生れて間もないからつとめていたはつてゐる子供のことを意味する。
- 協翼 (けふよく) 力をあはせてたすけること。
- 倚藉 (いしや) 倚りかかるといふこと。

- たよりにすること。
- 皇 猷 (くわういう) 天皇の御計畫のこと。
- 恢 弘 (くわいこう) 大いにひろめること。
- 慶 福 (けいふく) 幸福と同じ。
- 恭 順 (きようじゆん) つゝしみしたがふこと。
- 愛 養 (あいやう) 大切にしようすること。
- 百姓 (おほみたら) 農民に限らず、人民のこと。
- 富 寛 (ふくわん) 富みて生計がゆたかになること。
- 御 軫 念 (ごしんねん) 天皇が大神心をかけさせられること。
- 御 遺 詔 (ごいせう) 天皇の御遺言のこと。
- 黎 民 (れいみん) 人民、萬民のこと。
- 朝 餉 の 供 御 (あさかれひのくご) 天皇の朝の御食事のこと。
- 施 行 (せぎやう) 人に物を施し與へること。

「天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ」との仰せは、長くも 天皇御みづから明治維新の變革に對して深く御自責したまうのであつて、まことに恐懼の至りであります。

又、明治天皇の御製に、

みちくにつとめいそしむ國民の

身をすくよかにあらせてしかな

とあります。これは、明治四十三年の御製で、これを謹んで解すれば、「それぞれ自分の仕事をつとめはげんでゐる國民の身體を壯健にあらせたいものである」との御意で、國民の健康を深く大御心にかけてされたまへる 天皇の御仁慈の程を明かに拜することが出来るのであります。

明治天皇は、古來稀なる天成の歌聖にあらせられました。その御遺しあそばされた御製も十萬の多きに達してをりますが、そのいづれを拜しても、敬神、愛國、愛民の御情のあふれてゐないものはないのであります。

飢人窮民（きじんきゆうみん）

飢えた者や生計に窮した人民。

疫病（やくびやう）

はやりやまひのこと。

宸翰（しんかん）

天皇の御筆になれる文書。天皇の御手紙のことをも宸翰といふ。

御製（ぎよせい）

天皇のお詠みになつた御和歌のこと。

勳功（くんこう）

いさを、てがらのこと。

天災地變（てんさいちへん）

天災は天然のわざはひ、地變は地上に起る變事。

救恤（きうじゆつ）

すくひめぐむこと。

懇ろに（ねんごろに）

眞心をこめて。

宏大無邊（くわうだいむへん）

かぎりなく大きなことをいふ。

感佩（かんぱい）

深く心に感じて忘れないこと。

勞竭きぬ（いたつきぬ）

病む、わづらふこと。

安養せむ（やすくせむ）

子らはみな軍の場にいではて

翁やひとり山田もるらん

又

つはものに召出されしわが背子は

いづこの山に年迎ふらん

兩者ともに明治三十七八年の日露戰役當時の御詠でありまして、民草の上をあはれみ給ふ御仁慈深い大御心には、たゞたゞ感泣するばかりであります。

なほ、明治天皇の御製に就ては、徳富蘇峰翁が次の如く御謹話申上げてゐられるのであります。

「歴代の 天皇は何れも大概ね歌聖に在らせられる。和歌は我が皇室傳統の御嗜みにして、單り 明治天皇のみに斯く申すではないが、歴代の 天皇を通じて、未だ 明治天皇ほど多くの和歌を詠出遊ばされた御方があるまいと思ふ。概略の統計として承はれば、十萬首に上るといふことである。而して殆ど總ての御製が、一として御心の底より

天皇の御徳

安らかに暮すことが出来るやうにする。

跡を履み（あとをふみ）

同じやうに行ふ。

列祖（れつそ）

多くの祖先。

治績を勤め（ちせきをつとめ）

國家をよく治めるやうにつとめる。

國史（こくし）

國の歴史をいふ。

愛護（あいご）

可愛がつて保護すること。

悪しく狂れる（あしくまがれる）

精神や行爲の面白くなく、心のねちけてゐる。

出雲の神々（いづものかみかみ）

こゝでは、大國主命たちをさしてゐる。

平和的手段（へいわてきしゆだん）

武器をとつて立向はない、おだやかな方法をいふ。

宮居（みやゐ）

御殿のこと。

優遇（いうぐう）

てあつくもてなすこと。

御仁愛（ごじんあい）

天皇が下々のものになさけをかけたまふ

で出ざるものはなく、而して御心の底より出でたるものは、一として國を思ひ、民を思ひ、神を敬し、親を慕ひ、誠を求め、道に就く、所謂廣大無邊の聖徳の片影たらざるものはない。此の如くにして我が國民は期せずして、凡有る教訓を 明治天皇の御製の中より得來ることとなつた。」

かゝる廣大無邊の御聖徳は、明治天皇御一代のいたるところに拜されるのであります。天皇は、維新前後より國家のために奔走して一命を落した忠誠なる臣民を、その身分職業の別なく、勳功を賞したまひて、靖國神社に神として祀らせられ、又、いろんな災害や地上に起つた變事に際して、それらを救ひめぐむために大御心をそゝがせ給うた御事蹟は、一々擧げておればかぞえきれないばかりであります。更に、人民にして誤つて罪惡を犯して刑罰に處せられた者に對してさへも、その罪をあはれみ給う深き御仁徳をもつてこれをゆるし給うたのであります。特赦、減刑の御沙汰がそれであります。

なほ、歴代の 天皇は臣民の守るべき道をねんごろにお示し遊ばさ

ことをさしていふ。

要務(えらむ)

必要な仕事、しなければならぬ務め。

池溝(ちこう)

池やみぞのこと。

頰へ奉る(たゝへたてまつる)

口に出しておほめ申上げること。

筋力精神(かたちこころたましひ)

身體も心も、「心身共に」といふ意味。

寒夜(かんや)

さむい夜のこと。

御衣(ぎよい)

着ておいでになるお召物のこと。

天下の饑饉(てんかのききん)

世の中の糧食が缺乏すること。

感泣(かんにきゆう)

感じるあまりに泣入ること。

齊しく(ひとしく)

「等しく」と同じである。

億兆臣民(おくてうしんみん)

「億兆」だけでも臣民といふ意味になるが、億兆臣民といへば、全ての臣民といふ意。

朝政一新(てうせいいつしん)

朝廷の政事がすっかり改まること。

治蹟(ちせき)

れてあります。即ち、推古天皇の御代には憲法十七條の御制定があり、

近く明治二十三年には「教育勅語」を御下賜あそばされました。これ

らに就てはいづれ後段に悉しい説明が出てあります。兎にも角にも、御

聖徳の廣大無邊なことに對しては、何人と雖も深く心に感ぜざるを得

ないのであります。

政治上においてよき成績をあげること。

天職(てんしよく)

天から授けたまへる職。

拜讀(はいしやう)

讀むことの敬語。謹んで讀むこと。

忠誠(ちゆうせい)

忠義とまこと。

臣民の道

君民一體の関係とは

私共はすでに前段において宏大無邊なる 天皇の御徳を仰ぎ奉つたのであります。扱て、我が國民がこの御仁慈の御徳に浴するところに臣民の道は自づから明かになつて來るのであります。本章には、この臣民の道が説かれてゐるのであります。

抑も我が國に於ける臣民の道は、皇孫瓊杵尊がこの國にお降りになつた當時、天兒屋命を始め、多くの神々の奉仕せられた精神をそのまゝにうけつたへて、全國民が心を一つにし、天皇にお仕へ申上げるところに存してゐます。即ち、私共日本人はすでに生れながら臣民として、天皇にお仕へ申し、日本國民としての道を行ひつくすのであります。私共日本人がかかる本質をそなへてゐるといふことは、これまつたく人爲的のものではなくて、自然のまゝのものであります。

三、臣 節

臣 民

我等は既に宏大無邊の聖徳を仰ぎ奉つた。

この御仁慈の聖徳の光被するところ、臣民の道は自ら明らかなるものがある。臣民の道は、皇孫瓊杵尊の降臨し給へる當時、多くの神々が奉仕せられた精神をそのまゝに、億兆心を一にして天皇に仕へ奉るところにある。即ち我等は、生まれながらにして天皇に奉仕し、皇國の道を行するものであつて、我等臣民のかゝる本質を有することは、全く自然に出づるのである。

我等臣民は、西洋諸國に於け

どうかすると、西洋に於ける人民といふことゝ、我が國に於ける臣民といふことをごつたにする人がありますが、これは大きな間違ひであります。私共日本人の場合に於ける臣民といふのは、西洋諸國に於けるいはゆる人民——英語で People——とはまつたくその根本の性質を異にしてゐるのであります。西洋に於ける君主と人民との關係は、君主と人民とが對立して前者が後者を權力を以て支配してゐるとか、人民が先づあつて人民が主となつてゐて、その人民の發展のために、幸福のために人民が勝手に自分達の君主をえらび定めるといつた如き關係であります。しかし我が國に於ける 天皇と臣民との關係は全然さういつたやうな對立的なものでもなければ、又、人爲的なものでもありません。それにも拘らず、どうかして、この我が國獨特の臣民の本質をあやまつて、或は西洋に於けるいはゆる人民といふ意味と同一に見なして、或はすくなくともその間にはつきりとした相違のあることを明かになし得ない者があるやうであります。これは、我が國體の根本的性質に就ての徹底した認識を缺いてゐて、西洋のいはゆる國

る所謂人民と全くその本性を異にしてゐる。君民の關係は、君主と對立する人民とか、人民先づあつて、その人民の發展のため幸福のために、君主を定めるといふが如き關係ではない。然るに往々にして、この臣民の本質を謬り、或は所謂人民と同視し、或は少くともその間に明確な相違あることを明らかにし得ないもののあるのは、これ、我が國體の本義に關し透徹した見解を缺き、外國の國家學説を曖昧な理解の下に混同して來るがためである。各々獨立した個々の人間の集合である人民が、君主と對立し君主を擁立する如き

家學説などを生半かに嚙つて、それで以て我が國に於ける臣民といふことと彼の地に於ける人民といふことをごつたにしてゐるためでありませう。しかし、かゝることはすこし考へてみれば直ぐわかることではないかと思ひます。即ち、そこに何等のつながりもないところの各々が獨立した個々の人間の集合である人民が、或は君主によつて權力を以て支配せられ、或は人民が自分等のために勝手に君主を擁立するといつた如き場合に於ては、君主と人民との間にはこれを一體ならしめるやうな根本的のものは何も存在してゐないのであります。そして、そこにはたゞ對立的なもの、人爲的なものがあるばかりであります。然るに、我が國に於ける 天皇と臣民との關係は、一つの根源より生れ、國が肇つて以來常に一體となつて繁榮してきたのであります。これが我が國體の國體たるところであり、従つて我が臣民の道の根本をなすものであつて、西洋の君主と人民の關係とはまつたく種類を異にしてゐるのであります。

かゝる我が國の君民一體の關係について、互理章三郎氏が悉しく述べてゐられますので、参考までにその大意をうかゞつてみることに致しませう。

「今日、西洋では、君主國と稱するものでも、その實、國體は主權が人民にあるところの民主であつて、君主といふのは、人民主權の下に存する世襲の行政長官の稱號にすぎないものがある。ベルギーの如きがそれである。イギリスの如きはこれを君主國體であると稱するものもあり、民主國體であると稱する者もあり、又、主權は國王と國會とに存する體制であると稱するものもあり、立君民政體、即ち君主を立て、人民が政治をする國體などと稱するものもある。又、北米合衆國の如き聯邦國家では、各州の權力と聯邦全體としての權力とが互ひに制限するところがあつて、その國體は頗るあいまいのものである。

我が國は、その國家の本性の自然の要求に従つて、國體を立て、萬世一系の皇統を國家組織の絶對の中心としてゐるのであるから、國體は天成の國體であり、君民は天成の君民である。一家において、親は本來の親であり、子に對する親の地位が自然であるやうに、皇位は自

場合に於ては、君主と人民との間には、これを一體ならしめる深い根源は存在しない。然るに我が天皇と臣民との關係は、一つの根源より生まれ、肇國以來一體となつて榮えて來たものである。これ即ち我が國の大道であり、従つて我が臣民の道の根本をなすものであつて、外國とは全くその撰を異にする。固より外國と雖も、君主と人民との間には夫々の歴史があり。これに伴ふ情義がある。併しながら肇國の初より、自然と人とを一體にして自らなる一體の道を現じ、これによつて彌々榮えて來た我が國の如きは、決してその例を

外國に求めることは出來ない。こゝに世界無比の我が國體があるのであつて、我が臣民のすべての道はこの國體を本として始めて存し、忠孝の道も亦固よりこれに基づく。

【註釋】

臣節（しんせつ） 臣下としての節操、即ち、臣下たる者の遵守すべき道をいふ。
 安大無邊（くわうだいむへん） かぎりなく廣く大いなる様の形容。
 御仁慈（ごじんじ） 天皇の國民に垂れたまふおなまき、いつくしみをいふ。
 光被（くわうひ） ひかりのおほひ及ぶこと。即ち、恩澤にうるほふことである。
 降臨（かうりん） あまくだり。
 億兆（おくてう）

然である。しかるに、他國の君主は、選定、禪讓、篡奪、征服等によつて立つたもので、みな人爲的に出来たものであるから、又場合には、これを人爲的に動かすことを當然とするやうになり、廢立、革命等のことが行はれるやうになるのである。選立せられた君主は、選立したものの意志によつて廢棄せられ、篡奪によつて立つた君主は、又他の篡奪を拒むことは出来ない。かくて、君主のある國が君主のない國となつたり、君主のない國に君主が出来たりするやうになつても、いづれにしても皆人爲的の制度として出来たものである。單に君主と稱するところから、私共の君主も他國の君主も、同一の性質を有するものと考へてはならぬ。我が國の 天皇は、親を親と稱すると同じく、我が國本來の天成の君主であらせられる。されば、我が國家の主權といふも、單にこれを強制的な權力と見てはならないのである。」

斯くの如く、我が國に於ける君民の關係は、決して人爲的のものでなく、天成のまゝのものであつて、君民がその徳を以て一體となつてゐるのであります。かゝる君民一體は、外國に於ける人爲的な君民關係とは全然そのおもむきを異にしてゐます。

國民一同。國民全體のこと。
 奉仕(ほうし) 君主に仕へまつること。又、國家、社會のためにつくすことにも用ひられる語。
 人民(じんみん) 社會を組織してゐる人類のこと。古來、人民にはいろいろの語が用ひられてゐる。例へば、「たみ」、「くにたみ」、「あをひとぐさ」、「おほみたから」、「たみくさ」等の如くである。
 本性(ほんせい) 根本の性質。
 對立(たいりつ) 二つのものが互ひに立つてゐる。
 國體(こくたい) くにがら。
 透徹(とうてつ) すきとほる。徹底と同じである。
 曖昧(あいまい) はつきりしないこと。定まつた目標のないこと。別に「うしろぐらい」、「あやし」といふ意味にもこの文字を用ひることがある。
 集合(しふがふ) あつまり。

尤も、外國と雖も、君主と人民との間にはそれぞれの歴史があり、これにともなふところの情義もありませう。それは、例へば、ヨーロッパ諸國の歴史を見ても知られることであります。しかしながら、國が肇つてからこの方、自然と人とを一つとなつて、そこに何等殊更に仕組むこともなく、天成のまゝの一體の道を現はし、これによつていよいよ繁榮して來た我が帝國の如きは、絶対にその例を外國に求めることは出来ないであります。こゝに世界に冠絶するところの誇るべき我が國體があるのであります。我が臣民のすべての道は、この萬邦無比の國體を土臺として始めて存在し、忠孝の道といふもまたもとよりこの國體の本源にもとづくものであることは、今更云ふまでもないのであります。

忠君愛國の精神

我が國は、天照大御神の御子孫であらせられる 天皇を中心として

擧立(ようりつ) もりたてること。即ち、たすけまもつておしたること。「擧」は「いだく」、「だきかゝへる」等の意味を有する文字である。
 根源(こんげん) もと。根本と同じ。
 情義(じやうぎ) 心と心とのふれあひ、まごころといふや意味である。
 肇國(てうこく) 國のはじまり。
 世界無比(せかいむひ) 世界に二つとない。
 選立(せんりつ) 選を異にする(せんをことにする)種類がちがふといふ意味。
 混同(こんどう) こつちやにすること。
 見解(けんかい) 見方、考へ方といふ意。
 同觀(どうくわん) 同じやうに見ること。

忠君愛國

我が國は、天照大神の御子孫であら

成立つてをりまして、私共の祖先及び私共は、その生命と活動の源とをつねに 天皇に仰ぎ奉つてゐるのであります。されば、天皇に仕へ奉り、天皇の大御心を深く心に銘じてつゝしみ行ふことは、私共日本臣民としての歴史的生命を今日に生かす所以であり、こゝに日本國民のすべての道德の根本があります。それで、我が國に於ける國民道德の第一のものは忠君愛國といふことであります。否、すべての國民道德は、この忠君愛國にもとづかないものはないといつてよろしいのであります。

忠とは、抑も、天皇を國家の中心として仰ぎ奉り、天皇に絶対隨順することであり、この絶対隨順といふのは、自分といふものをすてゝ、自我といふものを去つて、ひたむきに 天皇に仕へ奉ることです。いはゆる無條件に従ひ奉ることです。我が國では、この忠の道をふみ行ふことが、私共日本國民としてのたゞ一つの生きる道であり、あらゆる力の源泉ともなつてゐます。それで、天皇の御ために自分のいのちをさゝげることが、自分といふものをいきにへに

せられる天皇を中心として成り立つてをり、我等の祖先及び我等は、その生命と活動の源を常に天皇に仰ぎ奉るのである。それ故に天皇に奉仕し、天皇の大御心を奉體することは、我等の歴史的生命を今に生かす所以であり、こゝに國民のすべての道德の根源がある。

忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に絶対隨順する道である。絶対隨順は、我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ふことが我等國民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉である。されば、天皇の御ために身命を

するといふ意味ではなくて、自分一身のことを捨てゝ、たゞ 天皇の御威光にのみ生きるといふことで、つまり日本國民としての本分をあらはす所以のものであります。臣民としての道を立派に示すことであります。

我が國に於ける 天皇と臣民との關係については、すでに前段において悉しい説明がありました如く、もとより一つの權力に服従するといふが如き人間によつてつくられたる關係のものではありませんし、また、かの大小名が全國に分立してそれぞれ土地、人民を支配してゐた封建制度時代のいはゆる封建道德に於けるが如き主人と家來といつたやうな關係のものでもありません。それは天威のまゝの君臣一體の關係であります。天皇と臣民との關係を、單に支配服従とか、權利義務とか、さういつたやうな相互に對立するところの人為的な關係とのみ解釋する考へ方は、個人に最高の價値をみとめる立場、即ち、個人主義の考へに立つて、すべてのものに高下尊卑の差別をつけないうで、同じだけの人格を有するものと見る。そして又、たゞ理窟にのみ合せ

捧げることが、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、國民としての眞生命を發揚する所以である。天皇と臣民との關係は、固より權力服従の人為的關係ではなく、また封建道德に於ける主従の關係の如きものでもない。それは分を通じて本源に立ち、分を全うして本源を顯すのである。天皇と臣民との關係を、單に支配服従・權利義務の如き相對的關係と解する思想は、個人主義的思想に立脚して、すべてのものを對等な人格關係と見る合理主義的考へ方である。個人は、その發生の根本たる國家・歴史に

やうとするいはゆる合理主義の考へ方であります。しかし、個々の人間は元來、その發生の根本であるところの國家若しくは歴史に於ける存在であつて、本來はそれと一體をなしてゐるのであります。然るに、この一體よりたゞ個人といふ概念のみをひき出して來て、そのひき出された個人といふ概念のみを土臺として、逆に國家を考へ、又、道徳をたてゝも、それはつまるところ具體的な事實から離れてゐる空論に終るより他はないのであります。非常にむづかしい云ひ廻しであります。要するに個人は國家や國家の歴史とは切つても切れぬつながりがあつて、それと一體となつてゐるのである。それにも拘らず、個人といふ概念のみをこねくり廻して、個人を本位として國家や道徳を考へるといふことは、根本的な事實をまつたく無視してゐる暴論であるといふのであります。

我が國にあつては、伊邪那岐命、伊邪那美命の二神は、この自然と神々との祖神であり、この二神から皇祖天照大御神がお生れになりまして、天皇はまたこの大御神の御すゑであらせられます。皇祖天照大

連なる存在であつて、本來それと一體をなしてゐる。然るにこの一體より個人のみを抽象し、この抽象せられた個人を基本として、逆に國家を考へ又道徳を立てても、それは所詮本源を失つた抽象論に終るの外はない。

我が國にあつては、伊弉諾、尊、伊弉冉、尊二尊は自然と神々との祖神であり、天皇は二尊より生れました皇祖の神裔であらせられる。皇祖と天皇とは御親子の關係にあらせられ、天皇と臣民との關係は、義は君臣にして情は父子である。この關係は、合理的義務的關係よりも更に根本的な本質關係であつて、こゝ

御神と御歴代の 天皇とは御親子の關係にあらせられ、天皇と臣民との關係は、義は臣民にして情は父子であります。この「義は臣民にして情は父子」といふのは一體どういふことかと申しますと、これは抑も 雄略天皇の御遺詔の中に、「義はすなはち君臣にして情は父子を兼ね」といふ御言葉より出てゐるのであります。君臣の分が確然としてゐながら、その間に父子の如き情愛のあるのをいふのであります。義は五常の一で、行爲が正道に合すること、それから延いて正しい大道といふことに用ひられてゐます。かくの如き君臣の關係は、西洋流の合理的な義務的な關係より更に根本的な本質關係でありまして、こゝに忠義の道の生ずる根據があります。それで、忠の道を全うすることとは、我が國民として生きるたゞ一つの道であり、あらゆる活動のみなもとゝいふことになるのであります。

我が國に於ける君臣關係は、これを歐米に於ける個人主義的な人格關係から見れば、人格を無視した關係だとも見えるのでありませう。しかし、それは、前にも申しましたやうに、歐米近代思想の特質とし

に忠の道の生ずる根據がある。

個人主義的人格關係からいへば、我が國の君臣の關係は、没人格的關係と見えるであらう。併しそれは個人を至上とし、個人の思考を中心とした考、個人的抽象意識より生ずる誤に外ならぬ。我が君臣の關係は、決して君主と人民と相對立する如き淺き平面的關係ではなく、この對立を絶した根本より發し、その根本を失はないところの没我歸一の關係である。それは、個人主義的な考へ方を以てしては決して理解することの出来ないものである。我が國に於ては、肇國以來この大道が自ら發展して

て、個人を至上のものとし、個人の思はくや考へを中心とした考へ方で、歴史的事實を無視した個人本位の空想論より生じる誤解であります。我が國に於ける君臣の關係は、決して君主と人民とが相對立するが如き淺い平面的な關係ではなく、さういふ對立を絶して、もつと深い根本より發し、その根本を失はないところの、自己をまつたく捨て、一つの大道に歸するといふ没我歸一の關係に外ならないのであります。それは、西洋流の個人主義的な考へ方を以てしては決して理解することの出来ないものであります。紀平正美博士も、この君民一致といふ内面的な關係について、「茲には政體と國體との區別はない。征服者被征服者といふ如き關係も既に建國の始から我が君民の間にはないのである。統治と政治とは我に於ては差別は出来ない（日本精神）と述べてゐられます。

まことに、我が國に於ては、國が肇つて以來この大道がおのづから發展してゐるので、その臣民に於てあらはれた最も根源的なものが、すなはち忠の道であります。こゝに、忠といふことの深い意味と立派なねうちとが存してゐるのであります。

近頃、我が國の思想界も西洋の個人主義的な思想の影響を受けて、すべてにおいて個人を本位とする考へ方がだんだんと盛んになつてきました。従つて、これとその本質を異にするところの我が國における忠の道の本旨は、どうかするとはつきりとしてゐない傾きが見えるやうであります。即ち、當今、我が思想界にあつて、「忠君」を説き、「愛國」を語るものはやゝともすると、西洋の個人主義や合理主義の考へ方に動かされて、忠君愛國についての眞の意味をそらしがちであります。されば、私共日本人たるものは、自分の權利を主張し、自己に因はれ、個人の立場にのみ執着するために生ずる精神のけがれ、知識のくもりをはらひきよめて、日本人本來の清くあきらかな心に立ちかへつて、忠の道をよく身を以て了解しなければなりません。

天皇は、常に御先祖の御靈を祭り給ひ、萬民に先んじて御先祖と御子孫とが一つとなることの實例をお示しになつて、神をうやまひ、祖先をたうとぶことの御手本を示し給ふのであります。又私共日本臣民

ゐるのであつて、その臣民に於て現れた最も根源的なものが即ち忠の道である。こゝに忠の深い意義と尊き價値とが存する。近時、西洋の個人主義的思想の影響を受け、個人を本位とする考へ方が旺盛となつた。従つてこれとその本質を異にする我が忠の道の本旨は必ずしも徹底してゐない。即ち現時我が國に於て忠を説き、愛國を説くものも、西洋の個人主義・合理主義に累せられ、動もすれば眞の意味を逸してゐる。私を立て、我に執し、個人に執著するがために生ずる精神の汚濁、知識の陰翳を被ひ去つて、よく我等臣民本來

の清明な心境に立ち歸り、以て忠の大義を體認しなければならぬ。

天皇は、常に皇祖皇宗を祀り給ひ、萬民に率先して祖孫一體の實を示し、敬神崇祖の範を垂れ給ふのである。又我等臣民は、皇祖皇宗に仕へ奉つた臣民の子孫として、その祖先を崇敬し、その忠誠の志を繼ぎ、これを現代に生かし、後代に傳へる。かくて敬神崇祖と忠の道とは全くその本を一にし、本來相離れぬ道である。かゝる一致は獨り我が國に於てのみ見られるのであつて、こゝにも我が國體の尊き所以がある。

は、天皇の御先祖に仕へ奉つた臣民の子孫として、私共の祖先をうやまひ崇び、天皇に對する忠と誠との志をうけついで、この精神を現代に活用し、後代の者にも相傳へるのであります。かくて、神を敬ひ祖先を崇ぶこと、天皇に忠義をつくすことは、全くその根本が一つとなるのであります。もともと相離れないところの道であります。斯くの如き敬神崇祖と忠君の道とが相一致することも、また我が國に於てのみ見られ、他の國では絶對に見られないのであります。こゝにも我が國體の他にすぐれて立派なる所以があります。

神を敬ひ祖先を崇ぶこと、天皇に忠義をつくすことが完全に一致するといふのは、又、それらのこと、愛國とが一つとなる所以でもあります。抑も我が國ではまことに恐れ多いことではありますが、御皇室をもつて我が國民の本家として奉り、天皇をもつて古今を通じて國家の中心と仰いでゐます。この意味において、我が國は君民一體の一家族國家であります。この家族國家といふのは、序説でも悉しい説明がありましたやうに、國家全體が一つの家族のやうな組織になつてゐ

敬神崇祖と忠の道との完全な一致は、又それらのものと愛國とが一致となる所以である。抑も我が國は皇室を宗家とし奉り、天皇を古今に互る中心と仰ぐ君民一體の一家族國家である。故に國家の繁榮に盡くすことは、即ち天皇の御榮えに奉仕することであり、天皇に忠を盡くし奉ることは、即ち國を愛し國の隆昌を圖ることに外ならぬ。忠君なくして愛國はなく、愛國なくして忠君はない。あらゆる愛國は、常に忠君の至情によつて貫かれ、すべての忠君は常に愛國の熱誠を伴つてゐる。固より外國に於ても愛國の精神は存する。

る國をいふのであります。それで、我が國の如き國家では、國家の繁榮のために力をつくすといふことは、とりも直さず天皇の御榮えに仕へ奉ることになるのであります。そして、天皇に忠義をつくし奉ることは、とりも直さず國家を愛し、國家が盛んになるやうに努力することに變りはないのであります。これを以て、我が國に於ては、忠君なくして愛國はなく、愛國なくして忠君はないと申されませう。あらゆる愛國的行爲は、常に忠君の至情によつて貫かれ、すべての忠君は常に愛國の熱誠をとまなつてゐるのであります。もとより外國においても愛國の精神は存するであります。しかし、外國における愛國は、我が國の場合のやうに忠君とその根柢より一つとなり、又、敬神崇祖と完全に一致するが如きものではないのであります。即ち、西洋諸國に於ては、その君臣の關係は人爲的に作られたものでありますし、宗教的信仰は國家を超越してゐて、祖先崇拜といふやうなことも考へられないのであります。

忠といふことは、實に、我が日本臣民としての根本の道であり、我

然るにこの愛國は、我が國の如き忠君と根柢より一となり、又敬神崇祖と完全に一致するが如きものではない。

實に忠は我が臣民の根本の道であり、我が國民道德の基本である。我等は、忠によつて日本臣民となり、忠に於て生命を得、こゝにすべての道德の根源を見出す。これを我が國史に徴するに、忠君の精神は常に國民の心を一貫してゐる。戰國時代に於ける皇室の式微は、寔に畏れ多い極みであるが、併しこの時代に於ても、なほ英雄が事をなすに當つては、その尊皇の精神の認められない限り、人心を得る

が國民道德の基本であります。私共日本人は、忠君によつて日本臣民となり、忠君において生命を得て、こゝにすべての道德の根源を見出すのであります。これを我が國の歴史の事實によつて見ますに、忠君の精神は常に國民の心を一貫して流れてゐます。

戰國時代における我が御皇室の御衰微は、申すもまことに恐れ多いことではありますが、しかし、この時代においてさへも、なほすぐれた武將が事をあげんとするに際しては、天皇を尊び奉るところの精神を有してゐることを認められない限り、人心を得ることが出来なかつたのであります。かの織田信長や豊臣秀吉が群雄の中にあつてよく事業に成功をおさめることの出来たのは、この間のことをよく證據だてゝゐます。

織田信長は、とかく道義の頹廢しがちであつた戰國の時代に出た武將でありながら、勤王の精神がきはめて厚く、つねに我が御皇室を奉戴して、天下に號令しやうといふ壯圖を抱いてゐました。信長のこの精神は、元來父の信秀から受けついでものであります。信秀も夙

に勤王の志を有し、當時御衰微あらせられた我が御皇室に御料を獻納したことがありました。信長が如何に臣節を忘れなかつたかといふことは、戰國の武士が最も光榮とした將軍職を望まず、朝官を拜したといふ一事によつて何よりもよくあらはれてゐますが、勅命を受けて上洛するや、先づ第一に皇居を修理し、次いで御料所を復し、御資を獻納して朝儀の回復をはかるなど、その勤王に關する事蹟は枚擧に追がなないのであります。なほ、當時廢頹しきつてゐた伊勢神宮の造營を命じましたが、これは、その後間もなく本能寺の變で横死したので果さずには終りました。

信長の遺業を繼いだ豊臣秀吉は、また信長の勤王精神をもうけつぎました。秀吉は京都内野に聚樂第を營んだ時、後陽成天皇の行幸を仰ぎ、文武百官を率ゐて扈從しました。その時、天皇、上皇をはじめ奉り、皇族に御料を獻じ、諸大名をして、永遠に御皇室を尊崇すること誓はしめました。そして、信長が果さずには死した伊勢神宮の造營も、秀吉によつて成り、戰國以降久しく絶えてゐた式年遷宮の制がこゝに

ことは出来なかつた。織田信長、豊臣秀吉等がよく事功を奏するを得たことは、この間の消息を物語つてゐる。即ち如何なる場合にも、尊皇の精神は國民を動かす最も力強いものである。

萬葉集に見える大伴家持の歌には、

大伴の 遠つ神祖の その
名をば 大來目主と おひ
もちて 仕へし官 海行か
ば 水漬くかばね 山行か
ば 草むすかばね 大皇の
邊にこそ死なめ かへりみ
は せじと言立て

とある。この歌は、古より我が國民胸奥の琴線に觸れ、今に傳

誦せられてゐる。橘諸兄の

ふる雪の白髪までに大皇に

つかへまれば貴くもあるか

の歌には、白髪に至るまで大君に仕へ奉つた忠臣の面目が躍如として現れてゐる。又楠木正成の七生報國の精神は、今も國民を感奮興起せしめてゐる。又我が國には古より、或は激越に或は沈痛に忠君の心を歌に託して披瀝したものが少くない。即ち

源實朝の
山はさけ海はあせなむ世なりとも君に二心我あらめや

僧月照の

大君の爲には何か惜しから

も

復活するに至りました。

斯くの如く、信長にしても、秀吉にしても、武將として成功をおさめる一面にあつて、勤王の志の極めて厚かつた事實を見ると、我が國においては、如何なる場合にも、尊皇の精神が國民を動かす最も力強いものであることが知られるのであります。

萬葉集に見える大伴家持の歌に、

大伴の、遠つ神祖の、その名をば 大來自主と おひもちて 仕
へし官 海行かば 水漬くかばね 山行かば 草むすかばね 大
皇の 邊にこそ死なぬ かへりみは せじと言立て

とあります。

家持は、「萬葉集」の撰者として知られてゐる奈良朝時代の歌人、大納言旅人の子、旅人も有名な歌人でありました。家持は、天平中、從五位下に敘せられ、越中守となり、以來諸官に歴任し、延暦二年、中納言に任ぜられました。その歌は、最初、柿本人麿、山邊赤人、父の旅人の感化を受け、模倣のあとも見えたが、後圓熟して一家の風格をな

む薩摩の瀬戸に身は沈むと

も

平野國臣の
數ならぬ身にはあれども希
はくは錦の旗のもとに死に
てむ

梅田雲濱の

君が代を思ふ心の一すぢに
我が身ありとも思はざりけ
り
等の如きそれである。

忠は、國民各自が當時その分を竭くし、忠實にその職務を勵むことによつて實現せられる。畏くも「教育ニ關スル勅語」に示し給うた如く、獨り一旦緩急ある場合に義勇公に奉ずるのみ

したといはれてゐます。本文に引用されたものは、「萬葉集」卷十八に出てゐる長歌の一節で、本歌は相當ながいものであります。その意は、「大伴の遠い祖先は、大來自主(大久米部の主長)といはれ、大君に仕へた武將であつて、海で死ぬとも、山で死ぬとも、大君の御側で死なうと誓ひを立て」といふのであります。この歌は、昔より我が國民の胸ふかくひゞいて、今になほ傳誦せられる有名なものであります。

又、同じく「萬葉集」に見える 橋諸兄の歌に、

ふる雪の白髪までに大皇に
つかへまつれば貴くもあるか

とあります。

諸兄は、初め葛城王と稱し、難波皇子の後の皇族でありましたが、天平八年、弟の佐爲王と上書して、親母の橋姓繼承を奏請し、橋宿禰の名を賜はり、後、橋諸兄と改めました。天皇の御信任厚く、勝寶のはじめには、正一位に進み、朝臣を賜はり、八年致仕して、寶字元年、七十四歳を以て薨去しました。井手里に住んでゐたので。井手左大臣

ならず、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己れを持し、博愛衆に及ぼし、學を修め、業を習ひ、智能を啓發し、徳器を成就し、更に公益を廣め、世務を開き、國憲を重んじ、國法に遵ふ等のこと、皆これ、大御心に應へ奉り、天業の恢弘を扶翼し奉る所以であり、悉く忠の道である。橋守部は待問雜記に、

世人、直に大宮に事ふるのみを奉公といへども、此照す日月の下に、天皇に不事人やはある。武士の官司を將ます、かけまくも畏き御あたりをはじめ、下がしも

又は西院大臣ともよばれてゐます、本文引用の歌は、「萬葉集」卷十七に出てゐて、天平十八年正月、大雪の降つた日に、詔に應じてつくられるものであります。その意は、「この雪のやうに年老いて髪がまつ白になるまで、天皇におつかへ申すことが出来れば、ことに仕合せである」といふのであります。雪景色を眺めての實感の歌であるばかりでなく、白髪に至るまで大君に仕へ奉つた忠臣の面目が生き生きとして出てゐます。

又、楠木正成の七度び生れかはつて國のためにつくさうといつた、例の七生報國の精神は、今日に至るまで我が國民を奮ひたゞせるものがあります。正成が建武中興の大忠臣であつたことは今更説明するまでもなく、何人も知つてゐることと思ひます。元弘元年、後醍醐天皇が北條高時のために笠置へ御避難あそばされた際、御召に應じて行在所に馳せ参じ、赤坂城及び千早城に據つて、勤王の義軍を擧げ、奇計を用ひ寡兵を以てよく百萬の賊軍を苦しめ、大いに諸國の武士の士氣を鼓舞し、官軍の氣勢をさかんならしめました。かくして、遂に北條

に至るまで、只高き卑き差等こそあれ、威く君に仕る身にしあれば、物を書くも君のため、疾を治すも君のため、田を佃るも君のため、商ひするももとより君の御爲なれど、卑賤身は、遙に下に遠離れば、只近く世人のために勞くほどの、天皇への事はなきなり。

と述べてゐる。まことに政治にたづさはる者も、産業に従事する者も、將又、教育・學問に身を獻げる者も、夫々ほど／＼に身を盡くすことは、即ち皇運を扶翼し奉る忠の道であつて、決して私の道ではない。

このことは、明治天皇の御製に、

ほど／＼にこゝろをつくす
國民のちからぞやがてわが
力なる
國のため身のほど／＼に盡
さなむ心のすゝむ道を學び
て

と仰せられてあるによつて明らかである。自己の職務を盡くすことが即ち天皇の大御業を扶翼し奉る所以であるとの深い自覺に立ち、

入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ
産ヲ治メ出テテハ一己ノ利
害ニ偏セスシテカヲ公益世
務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト

一族の滅亡となり、建武の中興の世となりましたが、逆賊足利尊氏の謀叛によつて、天下が再び亂れたので、正成は、勅命を奉じて足利征伐に死力をつくしました。しかし、時利あらずして、延元元年五月二十五日、兵庫の湊川で戦死しました。その最後にのぞみ、弟の正季をかへりみ、「何か後世に願ふことはないか」とたづねた時、正季が「七度び人間に生れかはつて朝敵を滅したい」と答へると、正成は「自分もさう思つてゐるぞ」と微笑して、刺しちがへて死んだのであります。このことは「太平記」に悉しく記載されてゐます。

又、我が國においては、昔より或ははげしい高い調子に、或は胸を打つ沈んだ調子に、忠君の心を三十一文字にことよせてあらはしたものがすくなくありません。さういふ歌の中で特に有名なものがこゝに擧げられてあります。

先づ源實朝の歌に、

山はさけ海はあせなむ世なりとも
君に二心我あらめやも

といふのがあります。

實朝は、源頼朝の第二子、兄の頼家が北條氏のために將軍職を廢せられて、伊豆の修善寺に幽閉せられるに及んで、征夷大將軍に任ぜられました。承久元年、鶴岡八幡宮において拜賀の式の行はれた日、頼家の遺子公曉のために刺殺せられました。行年わづかに二十八歳でありました。實朝は、資性温雅、文學を好み、頗る識見に富んでゐましたが、和歌を藤原定家に學び、夙に非凡の詩才を發揮しました。その歌集「金槐和歌集」は、西行法師の「山家和歌集」と並んで、この時代における名歌集と稱されてゐます。右引用の歌は、實朝の代表作の一つであつて、その意味は、「山がさけ、海の水が濁れて淺くなつてしまふやうな世になつても、決して君にそむくやうな心を持つ自分ではない」といふので、忠君の精神が躍動してゐるところに、この歌の千金の重味があります。

次に、僧月照の歌に、

大君の爲には何か惜しからむ

薩摩の瀬戸に身は沈むとも

といふのがあります。

月照は、名を忍向といひ、洛東清水寺成就院の住職であります。夙に尊王の志をいただき、近衛忠顯と交り、諸公卿の間に入出入して倒幕攘夷論を唱へたので、幕府の忌憚するところとなりました。忠顯は、月照の身を憂ひて避難をすゝめました。月照は、西郷吉之助と親交があつたので、偶々歸國する西郷をたよつて鹿児島に逃れんとしましたが、當時、薩藩の空氣は著しく佐幕に傾いてゐて、月照の入國は許されませんでした。のみならず、それを無理に押切つて入國した月照は、忽ち藩役人の手に囚はれてしまひました。これを知つた西郷は、或る夜、ひそかに月照を救ひ出し、平野國臣及び従僕大槻重助の四人で、舟を薩摩湾に出しました。時に、安政五年十一月十五日のことです。咬々たる月光のうちに、西郷と月照とは親しく語合つてゐましたが、共に決心をして、懷紙に辭世の歌を銘々書き残すと、平野等の隙をうかゞひ、互ひに抱合つて海中に身を投じました。平野は二人の入水

民族ノ安樂社會ノ福祉トヲ
圖ルヘシ

と仰せられた聖旨のまに／＼つとめ勵むことは、即ち臣民たるものの本務であり、日本人としての尊いつとめである。

【註釋】

歴史的生命(れきししてきせいめい) 日本ノ歴史の上に一貫して流れてゐる日本人の精神をいふ。
絕對隨順(ぜつたいするじゆん) 無條件に従ふこと。
小我(せうが) 自分ノ一身といふ意。
人爲的關係(じんるてきくわんけい) 人によつて作られたる關係。
相對的關係(さうたいてきくわんけい) 相互に對立するものゝある場合の關係。
個人主義的思考(こじんしゆぎてきしかう) 「思考」はかんがへ。個人に最高の價値を

認める立場からのかんがへ。

對等な人格關係

(たいとうなじんかくくわんけい)

社會の個人々々がみな同じ人格を有するものとして、高下尊卑の差等をつけずに對立すること。

抽象論(ちゆうしやうろん)

個々の事實から一つの概念をつくり出すこと。

具體的な事實を離れた空論のこと。

祖神(そじん)

御先祖の神。

神齋(しんさい)

神の御子孫。

義は君臣にして情は父子

(きはくんしんにしてじやうはふし)

雄略天皇の御遺詔に出づる語。君臣の分が確然としてゐながら、その間に父子の如き情愛のあることをいへるもの。

沒我歸一(ぼつがきいつ)

自己を捨て、一つの大道にかへること。

我に執し(がにしふし)

自己にとらはれること。

汚濁(をたく)

知り、大に驚いて船夫に搜索を命じました。やがて、波間に漂へる二人を發見して、これを引き上げ、いろいろと手當を加へますと、漸く西郷だけは蘇生しましたが、月照は既にことされておりました。月照は時に四十六歳でありました。本文引用の歌がその折の辭世であります。西郷のは、「ふたつなき道にこの身を捨小舟波たゞばとて風吹かばとて」といふのであります。月照の歌の意は、「大君のためだと思へばこの身を薩摩の海に沈めてしまふことくらゐ何が惜しからう、すこしも惜しいとは思はない」といふのであります。

次に、平野國臣の歌に、

數ならぬ身にはあれども希はくは

錦の旗のもとに死にてむ

とあります。

國臣は、福岡藩の銃隊教師の家に生れ、通稱を次郎といひ、讀書を好み、國學、故實に通じてゐました。夙に勤王の志を抱き、大いに倒幕攘夷を叫んで、幕府の忌憚を受け、捕吏の追及に惱まされながら

「をちよく」と訓む。「けがれ」「よこれ」から缺點の意味。

陰翳（いんえい）
くもり。又、くらいかげ。

心境（しんきやう）
心のおきどころ。

體認（たいにん）
よくのみこむこと。

腕を垂れ（はんをたれ）
手本を示すこと。

宗家（そうか）
本家のこと。

式微（しきび）
「しよくび」とも訓む。おとろへること。

嘉功を奏する（じこうをそうする）
事業の成績を擧げること。

胸奥の琴線に觸れ
（きようあうのきんせんにつれ）
心の底にひびくこと。

傳聞（でんしやう）
つたへられたはれること。

聖如（やくじよ）
生き生きとしたありさま。

激越（げきえつ）
情のたかくはげしきさまをいふ。

沈痛（ちんつう）
深く苦痛を感じるさまをいふ。

緩急（くわんきふ）
さしせまつたこと。

恭儉（けうけん）
つましんでしまること。

啓發（けいはつ）
發達させること。

德器（とくき）
よい行ひとすぐれた才能のこと。

公益（こうえき）
世のためになること。

世務（せむ）
世のつとめ。

國寶（こくけん）
國家の根本法典のこと。

國法（こくはふ）
國家の法律をいふ。

皇運（くわうん）
天皇の御盛運をいふ。

私の道（わたくしのみち）
私人相互間の道徳をいふ。

奉體（ほうたい）
深く心に銘じてつましみ行ふこと。

自己犠牲（じこぎせい）

も、すこしも屈せず、四方にかくれて勤王の志士と交はりを深くしました。月照と共に鹿兒島に逃れたのは、その時のことで、薩藩の空気が彼等の入國を拒むや、「我が胸の燃ゆる思ひにくらぶれば烟はうすし櫻島山」と詠じて、慨然同國を後にしました。文久三年、藤本鐵石、吉村寅太郎等の天誅組が侍從中山忠光を奉じて、大和の十津川に討幕の義兵を擧げるや、國臣は、また同志と相謀つて、長州落七卿の一人澤宜嘉を説いて主將に戴き、生野に一揆を起して、農兵を募り、はるかに天誅組に呼應したのであります。然るに、間もなく天誅組の敗報が傳はると共に事破れて、因幡に遁れ再擧を圖らんと企てる途中、但馬において捕へられ、元治元年、京都に於て斬に處せられました。死に臨み、皇居を遙拜し、從容として瞑目したといひます。行年三十七歳でありました。本文に引用の歌の意は、「ものゝ數にもあらぬやうな身ではあるが、どうか 天皇の御旗の下で死にたいものである」といふのであります。如何にもこの熱血男兒の勤王精神がよく出てゐると思ひます。

次に、梅田雲濱の歌に、

君が代を思ふ心の一すじに

我が身ありとも思はざりけり

とあります。

雲濱は、若州小濱の藩士、通稱を源次郎といひ、安政の大獄に倒れた志士の一人であります。少壯の頃から讀書を好み、和漢の學に通じてゐました。江戸に出でて、藤田東湖、佐久間象山などと交り、京都に移つて、儒學を教授しました。天性豪邁不羈、慷慨の氣節に富み、愛國の志深く、尊王攘夷の説を唱へ、勅許を俟たずして開港した大老井伊直弼の態度に憤慨し、同志と謀つて、倒幕の運動に力をつくし、幕府から忌憚を受けました。かくて、吉田寅次郎、橋本左内、頼三樹三郎などと共に幕吏の手に捕はれ、その後、江戸に護送されましたが、病弱な身にきびしい拷問を受けたので、同志に先だつて獄死しました。時に安政六年九月、年四十四でありました。京の獄につながれてゐる時、獄吏から厳しい糾問を受けて、雲濱は、「吾れ生れてたゞ尊攘

國家社會等の如き公共の團體のために自分の生命、自由、權利等を捨てること。「犠」は「いけにへ」即ち神前に供へる牲、牲は牛である。

眞生命（しんせいめい）

ほんたうのいのち。ほんたうのもの。

發揚（はつやう）

大いに示すことで、發揮といふも同じ。封建制度時代の道徳。封建といふのは土地を分割して諸侯を分立すること。

支配服従（しはいふくじゆう）

「支配」は部下を監督し、事務を整理すること。取りしまりである。「服従」は配下となつてつきしたがふこと。

權利義務（けんりぎむ）

「權利」はもと「權勢と利益」といふ意味に用ひられてゐるが、現今では法律の熟語となつて、義務と相對的に用ひられるやうになつた。

立脚（りつきやく）

よりどころとして。

合理主義（がうりしゆぎ）

理窟に合つてゐるといふことを本位とする主義をいふ。

根據（こんきよ）

よりどころ。もとゐ。

沒人格的（ぼつじんかくてき）

人格は英語のパーソナリチーの譯語で、人の性格。その人に具はれる品格。通常「ひととなり」又は「ひとがら」などと云へるものである。

價值（かち）

「あたひ」「ねうち」等の意味。

旺盛（わうせい）

旺も盛も共にさかんなることを意味する文字である。

清明（せいめい）

きよくあきらかなること。

本旨（ほんし）

本來の意義。

徹底（てつてい）

とことんまで達つすること。

執着（しつちやく）

とらはれること。

率先して（そつせんして）

先んじて。

敬神崇祖（けいしんすうそ）

神をうやまひ、祖先をたふとぶこと。

一大家族國家（いちだいかぞくこくか）

の大義を知るのみ。その他のことは、興り知るところなし」と答へたさうで、その忠君義烈の精神を知ることが出來ます。本文に引用の歌は、幕吏に捕へられて入獄以來、毎日のやうに厳しい拷問を受けたために、病がだんだん重くなり、命が旦夕に迫つたのを自覺して詠めるもので、その意は、「たゞ一とすぢに大君の大御代のことを思ふだけで、わが身のあることなどはすこしも考へてゐない」といふのであります。

それでは、今日にあつて忠の道は如何にすれば實現することが出來るかといひますと、忠といふのは、國民がめいめいにふだんからよくその本分をつくし、忠實に自分に與へられた仕事をはげむことによつて實現せられるのであります。畏くも 明治天皇が「教育ニ關スル勅語」にお示しになつた如く、たゞ單に他國と戦争が始まつたやうな場合に戰場に出て御奉公を申上げるといふばかりでなく、父母に孝行をつくし、兄弟は助け合ひ、夫婦はむつまじく、友達は信じ合ひ、つゝしみしまつて自分を守り、博く愛する氣持を一般に及ぼし、學問を修め、

仕事を習ひ、智慧はたらきを發達させ、よき行爲と才能を完成し、更に公けの利益を廣め、世の中の務めをつくし、國のさだめを重んじ、國のおきてにしたがふなどのことは、皆、これ、天皇の御心に報い奉り、天皇が御事業を大いにひろめたまふことをおたすけ申上げる所以であり、すべて忠の道にかなふのであります。

橋守部は、「待問雜記」といふ本の中で、次の如く述べてゐます。

世人、直に大宮に事ふるのみを奉公といへども、此照す日月の下に、天皇に不事人やはある。武士の官司を將ます。かけまくも畏き御あたりをはじめ、下がしもに至るまで、只高き卑き差等こそあれ、咸く君に仕る身にしなければ、物を書くも君のため、疾を治すも君のため、田を佃るも君のため、商ひするももとより君の御爲なれど、卑賤身は遙に下に遠離れば、只近く世人のために勞くほどの、天皇への事はなきなり。

守部は、文化文政から天保の頃にかけての國學者で、「待問雜記」は、その感想録、隨筆を集めたものであります。ところで、右の文の

國家全體が家族のやうな組織になつてゐる國をいふ。

靈藥(はんえい)

さかえること。

隆昌(りゆうしやう)

さかんになること。

至情(しじやう)

まことのこころざし。

遠祖(とんそ)

遠い祖先のこと。

水漬(みづぢ)

水漬くかばね(みづづくかばね)

海の中で戦死すること。屍を水につけるといふ意味。

草むすかばね(くさむすかばね)

山の中で戦死すること。屍に草がはえるといふ意味。

邊にこそ死なぬ(へにこそしなぬ)

側で死なうといふこと。

誓立て(ことだて)

誓を立てること。

七生報國(しちじやうほうこく)

七度び生れかばつて、國のためにつくすこと。

感奮興起(かんぶんかうき)

非常に感じて振ひ立つこと。

意は、「世の中の人々は皇居に参内して直接に 天皇にお仕へすることのみを御奉公といふが、この天下におよそ 天皇にお仕へ申さない人が一人でもあらうか。多くの役人の上に立ち、これをお率ひになる一ばん身分のお高いお方から最も身分の低い者に至るまで、高いと低い

のちがひはあるが、みなひとしく君にお仕へする身であつてみれば、學者が物を書くのも君のため、醫者が病人をなほすのも君のため、農夫が田をつくるのも君のため、商人があきなひをするのも君のためである。たゞ身分の低い者は、君のお側からはるかに遠い下の方にはなれてゐるから、近く 天皇にお仕へして、世の中の人のために、心身をわづらはせるやうなことは出来ないのである」といふのであります。

まことに、この守部の説の如く、政治にたづさはる者も、産業に従事する者も、又、教育や學問に身をさゝげる者も、その分々に應じてつとめることは、とりも直さず 天皇の御盛運にお力を添へる忠義の道であつて、決して私人的なものではないのであります。

披瀝(ひれき)

あらはし示すこと。

歌に託して(うたにたくして)

歌にことよせて。

その分を竭くし(そのぶんをつくし)

竭くすは努めることである。

職務(しよくむ)

職業としてゐるところのつとめ。

天業の恢弘(てんげふのくわいこう)

天皇が御事業を大にひろめたまふこと。

大宮(おほみや)

御所、皇后のこと。

照す日月の下(てらすにちげつのかげ)

「日の照し月の照す下」といふことで、天下の意味。

官司(つかさ)

こゝでは多くの役人との意。

下がしも(しもがしも)

「下々」である。最も身分の低い者どもをいふ。

勞(いたつく)

心身を苦しめること。病気になること。

勤敏(きんびん)

つとめはげんで敏活に行ふこと。

國家ノ興隆(こくかのこうりゆう)

このことに就ては、明治天皇の御製にも、

ほど／＼にこゝろをつくす國民の

ちからぞやがてわが力となる

又、

國のため身のほど／＼に盡さなむ

心のすゝむ道を學びて

と仰せられてゐます。

前者は、明治三十七年の御製で、その意味を謹解すれば、「國民の各自が、それぞれみなまごころをもつて、そのつとめをつくす力こそ、朕の力となるのである」との御意で、各自が自分の職務にせいを出すが、君に對する忠義であることをお諭しになつたものと拜誦せられるのであります。

又、後者は明治四十年の御製で、その意味を謹解すれば、「國のために、智徳をすゝめる道を學んで、みなそれぞれ身分相應につくすがよ」とお訓へになつたもので、「教育勅語」に於ける智能徳器と大體同

國家がさかんになること。

民族ノ安樂（みんなぞくのあんえい）

民族が安らかに榮えること。

社會ノ福祉（しやかいのふくし）

社會が幸福になること。

扶 翼（ふよく）

國民が天皇をおたすけ申上げること。

業ニ服シ（げふにふくし）

自分自分の仕事をすること。

産ヲ治メ（さんをおさめ）

家のくらしむきをととのへること。

大御業（おほみわざ）

天皇の御事業のこと。

聖 旨（せいし）

天皇の御思召。

本 務（ほんむ）

しなければならぬつとめ。

執 着（しふちやく）

ものにとらはれること。いつまでも「」のものにこだはつてゐること。

萬民に率先して

（ばんみんにそつせんして）

國民の全體に先んじて。

宗 家（そうか）

本家のこと。

じ御意かと拜察されるのであります。

更に、自己の職業としてゐる務めを眞面目に果すことが、要するに天皇の御事業にお力を添へ奉る所以であることを自覺せしめるために、大正天皇は、大正十二年十一月十日、「國民精神作興ニ關スル詔書」を御下賜あらせられました。その詔書の一節に、

入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セス
シテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安樂社會ノ福祉
トヲ圖ルヘシ

と仰せられてゐます。

この詔書の御意を謹解すれば、「一身一家のことについては、つゝしみぶかくおごりたかぶらないやうにして、はきはきとその日その日の仕事にせいを出し、くらしむきをととのへ、世の中のことについては、自分一人の損得ばかりを考へてゐないで、世の中の利益になことや、ためになる仕事に力をつくし、國家をさかんならしめることや、民族の榮えることや、社會の幸福になることなどはからなければな

至 情（しじやう）

まごころ。

熱 誠（ねつせい）

あつこころ。まこと。

基 本（きほん）

根本。基礎。土臺。

國史に徴するに（こくしにちようするに）

日本の歴史についてしらべてみるに。

寔 に（まことに）

誠に。眞に。

消 息（せうそく）

うつりかはり、たよりなどの意があるが、

こゝでは、物の有様、様子をいふ。

面 目（めんもく）

本来の姿。

歌に託して（うたにたくして）

うたにことよせて。

披 瀝（ひれき）

あらはし示すこと。

一旦繰巻（いつたんくわんきふ）

急な場合、さしせまつた場合をいふ。

博 愛（はくあい）

ひろく愛する。

待問雜記（たいもんざつき）

稱守部の感想、隨筆集。

らない」といふのであります。

かくの如き、天皇の御心に従つてつとめはげむことは、要するに日本臣民たるものゝ本務であり、日本國民としての是非行はねばならぬつとめであります。

孝といふこと

我が國に於ては、孝といふことは極めて大切な道徳であります。孝は元來家を根じろとして發展するものではありませんが、これを大きく見ると、國家をもつてその根柢としてゐるのであります。即ち、孝は、直接は親に對するものであります。更に、天皇に對し奉る關係から申すと、忠の道の中にも成りたつものであります。

「孝經」の中に、「身體髮膚、之を父母に受く、散て毀損せざるは孝の始なり。身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯すは孝の終なり。夫れ、孝は親に事るに始まり、君に事るに申し、身を立つるに終る」とあります。又、紀平正美博士はその著「日本精神」の中

忠の道（ちゆうのみち）

君に忠義をつくすこと。

自覺（じかく）

自らさとること。

孝

我が國に於ては、孝は極めて大切な道である。孝は家を地盤として發生するが、これを大にしては國を以てその根柢とする。孝は、直接には親に對するものであるが、更に天皇に對し奉る關係に於て、忠のなかに成り立つ。

我が國民の生活の基本は、西洋の如く個人でもなければ夫婦でもない。それは家である。家

で、我が國の孝に就て述べ、「教育勅語に總括的の徳目としては「克く忠」「克く孝」と述べられてあるが、更にその細目に於ては「父母に孝」から始まり、「以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と云ふ、忠に終つてゐるのは、國民の道、否な人の道をば記述するに當つて、實によく本來と終始との關係を明かにしたもので、即ち自然的方法は叶へるものと拜察すべきである。而して「億兆心を一にし」が横空間的に多數人を統一するところの忠を表すものとするならば、「世々厥の美を濟せるは」は縦時間的に相承關係を示すところの孝を現すものといふべし、實に又縦横を一にして以て、「國體の精華」が出来てゐることが示されて居るのである。實に誠自誠也、道自道也であるが、それは又同時に人によつて繼承せられなくてはならぬ。親の道を繼いで其を發展せしむることは、實に道ある社會生活に於ける、子たるものゝ義務である。従て又忠と孝とは實際上別物ではない、純我の働きの見方の相違に過ぎない」と申してゐられます。

我が日本國民の生活の基本となるものは、西洋に於ける如き個人で

の生活は、夫婦兄弟の如き平面的關係だけではなく、その根幹となるものは、親子の立體的關係である。この親子の關係を本として近親相倚り相扶けて一團となり、我が國體に則つて家長の下に渾然融合したものが、即ち我が國の家である。従つて家は固より利益を本として集つた團體でもなく、又個人的相對的の愛などが本となつてつくられたものでもない。生み生まれるといふ自然の關係を本とし、敬慕と慈愛とを中心とするのであつて、すべての人が、先づその生まれ落ちると共に一切の運命を託するところである。

もなければ、夫婦関係でもありません。西洋人の生活の基本は、個人を主としてゐるか、さもなければ、夫婦の関係を主眼としてゐるのであります。然し、日本人の生活の基本は、絶対に家であります。そして、この家の生活は、夫婦とか、兄弟とかいつたやうな平面的な関係だけではなく、その根幹となるものは、親子といふ立體的な関係であります。かゝる親子の関係を本として近親の者がお互ひに助け合つてひとかたまりとなり、我が國體に従つて家長の下に圓滿にとけあつてゐるのが、我が國の家であります。従つて、我が國の家は利益のみを本位として集つた團體ではなく、又、個人的な或る種の條件の下に生じてゐる愛などが本位となつてつくられたものでもありません。即ち、人爲的につくられたものではないのであります。それは、生み生まれるといふ自然の關係を本とし、子が親を敬ひ慕ひ、親が子を愛し慈しむといふことを中心としてゐるのであります。すべての日本人はこの世に生れ落ちると共に、幸福にならうが不幸にならうが更に意にかへず、なるがまゝに運をまかせるところであります。これは、要する

我が國の家の生活は、現在の親子一家の生活に盡きるのでなく、遠き祖先に始り、永遠に子孫によつて繼續せられる。現在の家の生活は、過去と未來とをつなぐものであつて、祖先の志を繼承發展させると同時に、これを子孫に傳へる。古來我が國に於て、家名が尊重せられた理由もこゝにある。家名は祖先以來築かれた家の名譽であつて、それを汚すことは、單なる個人の汚辱であるばかりでなく、一連の過去現在及び未來の家門の恥辱と考へられる。従つて武士が戰場に出た場合の名乗の如きは、その祖先を語り、祖先の功

に、功利的な物質的の關係や皮相な戀愛の關係などによつて、偶然の機會から持寄つて作り上げられたものでないことを強調してゐるのであります。

又、更にかういふことが説かれるのであります。我が國の家の生活は、たゞ現在の親子一家だけの生活につきるものではなくて、私共の遠き祖先に始まり、永遠に子孫によつてうけつがれるのであります。現在の家の生活は、過去の生活と未來の生活とをつなぐものであつて、先祖の志をうけついでそれを現在に發展させると同時に、これをまた子孫にも傳へるのであります。さういふ風に、私共日本人の家の生活は、過去、現在、未來とつながりを持つてゐるものであります。昔から我が國に於ては、家名が非常に尊敬されてゐますが、家名といふのは、家の名望や名譽を意味してゐます。即ち、誰々の家は誰々の子孫であるとか、誰々の家の先祖は誰々であるとか申して、その家の系統がやかましく云はれますが、この家名の尊重といふことも、家族制度のもとにある我が國の特色として、決して理由のないことではな

業を語るることによつて、名譽ある家の名を辱しめないやうに、勇敢に戦ふことを誓ふ意味のものである。

又古より家憲・家訓乃至家風の如きものがあつて、子々孫々に繼承し發展せしめられ、或は家寶なるものが尊重保存せられ、家の繼承の象徴とせられ、或は我が國民一般を通じて、祖先の靈牌が嚴肅に承継がれてゐる如きは、國民の生活の基本が家にあり、家が自然的情愛を本とした訓練精進の道場たることを示してゐる。かくの如く家の生活は、單に現在に止まるものでなく、祖先より子孫に通ずる不

いのであります。家名は、家々にあつて祖先以來だんだんにきづき上げられて来た家の名譽でありまして、それを汚すこと、つまりその家の名譽に反するやうなよろしくない行為をするといふことは、單にその人間一個をけがしはづかしめてゐるばかりでなく、過去、現在、未來へとつながれる一家一門の恥辱だと考へられるのであります。何か非常の事に向ふ時など、一家の長老からよく「家名を汚すなよ、一家の恥辱となるから」と云はれるのは、この點であります。我が國では、それほど家名といふことが重んじられてゐるのであります。昔、武士が戰場に出て、敵と果し合ふとき、「吾れこそは清和源氏九代の後胤、信濃の住人にて何の某十五代目の孫……」といふ風に長々と名乗つたのは、その祖先を語り、祖先の功業を語るによつて、名譽ある家門をしてはづかしめないやうに勇敢に戦ふことをあらかじめ誓ふ意味のものであつたと思ひます。昔の武士が戰場で名乗をあげたのは、かくの如く、家の名譽を重んずる念から生じて習慣でありましたが、この名乗といふ語は、もと「名告」から出たもので、男子が元服する際、

斷の連續である。従つて我が國に於ては、家の繼承が重んぜられ、法制上にも家督相續の制度が確立せられてゐる。現代西洋に於て遺産相續のみあつて家督相續がないのは、西洋の家と我が國の家とが、根本的に相違してゐることを示してゐる。

親子の關係は自然の關係であり、そこに親子の情愛が発生する。親子は一連の生命の連續であり、親は子の本源であるから、子に對しては自ら撫育慈愛の情が生まれる、子は親の發展であるから、親に對しては敬慕報恩の念が生まれる。古來親子の關係に於て、親の子を思ふ心、子

今まで稱へてゐた幼名の代りにつける實名を意味してゐました。つまり一人前の男子として、世の中に名乗つて出ることをいつたものであります。

又、我が國の家には、家憲とか、家訓とか、家風とか云つた如きものがあります。家憲といふのは、家のもとになるおきてで、一家の組織及び經營上の根本的な規定であります。家訓といふのは、一家のおしへ、先祖から傳つてゐるところの教へであります。また、家風といふのは、一家のならばし、その家に特有の流儀であります。徳川將軍家の家憲とか、水戸家の家訓とか、鳥津家の家訓とかいふやうに、昔、將軍家や諸大名では先祖の定めた家憲とか、家訓とかを非常に重んじたものであります。現に、徳川十五代將軍が土佐藩の建白に従ひ、自から進んで大政奉還をなされたのも、その家訓に従はれたものであります。ところが、その後における慶喜公自身の口から洩されてゐるのであります。即ち、明治の御代になつて、或る時、或る席上で、伊藤博文公が慶喜公に向つて、「あなたは何ういふ思召で、大政奉還といふやうな

の親を敬慕する情を示した詩歌や物語や史實は極めて多い。萬葉集にも山上憶良の子に對する愛を詠んだ歌がある。

瓜食めば 子ども思ほゆ
栗食めば まして偲ばゆ
いづくより 來りしものぞ
眼交に もとなかゝりて
安寝しなさぬ

反歌

銀も金も玉も何せむにまさ
れる寶子にしかめやも
この歌は、まことに子を思ふ情を短い中によく表してゐる。又憶良がその子古日の死を悲しんで、

稚ければ道ゆきしらし幣は

大事を御決断になりましたか」とおたづねになると、慶喜公はこれに對して、「あれは誰れからすゝめられて決意したことでもなく、また、自分の考だけでもなく、先祖傳來の家訓によつて、思ひきつたゞげのことでもあります」と答へられたといふことであります。又、民間でも、地方の舊家になると、この家風といふことがやかましく云はれて、現に、奥州出羽の素封家として知られてゐる本間家などでは、今でもきびしい家風があつて、女はふだんにはめつたに絹布類を身にまとはないといふことを聞いてゐます。一般の家でも、「こつこつといふことは家風に合はぬ」とか、「あゝいふことは家風の上からどうかと思ふ」とかいつたことがよく云はれるのであります。他家から興入つて來た養子や嫁を離縁する場合、家風に合はぬといふことが、立派に一つの理由になるのであります。兎に角、我が國の家には昔から家憲とか、家訓とか、家風とかいつたものがあつて、親から子へ、子から孫へと、だんだんにうけつがれて、發展せしめられてゐます。又、我が國の家にはよく家寶といふものがあります。家寶といふのは、その家に祖先から傳來

せむ冥途の使負ひてとほらせ
と詠んだ歌の中にも、我が子を思ふ側々たる親心が見られる。而して子が親を敬慕する情は、よく防人の歌等に現れてゐる。

【註 釋】

- 地盤(ちばん) 根じるといふ意。
- 平面的關係(へいめんてきくわんけい) 横にひろがれる關係をいふ。
- 渾然(こんぜん) かどやくほみのなきさまをいふ。
- 融合(ゆうがふ) とけあふこと。
- 相對的愛(さうたいあい) (さうたいてきのみあい) 或る種の條件の下に生ずる愛をいふ。
- 運命を託する(うんめいをたくする) 運をまかせること。
- 家名(かけい) 家の名望や名譽をいふ。

するところのたからものであります。たからものと云つても、例へば先祖が田舎から都會へ出て來て商賣を始めたときに用ひた算盤とか、又、先祖が始めてこの土地へ來て開墾したときに使つた鋤禾とか云つた如く、品物としてはまことにつまらないものもありますが、先祖傳來の品といふところに、その家にとつてはかけがへのない非常な價値があるのです。それだけに、この家寶なるものは非常に大切に保存せられて、家をうけつぐしるしとなつてゐます。又、我が國民一般に通じての習慣として、先祖代々の位牌は、たとへ何宗でも、その宗旨の如何によらず、大變おごそかにひきしまつた氣持で、子孫の者にうけつがれてゐます。かくの如きも、我が國民生活の基本が家にあり、家が自然的な親子の情愛を本とした精神をねりきたへ、向上せしめる修養の場所たることを示してゐるのであります。

かやうな次第で、我が國に於ける家の生活は、單に現在だけのことにとどまるのではなく、祖先より現在を通過して子孫に通じる不斷のつながりであるところに深い意味があります。従つて、我が國におい

- 汚辱(をじよく) けがしはづかしめること。
- 家門(かもん) 一家一門といふ意。
- 名乗(なのり) 「本文」「解説」を参照。
- 家憲(かけん) 家のもとになるおきて。
- 家訓(かくん) 一家のをしへをいふ。
- 家風(かふう) 一家のならばしをいふ。
- 象徴(しやうちよう) 具體的なものによつて示すこと。
- 位牌(れいはい) 位牌のことである。
- 嚴肅(げんしゆく) おごそかにひきしまれること。
- 訓練精進の道場 (くんれんしやうじんのだうじやう) 精神を練りきたへ向上せしめる修養の場所といふ意。
- 法制(はふせい) 法律制度のこと。
- 反歌(はんか)

ては、家の繼承といふことが非常に重んじられて、法律制度の上でも、家督相續の制度がちゃんと定まつてゐるのであります。家督相續といふのは、戸主の身分をつぐ法律上の用語でありまして、「民法」によれば、前戸主の身分に伴ふすべての権利義務の繼承、即ち戸主の身分の相續を家督相續といふとあります。要するに、これは、父親若しくは前家長であつたものゝ跡目をつぐことであります。ところが、現代西洋においては、亡くなつた人の財産をうけつぐといふこと——遺産相續といふことのみ、法律で定められてゐて、日本に於ける如き、亡くなつた人の名跡だけをつぐといふことはないのであります。西洋では、財産の相續を伴はない、家の名跡だけをつぐといふことは、まつたく意味をなさないことだと考へられてゐるのです。こゝいらにも、西洋の家といふものと、我が國に於ける家といふものが、如何に根本的に相違してゐるかを示してゐると思ひます。

親と子の關係は極めて自然の關係であり、そこに親子の情愛は自然に發生するのであります。決して他から人為的につけられるものでは

長歌のあとに添へる短歌のこと。

側々(そくそく)

あはれみ痛むさまをいふ。

防人(さきもり)

昔、筑紫の邊境警備のために派遣せられ、壱岐、對馬その他の要地に屯成せし兵士をいふ。「さきもり」の名稱は、崎守の轉化とも、城守の轉化ともいふ。

敬慕(けいぼ)

うやまひしたふこと。

立體的關係(りつたいてきかんけい)

平面的關係に對する言葉で、たてにひるがれる關係。

繼承發展(けいしんはつてん)

うけついでますますきかんならしめること。

尊重(そんちょう)

たふとび重んじること。

功業(こうげふ)

功名でがら。

自然的情愛(しぜんていきあい)

あるがまゝの情愛をいふ。

一連の生命(いちれんのせいめい)

生命の一筋につらなつてゐること。

本源(ほんげん)

おほもと。

撫育(ぶいく)

かはいがつてそだてること。なでるやうにかはいがること

報恩(ほうおん)

恩にむくゆること。

詩歌(しか)

詩や歌。

物語(ものがたり)

昔から云ひつたへられてゐる話。

史實(しじつ)

歴史の材料、歴史上の事實。

高麗集(まんえふしふ)

奈良朝時代の歌集。

反歌(はんか)

歌の一形式。長歌の末に添へる短歌。前

にある長歌の大意をしめくゝつて、或は

云ひ洩したことを短くつゞめたもの。

眼交(まなかひ)

眼間の約。眼と眼との間、眉間の下。轉

じては、「眼さき」といふ意味に用ひられ

る。

もとなかり

「もとな」は「もつとくところなく」といふ

ことで、「何のわけもなく」又は「何とな

あります。

ありません。このことは、親と子とは一つとぎの生命のつながりだといふことを示してゐます。親子の關係のことを、俗間では「切つても切れぬ關係」などと申しますが、まことによく穿つた言葉であります。親は子の本源でありますから、子に對しては自然と可愛がつてそだてやしなふといふ慈愛の氣持が生れて來るのであります。それに對して、子は親から發生したものでありますから、親に對しては自然と敬ひ慕つて、その恩に報いやうといふ心持が生れて來るのであります。如何なる惡黨といへども親を思はぬものゝないのは、これ、まことに自然の情愛であると云へます。それでありますから、昔から親と子との關係において、親の子を思ふ心、また、子の親をうやまひしたふ氣持をあらはした詩歌や物語などの文學上の著作、それに歴史上の事實はきはめて多いのであります。

「萬葉集」には親子の情愛についての實感を示した歌が多いのであります。山上憶良の子に對する愛を詠んだ歌として、次の如きものがあります。

瓜食めば 子ども思ほゆ 栗食めば まして俛ばゆ いづくより
來りしものぞ 眼交に もとなかゝりて 安寝しなさぬ

反歌

銀も金も玉も何せむにまされる寶子にしかめやも

憶良は、萬葉歌人の中でも最も傑出したる一人であります。大寶年間、唐に留學し、歸朝後諸官に任じられ、聖武の朝に筑前守となり、在任四年、歸洛して天平五年に七十四歳を以て歿くなりました。憶良は、漢學の素養が深く、佛敎にも神道にも通じ、世故にも通じてゐて、詩想極めて豊富、絢爛華麗の文字を駆使した荒削りの作風の中に、眞情の流露した多くの名歌を遺してゐるのであります。本文に引用されたものは、憶良の代表作として最もよく知られてゐるもので、その長歌の方の意は、「瓜を食べると、子どものことが思はれる。栗を食べるとなほさらに子どものことが思はれてならない。一體どこから來たものであらう。眼の前に子どもの姿がちらついて、寝ても思ひ出され、やすらかに眠ることが出來ない」といふのであります。また、反歌の

方の意は、「金、銀、寶玉の如何なるものよりも、我が子にまさる寶はない」といふのであります。子を思ふ親の情愛が、短い中によくあらはれてゐます。

又、憶良がその子古日の死を悲しんで詠んだ歌に、

稚ければ道ゆきしらし幣はせむ

冥途の使負ひてとほらせ

といふのがあります。

これも、「萬葉集」巻五に出てゐるもので、「世の人の、貴み願ふ、七草の、寶も我は何爲むに、生れ出でたる白玉の、我が子古日は明星の……」といふ相當ながい長歌に添へた反歌として詠まれたものであります。その意は、「まだ年はいかない子どものことであるから、行く道もわかるまい。よみのくにの使ひよ、どんなお禮でもするから、どうかおんぶして通してやつておくれ」といふのであります。この歌にも、前の歌にもまして、我が子の身の上を思ひ、あはれみいたむ親心が見られます。

く」といふやうな場合に用ひられる。

安寝(やすい)
やすらかに眠ること。

道ゆきしらし(みちゆきしらし)
行く道を知らないであらうといふ意味。

幣はせむ(まひはせむ)
幣はおくりもの。舞を奏して供へる物といふ意味から禮代(るやしる)として奉る物、即ち、おくりものといふ意味に用ひられる。

冥途(したべ)
「下の方」の約で、「よみのくに」「死人の行く國」のこと。

念(ねん)
こゝろ。精神。

萬葉集(まんえふしふ)
我が國最古の歌集。

相倚り相扶け(あひよりあひたすけ)
たがひにたすけあふこと。相互扶助のこと。

一切の運命(いつさいのうんめい)
あらゆる自分の身のなりゆき。

遠き祖先(とほきそせん)
昔の祖先。大先祖のこと。

名譽(めいよ)

ほまれと名。

恥辱(ちじよく)
はぢ。

誓ふ(ちかふ)
心の決心を示すこと。

遺産相続(ゐさんさうぞく)
なくなつた人の財産をつぐこと。

家督相続(かとくさうぞく)
戸主の身分をつぐこと。

一連の生命(いちれんのせいめい)
ひとつながりのいのち。

連續(れんぞく)
つらなり、つゞき。

稚ければ(わかければ)
「稚」は「幼」と同じ。

親心(おやこころ)
親の子をおもふこゝろ。

制度(せいど)
おきて。

確立(かくりつ)
しつかりとたてられること。

根本的(こんぽんてき)
うはべばかりでなく、土臺からといふ意味。

不斷の連續(ふだんのれんぞく)

なほ子が親を敬慕する情は、よく防人の歌などに現はれてゐます。即ち、「萬葉集」卷十四及び卷二十には、東國の防人が任地にあつて詠める歌が澤山載つてゐるのであります。防人といふのは、上古、筑紫の邊境警備のために派遣せられ、豊岐、對島その他の要地に屯戍してゐた兵士のことを云ふのであります。この防人は、任期を三年とし、三年毎に交替したもので、太宰府には防人司といふ役人がゐて、防人を監督してゐました。なほ防人となつて行く者には、東國の兵が多く、勇壯を以てきこえたものであります。

忠孝一本とは何か

我が國の孝は、人の道としての自然の關係を更にすゝめて、我が國體とよく合致するところに眞個の特色があります。我が國では、天皇に忠義をつくせば、それが同時に父母に孝となり、父母に孝をつくせば、それが同時に天皇に忠となるのであります。即ち、忠と孝とが一本となり、一心となつて合致することを特色としてゐます。されば、

一三六
きれることなきつながり。
發生(はつせい)
わいて來ること。

忠孝一本

我が國の孝は、人倫自然の關係を更に高めて、よく國體に合致するところに眞の特色が存する。我が國は一大家族國家であつて、皇室は臣民の宗家にましまし、國家生活の中心であらせられる。

この一項は、忠孝一本とは何ういふことか、我が國に於ては何故に忠孝が一致するか、そのことについての説明であります。

我が國は、前段にも度々説明がありました如く、一大家族國家であります。國家全體が一つの大きな家族の形をしてゐる國家であります。そして、我が皇室は、臣民の御本家にましまし、國家の中心であらせられます。臣民は祖先に對する敬慕の情をもつて、御本家なる皇室を崇び敬ひ奉り、天皇は臣民を赤子として親が子を愛する如く愛し給ふのであります。前にも出てゐましたが、雄略天皇の御遺詔に「義は乃ち君臣、情は父子を兼ね」と仰せられてゐますのは、御歴代の天皇の大御心であります。即ち、君臣の關係は公のものであつて、正義によつて結ばれてゐるのであります。それは單に正義のみ止まらないで、また、父子とひとしき至情によつて結ばれてゐることを御宣言あそばされたのであります。「わたくし」といふ言葉に對する「おほやけ」といふ言葉は、いはゆる大家を意味するのであります。國即ち家の意味をあらはしてゐます。まことに恐れ多いことであ

臣民は祖先に對する敬慕の情を以て、宗家たる皇室を崇敬し奉り、天皇は臣民を赤子として愛し給ふのである。雄略天皇の御遺詔に「義は乃ち君臣、情は父子を兼ね」と仰せられてゐるのは、歴代天皇の大御心である。即ち君臣の關係は公であつて、義によつて結ばれるので、あるが、それが單なる義にのみ止まらず、父子と等しき情によつて結ばれてゐることを宣べさせられたのである。「わたくし」に對する「おほやけ」は大家を意味するのであつて、國即ち家の意味を現してゐる。
我等の祖先は歴代天皇の天業

りますが、國家を一大家族と見るとき、天皇はその家長にあたらせられるのであります。

私共の祖先は、御歴代の 天皇が御事業を大いにひろめ給ふことに御力を添へ奉つたのでありますから、私共が 天皇に忠義をつくすといふことは、とりも直さず、私共の祖先の遺しておかれた道をうけついで、更にそれを一層發展させることであります。これがまた延いては私共の父祖に孝をつくすことになるのであります。かういふわけで、我が國においては、忠をはなれての孝はあり得ません、孝は忠をその根本としてゐます。

かくの如くして、我が國體にもとづいて忠孝一本の道理はうつくしくかゞやいてゐるのであります。

吉田松陰もその有名な「士規七則」の中に、
 人君民を養ひ、以て祖業を續ぐ、臣民君に忠に、以て父の志を繼ぐ、君臣一體、忠孝一致は、唯吾國のみ然りとす。
 と述べてゐます。

恢弘を翼賛し奉つたのであるから、我等が天皇に忠節の誠を致すことは、即ち祖先の遺風を顯すものであつて、これ、やがて父祖に孝なる所以である。我が國に於ては忠を離れて孝は存せず、孝は忠をその根本としてゐる。國體に基づく忠孝一本の道理がこゝに美しく輝いてゐる。

吉田松陰が士規七則の中に、
 人君民を養ひ、以て祖業を續ぐ、臣民君に忠に、以て父の志を繼ぐ、君臣一體、忠孝一致は、唯吾國のみ然りとす。
 といつてゐるのは、忠孝一本の道を極めて適切に述べたもので

松陰は、長州の藩士、通稱を寅次郎といひ、松陰はその號でありま

す。幼時より學問に秀で、十一歳の時、藩侯の前に「武教全書」を講じ、衆を驚かしたことがあります。長じて江戸に赴き、安積長齊その他の學者に學び、又、佐久間象山に師事しました。當時、外國の軍艦がしきりに我が近海に出沒して、天下の人心騒然たるものがありました。松陰は、いち早くも時勢を達觀して海外遊學の志を起し、安政元年、米艦に乗じて外國に逃走しようとして企てましたが、幕吏の手に捕はれて獄に下されました。翌年許されて獄を出ると、家に蟄居して、家學の教授を名目に藩の許可を受けて松下村塾を開き、郷黨子弟の黨陶に努めました。しかるに、安政五年、井伊大老が勅許を俟たず、通商條約を許したので、憤慨のあまり、同志と氣脈を通じ、間部詮勝の要撃を企て、計畫が破れ、幕吏の手に捕へられ、江戸において斬罪の刑を受けました。年齢僅かに三十歳にして、維新回天の大革新も知らず倒れたのであります。しかし、その門下からは多くの有爲な人物が輩出して、王政維新のために力をつくしたのであります。「士規七則」は、

ある。

支那の如きも孝道を重んじて、孝は百行の本といひ、又印度に於ても父母の恩を説いてゐるが、その孝道は、國に連なり、國を基とするものではない。孝は東洋道德の特色であるが、それが更に忠と一つとなるところに、我が國の道德の特色があり、世界にその類例を見ないものとなつてゐる。従つてこの根本の要點を失つたものは、我が國の孝道ではあり得ない。武士の名乗がその家の皇室に出づることを名乗り、又家憲・家訓が皇室に對し奉る關係をその遠い源とした如きは、全く同じ道理に出づる

松下村塾において、子弟訓誡の綱領を示せるもので、日本精神の眞髓として知られます。本文引用のものは第二章の一節で、その意は、「天皇は、皇祖皇宗の御遺業をついで、民の發展をおはかりになり、民は、父の志をうけついで、天皇に忠義をおつくし申し上げる。君も臣も一體になつてゐて、忠と孝とが常に一致してゐる。かくの如き國は、我が國だけであつて、他國に全然例のないものである」といふのであります。忠孝一本の道を極めて適切に述べてゐます。

支那においても孝の道は重んじられて、孝はあらゆる行ひの本であるなどと云ひ、又、印度においても、父母の恩を説いてゐるのであります。その孝の道たるや、國家につらなり、國家を基とするものではないのであります。

このことに就て、深作安文博士は、「支那には教へとして孝經にあるが、事實としては存してゐない。君即ち父、臣即ち子の關係がないからである。忠孝一致は、わが國民道德の眼目であつて、天下一品である」と述べてゐられます。また井上哲次郎博士も、「日本の國民道德

ものと見るべきである。

佐久良東雄の

すめろぎにつかへまつれと
我を生みし我が垂乳根は尊
くありけり

といふ歌は、孝が忠に高められて、始めてまことの孝となることを示すものである。乃木大將夫妻がその子二人までも御國のために獻げて、而も家門の名譽としたのも、家國一體・忠孝一本の心の現れである。かく忠孝一本の道によつて臣民が盡くす心は、天皇の御仁慈の大御心と一となつて君民相和の實が擧げられ、我が國の無限の發展の根本の力となる。

は、何も忠孝一本に限つたわけではない。國民道德の眼目としては、快活、潔白、正直、誠實、禮儀、廉恥、武勇など種々あります。しかし、さういふものは他國にもあります。たゞ一樣に發達してゐないだけですが。しかるに忠孝一本の道德だけは決して他國にはない。忠孝一本といふ思想は孝經にあります。けれども支那では行はれず、西洋にもない」どこにもないと述べてゐられるのであります。

孝は、我が國に限らず、東洋道德の特色であると思はれますが、それが更に忠と一つとなるところに、我が國の道德としての特色があり、世界にその類例を見ないものとなつてゐるのであります。従つて、この根本の要點を失つたものは、たとへ孝と名のつくものであつても、絶対に我が國の孝の道ではありません。昔、武士が戰場へ出て勝負を決する時には、必ず自分の姓名や家系等を敵に告げたものであります。その名乗がその家の皇室に出づることを名乗つたものであります。又、先祖傳來の家憲とか、家訓とかいつたものは、大抵わが皇室に對し奉る關係をその遠い源となしたものです。かやうなことも、我

まことに忠孝一本は、我が國體の精華であつて、國民道德の要諦である。而して國體は獨り道德のみならず、廣く政治・經濟・産業等のあらゆる部門の根柢をなしてゐる。従つて忠孝一本の大道は、これらの國家生活・國民生活のあらゆる實際的方面に於て顯現しなければならぬ。我等國民はこの宏大にして無窮なる國體の體現のために、彌々忠に彌々孝に努め勵まなければならぬ。

【註釋】

人倫(じんりん)

人の道をいふ。

義は乃ち君臣

(ことわりはすなはちきみやつこら)

が國に於ては忠と孝とが一つとなつてゐること、全く同じ道理に出づるものと見られるのであります。

幕末の志士で、佐久良東雄といふ人の歌に、

すめろぎにつかへまつれと我を生みし

我が垂乳根は尊くありけり

といふのがあります。

東雄は、常陸國新治郡浦須村の人、本姓は飯岡、通稱を靱負といひ、蓋園と號しました。佐久良東雄は後年の改名であります。幼年の折、隣村觀音寺に入り、僧康哉の弟子となり、良哉と稱しました。この康哉は、國學に通じ、勤王の志の厚かつた傑僧であつたので、この師の影響を受けて、熱心に圖書を研究するやうになつたといひます。天保六年、二十五歳の時、眞鍋村の善應寺に轉住しましたが、その頃から、報國の志を深め、常に「人倫の中に於て、最も重いものは、忠孝である。忠孝の大節を忘れては、萬巻の書を讀んだとて、何の役にも立たない」といひ、楠公を非常に崇拜して、師表と仰いでゐました。され

「解説」参照。

大家（おほや）
公家とも書く、朝廷又は政府のことを意味する。

祖先の遺風を顯す

（そせんのゐふうをあらはす）
祖先の遺しておかれた風をうけついで、更にそれを一層發展させること。

忠孝一本（ちゆうかういつぽん）

忠孝一心といふも同じで、忠と孝とが一致すること。

適切（てきせつ）

びつたりとあてはまること。

百行の本（ひやくかうのもと）

すべての行ひのもと。

精華（せいくわ）

最もうるはしき點。

要諦（ようてい）

かなめ。

宗家（そうか）

本家のこと。

赤子（せきし）

生れたばかりの子ども。

御遺詔（ごゐせう）

天皇の御遺言をいふ。

ば、水戸侯がその名を聞いて仕官をすゝめても、「自分はたゞ上御一人

にお仕へするのみ」と云つて、敢てその勧めに應じやうとしなかつた

のであります。その後、京都に上り、或は大坂に赴き、大いに國事に

奔走してゐましたが、偶ま櫻田事變が起り、水戸浪士をかまくまつたこ

とが幕吏の偵知するところとなつて、捕へられ、萬延元年、江戸傳馬

町の獄に於て病死しました。一説に、幕府の粟を食ふを欲せず、自ら

命を殞したのであるともいひます。時に年五十でありました。本文に

引用の歌の意は、「天皇にお仕へをさせようと思つて、われを生んでく

ださつた両親といふものは、まことに尊く思はれる」といふので、孝

が忠に高められて、始めてまことの孝となることをよく示してゐま

す。

乃木大將夫妻が日露戦役にその子を二人までも御國のためにさゝげ

て、しかも家門の名譽としたのも、家國一體、忠孝一本の心のあらは

れであります。かくの如く、忠孝一本の道によつて臣民がつくし奉る

眞心は、天皇の御仁慈ふかい御心と一つになつて、君民相和することの

おほやけ

「私」(わたくし)にあらぬもの、「一般」、

「おもてむき」等を意味してゐるが、それ

から轉じて、「朝廷」或は「政府」の意味に

用ひられ、「君主」或は「帝王」等を意味す

る用語となつた。

祖先の遺風を顯す

(そせんのゐふうをあらはす)

これは「教育に關スル勅語」より出たもの

で、祖先の遺しておかれた風をうけついで、更に一そうこれを發展させることをいふ。

家門の名譽(かもんのめいよ)

一家一門のほまれ。

無限の發展(むげんのはつてん)

限りなき發展をいふ。

君民相和(くんみんさうわ)

君主と人民とが互ひにしつくりと結び合ふことをいふ。

人君(じんくん)

「君主」と同じ。

祖業(そげふ)

祖先の事業。

君臣一體(くんしんいつたい)

君と民とが一つの身體のやうになること。

實際が示され我が國の限りなき發展の根本の力となるのであります。

まことに、忠孝が一となつてゐるといふことは、我が國柄の最もうるはしい點であり、國民道徳のかなめであります。そして、このうるはしい國柄は、ひとり道徳の點ばかりでなく、ひろく政治、經濟、産業等のあらゆる部門の根柢をなしてゐます。従つて、忠孝一本の精神は、これらの國家生活若しくは國民生活のあらゆる實際的方面においてあらはれねばなりません。私共日本國民は、この世界に無比なる立派な國柄の眞髓を益々發揮するために、いよいよ忠と孝の道をはげまなければなりません。

忠孝一致（ちゆうかういちぢ）

忠と孝とが一致すること。忠孝一本といふも同じ。

唯吾國のみ然り

（たゞわがくにのみしかり）

たゞ日本の國のみがさうである。諸外國には絶對に例がないといふ意味。

すめろぎ

「すめらぎ」ともいひ、天皇の御事である。

垂乳根（たらちね）

通常母親を意味する語として使はれる場合が多いが、兩親といふ意味にも用ひられ、また「母親」を「たらちね」といひ、「父親」を「たらちね」といふ場合もある。こゝでは兩親といふ意味。

我が日本精神

和の精神とは

我が國體が如何なるものであるか、その最も本質的な點を明かにするために、先づ我が肇國の事實を語り、次に、御歷代天皇の御聖徳を仰ぎ奉り、更に臣民としての道を説き、最後に、我が國の歴史に一貫して流れてゐるところの「和」と「まこと」の精神に及んでゐます。この「和」と「まこと」の精神は、要するに我が日本の精神の中でも最も重要なものであります。されば、この一章は、我が日本精神にこの「和」と「まこと」の精神が如何にとけこんでゐるか、あらゆる方面より説明したものであります。

遠く神代の古における我が國の肇まつた事實を眺め、それから次第に發展して來た我が國の歴史のあとを辿つてみると、私共が常にそこに見出し得るのは「和」の精神であります。抑も、この「和」とい

四、和と「まこと」

和

我が肇國の事實及び歴史の跡を辿る時、常にそこに見出されるものは和の精神である。和は、我が肇國の鴻業より出で、歴史生成の力であると共に、日常離るべからざる人倫の道である。和の精神は、萬物融合の上に成り立つ。人々が飽くまで自己を主とし、私を主張する場合には、矛盾對立のみあつて和は生じない。個人主義に於ては、この矛盾對立を調整緩和するための協同・妥協・犠牲等があり得ても、結局眞の和は存しない。即ち個人主義の社會は萬人の萬人に對する鬭争であ

ふことは、我が國を擧め給ひし大事業より出でて、立派なる我が國の歴史の生れた力であると共に、私共日本國民の日常生活とはなすことの出来ない人の道であります。和の精神といふのは、あらゆるものがとけあふといふことになりたつのであります。人々が何處までも自分といふものを押したて、自分の都合のよいことばかり云ひ張る場合には、つじつまの合はぬ對立のみがあつて、決してそこになごやかさは生じないのであります。歐米における例の個人主義にありましては、このつじつまの合はぬ對立をととのへゆるめるために、多くの者が力を合せたり、又、双方がおだやかに折合つて相談したり、更に又、他人のために自分の権利や利益をすべて投げすててしまつたり、とにかく、さういふやうな種々の苦心が拂はれたとしましても、結局のところ、眞の和は存し得ないのであります。即ち、個人主義の社會は、萬人の萬人に對する鬭争であります。力のあるものと、力のないものと、の掴み合ひであります。従つて、その歴史は、カール・マルクスといふ社會主義經濟學者が述べたやうに、いはゆる階級鬭争の歴史となる

り、歴史はすべて階級鬭争の歴史ともならう。かゝる社會に於ける社會形態・政治組織及びその理論的表現たる社會學說・政治學說・國家學說等は、和を以て根本の道とする我が國のそれとは本質的に相違する。我が國の思想・學問が西洋諸國のそれと根本的に異なる所以は、實にこゝに存する。

我が國の和は、理性から出發し、互に獨立した平等な個人の機械的な協調ではなく、全體の中に分を以て存在し、この分に應ずる行を通じてよく一體を保つところの大和である。従つてそこには相互のものの間に敬愛

わけであります。この階級鬭争といふことは、これを専門的に解説すれば相當厄介なものでありますが、一口に申せば、社會的地位の相異なる者の間に生ずる物質的利害本位の争ひであつて、主として貧富の懸隔を異にする者、いはゆる資本家と労働者との間に起る紛争の意味に用ひられてゐます。それで、かゝる個人主義の社會における社會のかたち、政治のくみだて、さてはその理論によつて云ひあらはされた社會學說とか、政治學說とか、國家學說とかいつたものは、すべて、和を以て根本の精神とする我が國におけるそれらのものは本質的にちがつてゐるのであります。我が國の昔からの思想や學問が西洋諸國の思想や學問と根本的に異なる所以もまたこのところに存すると云はれます。

扱て、我が國の和の精神は、知識からのみ出發して、互ひに獨立した各個人が平等の権利を主張しながら機械的に調和してゐるやうなものでありません。それは、全體の中にその一部分として存在し、この一部分にかなふところの行ひをもつてよく一體を保持してゐるとい

隨順・愛撫擲育が行ぜられる。

これは單なる機械的・同質的なものの妥協・調和ではなく、各々その特性をもち、互に相違しながら、而もその特性即ち分を通じてよく本質を現じ、以て一如の世界に和するのである。即ち我が國の和は、各自その特質を發揮し、葛藤と切磋琢磨とを通じてよく一に歸するところの大和である。特性あり、葛藤あるによつて、この和は益々偉大となり、その内容は豊富となる。又これによつて個性は彌々伸長せられ、特質は美しきを致し、而も同時に全體の發展隆昌を齎すのである。實に我が國の和は、

ふ、大いなる和であります。従つて、相互のものの間にも、一方においてうやまひ愛してつきしたがふ行ひのあるのに對して、一方においてはかはいがつてそだてるといふことが行はれてゐるのであります。これは、決して機械的に同質のものが折合つて調和してゐるといふやうなわけのものでなく、双方においてそれぞれ特殊の性質を持ち、互ひに他と異つてゐながら、しかもなほその特殊の性質、即ち自己の領分によつてよく本質をあらはし、やがて、自他の區別なく、平等にして無差別といふ、一つになつた世界になごやいてゐるのであります。即ち、我が國の和は、各自がその異つた特質をそれぞれに發揮して、それだけにお互ひにもつれあひながらも、すりみがきあひながらも、否、互ひにはげしくもつれあひ、すりみがきあふことによつて、結局は圓滿に一つに歸するといふやうな、極めて大きな和であります。双方にそれぞれ特殊の性質があり、そのために、もつれあはさふこともありますが、却つてさうしたことののために、この和の精神は益々立派なものとなり、その内容は豊かなものとなるのであります。のみならず、

無爲姑息の和ではなく、潑刺としてものの發展に即して現れる具體的な大和である。

【註釋】

和(わ)

やはらぐ、平らか、なごやかなどとよみ過不及なく、中正の節度になふことの意味。

鴻業(こうげふ)

大なる事業。

人倫の道(じんりんのみち)

人間のふみ行ふべき道。

私を主張する

(わたくしをしゆちやうする)

自分に都合のよいことばかりをいふこと。

調整緩和(てうせいくわんわ)

ととのへゆるめること。

妥協(たけふ)

折合ふこと。

階級闘争(かいきふとうさう)

階級の間を生ずるあらそひ。「解説」参照。

理論的表現(りろんてきへうげん)

理論によつていひあらはすこと。

これによつてそれぞれ持前の性質はいよいよ伸びすゝめられ、その特殊の性質は美しさを發揮します。しかも、それと同時に全體としても益々發展し、盛んになるのであります。實に、我が國の和は、何のなすところもない、間に合せの和ではなく、びちびちと元氣よく、もの發展に従つて現はれる具體的の和であります。

このところの説明はすこし煩雜でありますから、本文の意をもう一度繰返して分りやすく解釋してみますと、我が國の和は、決して機械的に同質的に折合つたり、調和したりしてゐるのではない、それは、各自がそれぞれに随分と異つた性質を有してゐて、その相異せる性質のためにお互ひがきそひあらそひながらも、結局、そのきそひあらそふことによつて、渾然として差別のないところの一に歸するといふ大きな和である。従つて、かかる和はつねに生き生きとして萬物發展の上に具體的にあらはれるのであるといふ意味であります。

従來、この和の精神を日本精神の主なる要素として説くものは割合すくないのでありますが、徳富蘇峰氏は、流石に義務の精神と合せて

理性(りせい) 知識といふほどの意味。

協調(けふてう) 両者が互に調和すること。

愛撫擲育(あいぶきくいく) かはいがつてそだてること。

一如の世界(いちによのせかい) 一つになつた世界。佛教から出た語。

葛藤(かつとう) もつれ、あらそひごと。

切磋琢磨(せつさたくま) すりみがくとの意。

個性(こせい) 個人の特性をいふ。

無爲(むい) 何のなすところもないとの意。

姑息(こそく) 一時のがれ、まにあはせとの意。

潑刺(はつらつ) 生き生きとしたさまをいふ。

特性(とくせい) 特別の性質。特質と同じ。

大和(たいわ) 大きな和。

伸長(しんちやう) (しんちやう)

この和の精神を、日本精神の主なる要素として説いておられます。参
考までに、その大意を傳へてみたいと思ひます。

「義務に次いで、日本精神の主なる要素は、和といふことである。義
務の心と義務の心とが互に一致するから、そこに和といふ心が出る。
これは、日本の歴史の始まりから和である。出雲の大國主命が高天原
の天照大御神に向つて國をゆづられたのも和である。朝鮮の國王が
明治天皇に向つて國を捧げられたのも和である。徳川將軍は何のため
に政權を返上したか、それも和である。即ち、神代から日本の歴史の
上で主なることはすべて和といふ字で徹底してゐる。聖徳太子の十七
條の憲法の中にも、「和を以て貴しとす」とお書きになつてゐる。これ
が日本に徹底したる精神である。この和といふ精神は實に日本固有の
精神で、まことに有難い精神である。」

以上が大體徳富先生の説であります。

武の精神と和

武の精神

而してこの和は、
我が國の武の精神

この和の精神は、また、我が國における武の精神の上にもあきらか
にあらはれてゐます。我が國は昔から武を尙ばれた國でありまして、
神社にも荒魂を祀る神殿のあるものがあります。この荒魂といふのは、
神靈の現はれの一方面であつて、和魂に對するものを云ひます。即ち、
我が國の神々は、平和の心としての和魂と同時に戦闘の心としての荒
魂を合せ持つておいでになります。例へば、天照大御神の荒魂はその
御名を撞賢木殿之御魂天疎向津姫神と稱し奉り、伊勢神宮の内宮の別
宮の荒祭官にお祭りし、また、兵庫の廣田神社にもお祭りしてある
のです。又、伊邪那岐命、伊邪那美命の二神が我が國土を作りかため
る大命をうけさせられたときにも、天の沼矛といふりつばな武器を授
けられ給ひ、皇孫瓊瓊杵尊が御降臨になつた際にも、武神によつて平
和にそれが成就し、神武天皇が大和地方を御平定になつた場合にも、
武が用ひられたのであります。かくの如く、昔から我が國においては
武は向上發展の精神となつてゐるのであります。

しかしながら、かの荒魂が荒魂だけでなく、和魂を本質とするこ

我が日本精神

の上にも明らかに現れてゐる。
我が國は尙武の國であつて、神
社には荒魂を祀る神殿のあるの
もある。修理固成の大命には天
の沼矛が先づ授けられ、皇孫降
臨の場合にも、武神によつて平
和にそれが成就し、神武天皇の
御東征の場合にも武が用ゐられ
た。併し、この武は決して武そ
のもののためではなく、和のた
めの武であつて、所謂神武であ
る。我が武の精神は、殺人を目
的とせずして活人を眼目として
ゐる。その武は、萬物を生かさ
んとする武であつて、破壊の武
ではない。即ち根柢に和をもち
生成發展を約束した葛藤であつ

るに、始めて荒魂たるの意義が發揮されるやうに、この武もまた武そのものためではなく、和のための武でなくてはならないのであります。いはゆる神武でなくてはならないのであります。神武とは、無意義なる武力を用ひることではなく、平和の手段としてのみ武力を用ひること、すなはち和のための武であります。我が國における武の精神は、人を殺すといふことを目的としてゐるのではなくて、むしろ人を活かすといふことを主眼としてゐるのであります。その武は、すべての物を生かさうといふ武であつて、物をうちこわすといつた武ではありません。即ち、それは、その根柢において和の精神を持つてゐて、その上で、すべての物を生かし發展させることを目的としたあらそひであつて、そのあらそひを通じてすべての物を生かさうといふやうなあらそひであります。ここに、我が國における獨特の武の精神があります。我が國の武といはれるのはさういふ武であります。それでありますから、假りに武力を用ひる戦争にしても、決して他のものをうちこわし、うちたふし、おさへつけるためのものではなく

て、その葛藤を通じてものを生かすのである。こゝに我が國の武の精神がある。戦争はこの意味に於て、決して他を破壊し、壓倒し、征服するためのものではなく、道に則つて創造の働をなし、大和即ち平和を現せんがためのものでなければならぬ。

【註釋】

武(ぶ) いくさ又は戦争との意。
 尙武(しやうぶ) 武を尙ぶこと。
 荒魂(あらみたま) 「みたま」は神靈である。「荒魂」は神靈の現はれの一方面で和魂に對するもの。
 武神(ぶじん) いくさの神。
 神武(じんぶ) 平和のためのいくさをいふ

て、筋みちの通つたりつばな精神にもとづいて、物をつくるといふ作用をなし、前段にも悉しく述べたやうな大きな和、すなはち絶對の平和をもたらさんとするためのものに他ならないのであります。我が皇軍は戦つて破れたことなく、世界に無敵の強味を有してをりますが、この皇軍もただ單に戰闘心や破壊力のみを持つてゐると見るのは大なる誤解であつて、それは、飽くまでも正義と平和を目的としての戰闘であり、破壊であります。戰闘、破壊といつた如き武力を通じて、世界の平和を建設せんとすることを第一の目的としてゐるのであります。かくして、我が國における武の精神は、何處までも和の精神を本位としてゐることがわかるのであります。

かくの如く、我が國の武の精神、戦へば必ず勝たざるべからずといつた如き熾烈な闘争精神は、又、飽くまでも平和を基とし、平和を求め、平和を建設するところの大なる精神によつて裏づけられてゐるのであります。

和のための武(わのためのぶ)

平和のためのいくさ、即ち、神武のこと。

活人(くわつじん)

人を活かすこと。

破壊(はくわい)

うちくだくこと。

壓倒(あつたう)

おしたふすこと。

修理固成(しりうこせい)

つくりかためる。

成就(じようじゆ)

なすとげる。

眼目(がんもく)

主なる目的。

根柢(こんてい)

おほもと。

生成發展(せいせいはいつてん)

さかんに生ひしげること。

壓倒(あつたう)

攻めたふすこと。

征服(せいふく)

攻めたがへること。

創造(さうざう)

つくりつくること。

國家の創造と和

我が國は、かくの如き和の精神によつて、國家の創造と發展が實現せられるのであります。我が神道で「むすび」といふのは、この天地萬物を産みつくりたまふところの神靈のことであつて、物を造り出すことを意味してゐますが、それは要するに和の力のあらはれと見ることが出来ます。伊邪那岐命、伊邪那美命の二神が御相談になつて、諸々の神や國土を生み給ひました。これがすなはち大いなる「むすび」であります。「むすび」は「むす」から來てゐます。「むす」は「産」で、「うむす」のつづまつたものであります。例へば、「苔むす」といふやうに、この「むす」はものの生ずることでもあります。露がむすぶといふのは、露の生ずることをいひます。ものが相和してそこに「むすび」があるのであります。

この「むすび」については、「神ながらの道」の著者として有名な寛克彦博士は、「産靈」とは創造、化育、生成といつた意味を持つ言葉とし

むすびと和

かくの如き和によつて我が國の創造發展は實現せられる。「むすび」とは創造であるが、それは即ち和の力の現れである。伊弉諾、尊、伊弉冉、尊相和して神々、國土を生み給うた。これ即ち大いなるむすびである。むすびは「むす」から來る。苔むすといふやうに、「むす」はものの生ずることである。露がむすぶといふのは、露の生ずることをいふ。ものが相和してそこにむすびがある。かくて君臣相和し、臣民互に親和して國家の創造發展がなされる。現下の問題たる國家諸般の刷新改善も、亦この和によるむすび

で、この三つのものに就て次のやうに説明してゐられます。「創造といふのは、我が内部に輝いてゐる所のまことに依つて、外部のものを作ることである。自分の内部の力に依つて、外のものを拵へることであつて、一軒の家を造るにしても技師の頭、或はその他の人々の頭の中にある要求によつて、一軒の家を拵へる。それが創造である。又、化育といふのは、わが内部に輝いてゐる所のまことに依つて、外部のものの一部に輝いてゐるまことを刺戟して、その刺戟されたもの自身が、その内部より自ら己れを作つてゆくことである。教育の如きは即ち化育である。次に、生成は自己のまことが、内部から自分で自分を刺戟して、ますます成長することをいふ。かくの如き創造、化育、生成は、つまり大きな愛の實現である」と、これは博士の説明の大意であります。

かくて、「むすび」は、國家の創造、發展、それから、生成、化育といふやうなことになるのであります。君主と臣民とが相和し、又、臣民同志がたがひに親しみ和することによつて、國家の創造、發展が

でなければならぬ。それは、一天皇の御稜威の下に國體に照らして誤れるを正し、大和によつて大いに新たなる成果を生み出すことではなければならぬ。

【註釋】

- 創造(さうぞう) 始めてつくりだすこと。
- 發展(はつてん) (はつてん) のびひろがること。
- むすび 「解説」参照。
- 刷新改善(きつしんかいぜん) わるいところを改めてよくすること。
- 御稜威(みいつ) 天皇の御威光。
- 實現(じつげん) 實行にあらはすこと。
- 親和(しんわ) したしみ合ふこと。
- 諸般(しよはん) いろいろの事柄

見られるのであります。今日我が國に於ける問題であるところの國家諸々の設備を新しく改めてよくすることも、亦この和の精神によるところの「むすび」に他ならないのであります。そして、それはただ天皇の御威光のもとに我が國に照し合せて誤れるを正し、大きな和によつて大いに新なる成果を生み出すことであります。

神と人との和

更に、我が國においては、この和といふことが神と人との間にも見られるのであります。ところが、これを西洋諸國における神人關係に比較する時、そこに大なる差異のあることが知られます。西洋の神話を見ますと、神によつて追放されたり、神によつて處罰されたり、また、随分と苛酷なる制裁を受けたりしてゐるのであります。これは、我が國に於ける古くから語りつたへられてゐる神話傳説の中の話と大變に相違してゐます。ここに、我が國における神と人との關係と、西洋におけるそれとの間に大なる差異のあることが知られます。このこ

國體（こくたい）
國がら。
照らして（てらして）
相應じて、反映して。
成果（せいくわ）
よき結果。

神と人との和

更に我が國に於ては、神と人との和が見られる。これを西洋諸國の神人關係と比較する時は、そこに大なる差異を見出す。西洋の神話に現れた、神による追放、神による處罰、嚴酷なる制裁の如きは、我が國の語事とは大いに相違するのであつて、こゝに我が國の神と人との關係と、西洋諸國のそれとの間に大なる差異のある

とは、我が國において昔から行はれてゐる祭祀や祝詞などの中にも明かに見受けられるのであります。我が國において神は人にとつて決して恐ろしいものではありません。それは、いつも知らず識らずのうちに加護を與へ給ひ、人はまた神を敬愛し、神に對して感謝の心をあらはすといふやうに、神と人との間は極めて仲がよいのであります。神と人との關係について、加藤玄智博士は神人同格教といふものを唱へてゐられます。この説に對しては、學者の間にも多少の異論はあるかと思ひますが、神と人との和といふことを一面から説明したものであるとして、頗る興味ある説と考へられますので、参考までに次にその大意をつたへて置きます。

「元來、日本人の宗教心は、神人同格教である。神人同格教とは、人が神となる、人を神とする。その實例をいへば、私共が天皇を神として仰いてゐる、また偉大なる人を神として祭るといつた如きで、人間の中に神を見、人間を通して神の光りを見るところの宗教をいふのである。しかるに、キリスト教の如きは、神人懸隔教である。神と人

ことを知る。このことは我が國の祭祀・祝詞等の中にも明らかに見えてゐるところであつて、我が國に於ては、神は恐ろしいものではなく、常に冥助を垂れ給ひ、敬愛感謝せられる神であつて、神と人との間は極めて親密である。

【註釋】

- 神人關係（しんじんくわんけい）
神と人との間がら。
- 追放（ついはう）
罪人を追ひはなつこと。
- 嚴酷（げんこく）
非常にきびしいこと。
- 制裁（せいさい）
悪をこらす手段をいふ。
- 祝詞（のりと）
神に申し上げる言葉をいふ。
- 冥助（めいじょ）
知らず識らずのうちに蒙る加護。

とは全然かけ離れてゐる。神は唯一のもので、人間は絶対に神になれないのである。」以上が大體加藤博士のお説であります。かくて、兎に角、我が國においては、神と人との間に、西洋諸國などでは到底見られないところの親和の關係のあることだけは確實であります。

かういふところにも、我が國體の他の國の國柄と絶対に異なる特色が見られるのであります。

人と自然との和

又、この和は、人と自然との間にも見られます。元來、人と自然とはまことに親しい間柄であります。我が國は四方面を海にかこまれ、山あり、川あり、春は春、夏は夏、秋は秋、冬は冬で、季節の變化もあつて、四季いづれにもそれぞれのおもむきを示し、他の國には見られない美しい自然をなしてゐます。日本を訪れる諸外國人も皆その自然の美しさには驚嘆して、日本は世界の公園などと稱してゐるので

あります。随分自然の美にはめぐまれてゐる支那人でさへも、日本へやつて来て第一に眼をみはるのは、その自然の美しさであるとのこと、これは滿更支那人らしい抜目のないお世辭とも思へないのであります。とにかく、我が國の自然の美しさは世界列國にも比類のないものであります。この美しい自然は、かの神代の昔に、伊邪那岐命、伊邪那美命の二神が神々と共に生みつくりたまつたところのものであります。我が國民によつて非常に親しまれるものであります。この美しい自然、そして、まことに親しむべき自然のうちに、我が國民はいつとはなしに自然を愛するところの日本國民として特有の性質を植ゑつけられ、人と自然との和がここになりたつたのであります。今、日本以外の他の國々における人と自然との關係を見ますに、例へば、印度においては人が自然の力に萎縮してゐるやうに見えますし、西洋ではまた人が文明の力で自然を征服してゐるやうなところがあります。我が國におけるが如き人と自然との深い和は到底見受けられないのであります。

我が日本精神

比較(ひかく)

くらべあはせること。

神話(しんわ)

神々の話を中心とする傳説。

語事(かたりごと)

古くから語り傳へられた話。

祭祀(さいし)

まつり。

親密(しんみつ)

極めて仲のよいこと。

人と自然との和 又この和は、人と自然との間の最も

親しい關係にも見られる。我が國は海に圍まれ、山秀で水清く、春夏秋冬の季節の變化もあつて、他國には見られない美しい自然をなしてゐる。この美しい自然は、神々と共に天ツ神の生み給うたところのものであつて、親

しむべきものでこそあれ、恐るべきものではない。そこに自然を愛する國民性が生まれ、人と自然との和が成り立つ。印度の如きは自然に威壓せられてをり、西洋に於ては人が自然を征服してゐる觀があつて、我が國の如き人と自然との深い和は見られない。これに對して、我が國民は常に自然と相和してゐる。文藝にもこの自然との和の心を謳つた歌が多く、自然への深い愛は我が詩歌の最も主なる題材である。それは獨り文藝の世界に限らず、日常生活に於ても、よく自然と人生とが調和してゐる。公事根源等に見える季節々々に

一五九

かくの如く、我が國民はつねに自然と仲よくしてゐるのであります。我が國の小説、戯曲、詩歌、隨筆などには、この人と自然との和の心持を諷つたものが多いのであります。例へば、かの平安朝文學の隨一として讀えらる清少納言の「枕草紙」では、春は曙、夏は夜、秋は夕暮、冬は雪の降りたると、四季折々の情景が美しく描き出されてゐます。また、紫式部の「源氏物語」などにも、美しい自然描寫がいたるところに見られます。だが、日本人の自然への深い愛は、殊に詩歌に最もよくあらはれてゐます。西行法師の「山家集」に見える、「心なき身にもあはれは知られけり鳴たつさは秋のゆふぐれ」の如きは、この人と自然との和の心持を詠じたものとして、今もなほ人々の間に傳誦されるのであります。しかし、それは單にかうした文藝の世界に限らず、日本人の日常生活においてもよく自然と人の生活との調和してゐることが見られます。「公事根源」といつて、宮中で行はれるおほやけごとを記した書物があります。これには、季節々々に行はれるいはゆる年中行事のことが悉く書かれてゐますが、これを見ても、我

よる年中行事を見ても、古くから人生と自然との微妙な調和が現れてゐる。年の始の行事はいふに及ばず、三月の雛の節供は自然の春にふさはしい行事であり、重陽の菊の節供も秋を迎へるにふさはしいものである。季節の推移の著しい我が國に於ては、この自然と人生との和は殊に美しく生きてゐる。その外、家紋には多く自然の動植物が用ゐられてをり、服装その他建築・庭園等もよく自然の美を生かしてゐる。かゝる自然と人との親しい一體の關係も、亦人と自然とが同胞として相親しむ我が國本來の思想から生まれたのである。

【註釋】

- 國民性（こくみんせい）
國民特有の性格をいふ。
- 威風（あつ）
威力で抑へること。
- 驅つた歌（うたつたうた）
この調ふは多人數が口をそろへてうたふこと。
- 題材（だいざい）
題目材料のこと。
- 公事根源（くじこんげん）
宮中で行はれるおほやけごとを記した書物。
- 微妙（びめう）
云ふにいはれぬ味はひのあることをいふ語。いみじくたへなること。
- 季節の推移（きせつのはしり）
とぎのうつりかはり。
- 重陽（ちやうやう）
九月九日の節句をいふ。往時における五節句の一である。
- 家紋（かもん）
家々に定まれる紋をいふ。
- 年中行事（ねんちゆうぎやうじ）
一年の間に行はれる一定の公事をいふ。

が國には昔から人の生活と自然との間にまことにいみじき調和があらはれてゐるのであります。正月三節會の如き年の始の行事は云ふまでもなく、三月三日桃の花の咲く頃に行はれる雛の節句は、自然の春を迎へるにふさはしい行事でありますし、九月九日菊の花の薫る時分に行はれる重陽の節句は、これまた秋を迎へるにふさはしい行事であります。春から夏へ、夏から秋へ、秋から冬へ、そしてまた冬から春へといふ風に、季節のうつりかはりのまことにけいしい我が國において、この自然と人の生活との調和は別けてもうつくしくあらはれてゐます。

その外、我が國においては、各家々の定紋に、笹とか、松とか、葵とか、桐とか、桔梗とか、また、蝶とか、鳩とか、龜とかいつたやうに多く自然の動植物が用ゐられてゐます。家の定紋は、昔から日本人の間で特に大切にされてゐたものであるだけに、このことは、日本人の生活と自然との關係の深かつた一つのあらはれだと思ふことが出来きます。又、日本人の服装、殊に女の着物の模様にしても、その他、

建築の様式にしても、或は庭園の造作にしても、自然の美しさを生かしてゐます。例へば、かの日本建築として最も特色のある茶室の如きは、自然の風致と感覺とを充分にとり入れて、いはゆるさびのおもむきを示してゐるのでありますが、これなどは、自然の美しさを人の生活の中に取り入れた最も代表的なものだと考へられます。かくの如き、自然と人との親しい関係も、これまた人と自然とがあだかも兄弟の如く相親しむやうに出来てゐる我が國本來の思想から生まれたものだといふことがわかるのであります。

國民生活と和の精神

次に、この和の精神は、ひろく我が國民生活の上にもあらはれてゐるのであります。我が國は昔から國家全體が一つの大きな家族のやうな組織になつてゐる家族制度であります。これを大家族國家と申しますが、我が國特有な家族制度のもとに、親子、夫婦が相集り、助け合つて、その生活を共に營んでゐるのであります。明治天皇の下し給へ

もと宮中で行はれる公事をさしていつたものであるが、後には民間でもこの語を用ひるやうになつた。

節供(せつぐ)

今日では多く節句と書く。節日に供へる食物から起つた名である。一年のうちで、人日、上巳、端午、七夕、重陽の五回の節日を定め、これを五節句と云つた。

文藝(ぶんげい)

文字によつて表現せられてゐる藝術。小説、戯曲、詩歌等の總稱。

調和(ちやうわ)

しつくりと合つてゐること。

同胞(どうぱう)

はらから。

國民相
互の和

この和の精神は、廣く國民生活の上にも實現せられる。我が國に於ては、特有の家族制度の下に親子・夫婦が相寄り相扶けて生活を共にしてゐる。「教育ニ關スル勅語」

る「教育ニ關スル勅語」の中にも、「夫婦相和シ」と仰せられてゐます。そして、この夫婦の和といふのは、我が國柄においては、同じ勅語の中の「父母ニ孝ニ」との仰せと一つにとけあはねばならないのであります。即ち、我が國の家は、親と子との関係による縦の和と、夫婦とか、兄弟とかいつた関係による横の和とが相合し、あだかも同じ身體のやうに圓滿なる一つの體の和となつて、榮えるところにあります。即ち、夫婦とか、兄弟とかの如き平面の関係だけの和ではなくて、それに親子といふ立體の関係の和が加はつて、それらのものがよくとけ合ひ、一つとなつたところの和をもつて、我が國の家は榮えるのであります。

更に進んで、この和は、ただ單一なる一家族の間だけではなく、如何なる團體生活の間にも實現せられねばなりません。例へば、役所に勤める者にしても、會社で働く者にしても、皆ともどもにその役所とか、會社とかの團體生活の中において、和の精神に従はねばならないのであります。それぞれの集團には、大きい小さいの差はあつても、

には「夫婦相和シ」と仰せられてある。而してこの夫婦の和は、やがて「父母ニ孝ニ」と一體に融け合はねばならぬ。即ち家は、親子関係による縦の和と、夫婦兄弟による横の和と相合したる、渾然たる一如一體の和の榮えるところである。

更に進んで、この和は、如何なる集團生活の間にも實現せられねばならない。役所に勤めるもの、會社に働くもの、皆共々に和の道に従はねばならぬ。夫々の集團には、上に立つものがあり、下に働くものがある。それら各々が分を守ることによつて集團の和は得られる。分を守

とにかく、上に立つてこれを支配若しくは指揮するものがあり、又、その支配若しくは指揮のもとに働きうごくものがあります。そして、これらの上下のものがそれぞれの才能に従つてそれぞれの領分をよく守ることによつて、始めて團體の生活における和は得られるのであります。自分の才能に従つて自分の領分を守るといふことは、それぞれが有する地位において、自分にあてがはれた仕事を最もまじめに勤めることでもあります。それによつて、上のは下の者に大いに助けられ、下のはまた上のものに可愛がられ、更に又、同じ業に従つてゐるものは彼等の間でたがひに仲良くして、そこに始めて集團的の美しい和があらはれ、つくられるのであります。即ち團體生活における和は、何よりも各個人が、その才能によつてなすべき道又はつとめをよく果して、各自が助け合ふといふところに生れるといふのであります。

かゝる集團の生活における和の精神は、かの土地の人々の間においても、又大きくは國家の上においても、同様に考へられるのであります。

ることは、夫々の有する位置に於て、定まつた職分を最も忠實につとめることであつて、それによつて上は下に扶けられ、下は上に愛せられ、又同業互に相和して、そこに美しき和が現れ、創造が行はれる。

このことは、又郷黨に於ても國家に於ても同様である。國の和が實現せられるためには、國民各々がその分を竭くし、分を發揚するより外はない。身分の高いもの、低いもの、富んだもの、貧しいもの、朝野・公私その他農工商等、相互に自己に執著して對立をこととせず、一に和を以て本とすべきである。

す。國の和が實現されるためには、國民各自がその本分をよくつくり、自分の本分をよくあらはし示すことより他はないのであります。世の中には身分の高いものもあれば、身分の低いものもあります。金持もあれば、貧乏人もあります。官に仕へてゐるものもあれば、民間で働いてゐるものもあります。「おほやけ」のものもあれば、「わたくし」のものもあります。その他、農業に従ふもの、工業に従ふもの、商業に従ふものなど、その身分、貧富、職業の種類は區々別々であります。けれど、これらの身分の異なるもの、貧富の隔るもの、職業の種類の違ふものも、そのすべてがおたがひに自分といふものに深くとはられて、他のものとあらずといふやうなことをしないで、ただ自分と他の者が和するといふ精神を本とすべきであると思ひます。

要するに、我が國においては、政治、經濟、文藝、科學、産業、商業とどの方面におきましても、それぞれの立場によつて意見の對立もありません。また、利害の相違もありません。しかしながら、これらの對立や相違も、その大本を考へてみれば、みな同一の點より出てゐる。

要するに我が國に於ては、夫々の立場による意見の對立、利害の相違も、大本を同じうするところより出づる特有の大和によつてよく一となる。すべて葛藤が終局ではなく、和が終局であり、破壊を以て終らず、成就によつて結ばれる。ここに我が國の大精神がある。而して我が國に現れるすべての進歩發展は、皆かくして成される。聖徳太子が憲法十七條に、

和を以て貴しとなし、忤ふることなきを宗と爲す。人皆黨有り、亦達れる者少し。是を以て或は君父に順はずして、乍隣里に違ふ。然れ

ることがわかるのであります。されば、この點をよく考へて、我が國にのみ有するところの大きな和、このことはすでに前段、和の精神を説いたところで述べましたが、この大きな和によつてよく一つとなつてゐるのであります。その間には、勿論、いろんなもつれやあらそひもありませう。しかしながら、さういふもつれやあらそひが決して最後のものではなくて、和といふことがその最後のものであります。その途にたとひ破壊があつても、ぶちこわしのみで終りを告げずに、それから更に進んで、成しとげることによつて、終りが結ばれるのであります。こゝに、我が日本精神の眞髓があります。そして、我が國にあらはれるすべての進歩發展といふものは、皆かくしてなしとげられるのであります。

聖徳太子はその有名な憲法十七條に、

和を以て貴しとなし、忤ふることなきを宗と爲す、人皆黨有り、

亦達れる者少し。是を以て或は君父に順はずして、乍隣里に違ふ。

然れども上和ぎ下睦びて、事を論はむに諧ひぬるときには、則ち

ども上和ぎ下睦びて、事を論はむに諧ひぬるときには、則ち事理自らに通ず。何事か成らざらむ。

と示し給うたのも、我が國のこの和の大精神を説かせられたものである。

【註釋】

- 一如一體(いちにいつたい) 同じ身體のやうに一つになつてゐること。
- 佛敎から出た語。
- 集團生活(しふだんせいこくわつ) 多くの人が寄り集つて、團體生活をする
- 分を守る(ぶんをまもる) 各人が才能に應じて自分のなすべきひとの道を守る。
- 郷黨(きやうとう) その土地の人々。
- 朝野(てうや) 官民總體の意。

事理自らに通ず。何事か成らざらむ。

とお示しになつておいでになります。これは、我が國における和の精神をお説きになつたものであります。

聖徳太子は、第三十一代 用明天皇の第二皇子にましまし、初めに厩戸皇子、豊總耳皇子などと申上げ、御成年後には上宮法王、法主王などと稱へられ、聖徳太子とは後人がその御徳を尊敬して私に稱し奉つたものであります。御母は、空穗部間人皇女と申す御方で、厩戸の傍にて御産あそばされたところから、厩戸皇子と申されたのは、我が歴史に有名であります。御幼時より極めて御聰明、推古天皇の皇太子とならせ給うた後、攝政の任に當り、大いに國制の刷新をはかり給うたのであります。その御事蹟は、佛敎興隆のための御盡力と、十七條憲法の御制定といひ、その他かぞふるに遑なき有様であります。御年僅かに四十九歳にて、皇位にも上らず薨去あらせられました。その十七條憲法とは、當時の官民一般が遵守すべき大道をお示しになつたもので、その主眼とするところは道徳の扶育にあります。今日、私共に

執着(しふちやく) 深くものを思ひこむこと。

特有の大和(とくいうのたいわ) 我が國にのみ有する和。

渾然(こんぜん) ものがよくとけあつてゐるありさま、かどやくほみのないさまをいへる語。

實現(じつげん) 實際にあらはすこと。

職分(しよくぶん) それぞれ持つてゐる仕事。

公私(こうし) 「おほやけ」と「わたくし」と。

終局(しうきよく) をはり、最後。

意見の對立(いけんのだいりつ) 異つた考へ方がならぶこと。

利害の相違(りがいのかうゐ) 一方に利のあることも一方には害となること、利害が一致しないこと。

忤(さかふる) 人にさからふこと。人と争ひをすること。

宗(むね) 最も肝要なもの。第一。

黨有り(たむらあり)

よつて考へる法律とは餘程性質を異にするものであります。云はば明治天皇の御下賜になつた「教育ニ關スル勅語」の御聖旨に類するものであります。本文に引用のものは、その第一條であります。

扱て、これはどういふ意味かと申しますと、「おだやかにものやはらかに和合するのは、まことに貴いことで、おたがひにさからひ争ふやうなことをしないのが最も大切である。人はだれでも自分に都合のよいやうにのみ考へやすいもので、もの道理をほんたうによくわきまへてゐる者はすくない。それがために、君父の訓に従はなかつたり、近所の人々と仲がわるくなつたりするのである。けれども、目上の者と、目下の者とがみんなむつまじくして、何事をいひ合ふにも、双方のいふことよく理解し合へば、もの道理といふものがおのづからわかつて来る。さうして、どんなことでもうまく行かないわけはないのである」といふのであります。

國民は上のものも下のものも和するといふことを何よりも第一に心がけて、そこには他のものと對立するとか、私心をはさんで他の者と

それぞれの立場があるといふ意味。「黨」(たむら)は「手群」(たむら)の轉。その手に手に群れてゐる」といふ意味の文字。人の集るところや兵士の集合する陣營等に用ゐられる語である。

連れる(さとれる)

もの道理をよくわきまへること。眞理に通すること。

隣里(さととなり)

「近所」とか、「村内」とかいふ意味。

論はむ(あげつらはむ)

是非を辯じ合ふこと。可否を云ひたてること。議論をすること。

論(かなふ)

理解しあふ。

事(ことわり)

物の道理をいふ。

君父に順はず(くんぶにしたがはず)

君や父の教訓に従はないといふこと。

成らざらむ(ならざらむ)

成功しないといふやうなことは決してなからうと思ふ。

いさかふといふやうな氣持がすこしでもあつてはならないと、日本精神の眞髓である和の精神を明かにして、争鬭の心をいましめられたものであります。和の道の宣明として、この一條は味へば味ふほど滋味深いものがあります。

君臣一體の和の精神

我が國においては、君主と臣民とが一つになつてゐると昔から云はれてゐまして、天皇を中心にして、下萬民が一致團結して、心をあはせ力をあはせて國威を世界にかがやかして來たのであります。この間にあつても、天皇の御徳と臣民の忠誠とがたがひにしつくりととけあつて、まことに美しい和をなしてゐるのであります。

御歴代 天皇の御聖徳については、すでに前段、その章において悉しく説かれたのであります。第十六代 仁徳天皇は、大變に御仁慈に富ませられる御方でありました。常に民の生活の上に御心をかけさせられ、時たまたま畿内に飢饉が襲來して、百姓の困窮はまことに甚

我が日本精神

君臣一體

我が國に於ては、君臣一體と古くよ

りいはれ、天皇を中心として億兆一心・協心戮力、世々厥の美を濟し來つた。天皇の聖徳と國民の臣節とは互に融合して、美しい和をなしてゐる。仁徳天皇は、

百姓貧しきは、則ち朕が貧しきなり。百姓富めるは、則ち朕が富めるなり。

だしく、炊煙もたちのぼりかねる有様でありましたので、天皇は、役人に命じて三年間民間の賦役を免じ給ひ、且つまことに恐れ多い次第であります。この御仁政のために、民の生活もすつかり回復して、三年後には民家から盛んに炊煙がたちのぼるやうになりました。この様を御覽になつた 天皇は、大變に御悦びになつて、かの有名な「たかきやに上りてみれば煙たつたみのかまどはにぎはひにけり」との御製を御詠みあそばされたのであります。その時、また側の御后をかへりみたまひて、

百姓貧しきは則ち朕が貧しきなり。百姓富めるは、則ち朕が富めるなり。

と仰せられたのであります。臣民と貧富を共にしやうといふ御心に對しては、ただただ感泣のほかはないのであります。

又、龜山上皇は、かの蒙古襲來の際、深く御心を惱まし給ひ、恐れ多くも御直筆の御願文を伊勢神宮にさへげたまひ、

と仰せられ、又、龜山上皇は、蒙古襲來の際、宸筆の御願文を伊勢神宮に獻げて、

朕が身をもつて國難にかへん。

と御祈り遊ばされ、又、今上天皇陛下御即位式の勅語に、

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ム
ヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

と仰せられてある。こゝに君民

朕が身をもつて國難にかへん。

と御祈りあそばされたのであります。

又、今上天皇陛下御即位の勅語に、

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

と仰せられてゐます。

大正十五年十二月二十五日午前一時二十五分、大正天皇が御登遐あそばされたので、攝政官皇太子裕仁親王は、直ちに葉山御用邸に於て御踐祚あそばされ、第二百二十四代の皇位に即かせられ、同日詔書を發せられて、年號を昭和と改めたまひ、二十八日、宮中正殿において、朝見の御式を擧げさせられました。御即位式は、昭和三年十一月十日、京都に於て行はせられたのであります。本文に引用されたものは、その御即位式にたまはつた勅語の一節であります。

我が日本精神

體を一にして、その苦樂を共にし給ふ尊い和の純粹顯現を仰ぐことが出来る。又「君のため世のため何か惜しからむ捨ててかひある命なりせば」といふ歌の心は、民臣が天皇に一身を捧げ奉る和の極致を示したものである。かゝる我が國の和の精神が世界に擴充せられ、夫々の民族・國家が各々その分を守り、その特性を發揮する時、眞の世界の平和とその進歩發展とが實現せられるであらう。

【註釋】

君臣一體（くんしんいつたい）
君と臣民とが一つになること。

そこで、右の勅語の意を謹んで解すれば、「皇祖皇宗がこの國をお建てになり、民をお治めなされるに當つては、國を家とし、民を子のやうにお考へになつた。それで、歴代の天皇は、みな仁徳を垂れさせたまひ、その御恵みのふかい大御心が、萬民にひろく行きわたり、萬民は一人も残らず、上を敬ひ、忠節をつくすといふ美風をもつて、上にお仕へしたので、君と民とがたがひに心から感じ合ひ、恰かも同じ一つのからだのやうになつてゐる。それは我が國體の最もうるはしいところで、天地とともにいつまでも保たなければならぬものである」との御意であります。ここに、君主と臣民とが同じ一つの身體になつて、その苦樂を共にしたまふ尊い和の御精神を、まことにはつきりと仰ぎ見ることが出来るのであります。

又、吉野朝の征東將軍宗良親王の御歌に、

君のため世のため何か惜しからむ

捨ててかひある命なりせば

といふのがあります。

億兆一心（おくてういつしん）

全國民が心をついにすること。

協心戮力（けふしんりくりよく）

心を合せ、力を合せること。

宸筆（しんぴつ）

天皇の御直筆をいふ。

國難（こくなん）

國の難儀、國のわざはひ。

純粹顯現（じゆんすゐけんげん）

まじりけのないあらはれ。

和の極致（わのきよくち）

最上最大の和を意味する語。

擴充（くわくじう）

おしひろめること。

世々厥の美を濟し（よゝそのびをなし）

「教育ニ關スル勅語」の一節で、代々に亘つてその美風を發揮した。

融合（ゆうがふ）

とけあふこと。

御願文（ごがんもん）

御祈願の御文書。

君民體を一にし

（くんみんたいをいつにし）

君主と國民とが一體となつてといふ意。

苦樂（くらく）

この御歌は、「新葉和歌集」——この歌集は全二十卷、宗良親王の撰にして、弘和元年 後龜山天皇に獻じ、准勅撰の詔を忝うせるもの——

の卷十八に出てゐます。その意は、まことに明かで、「君のため、世のためになるならば、この命を捨てることは少しも惜しくない」といふのであります。臣民が 天皇に一身をさゝげたてまつる和の極致をお示しになつたものであります。

かくの如く、和の精神は、わが日本精神における最も主要なる要素として、わが國體と相俟つて、あらゆるところにあらはれてゐるのであります。この我が國の和の精神がまたひろく世界の人類にまで押しひろめられて、世界のあらゆる民族、そしてあらゆる國家がそれぞれ己が本領を守り、その特殊の性質を充分に發揮するとき、人々の希望する如き眞の世界の平和は實現せられ、その進歩發展が見られるのであります。

苦しみとたのしみ。

特性を發揮する（とくせいをはつきする）

その特別の性質を大いに示す。

列聖（れつせい）

歴代の聖天子。

仁恕ノ化（じんじよのくわ）

「仁政」と同じ。

兆民相率中テ（てうみんあひひきみて）

國民の全體がいつしよになつて。

敬忠ノ俗上ニ奉シ

（けいちゆうのぞくかみにほうじ）

君を敬ひ忠義をつくす美風を以て上に仕

へといふ意味。

上下感孚シ（しやうかかんぶし）

君と臣とが互に感じ合ひ。

天地ト共ニ並ヒ存ス

（てんちとともにならびそんす）

天地とともにならんでいつまでもあること。即ち、天地のあらん限り存在するといふ意味。

「まこと」とは何か

「まこと」の心は、人の精神の中でもつとも清らかでまじりつけのないものであります。人は「まこと」において、その生命の本をもち、「まこと」によつてすべての物と一つの體となり、又、よくすべてのものを生かし、すべてのものと和するのであります。

「まこと」は、我が神道において最も重要なものであるだけに、古來、學者の説をなすものが多いのでありますが、賀茂真淵や富士谷御杖などが特にこの「まこと」を重んじて説いてゐます。

真淵は、本姓を岡部、通稱を衛士といひ、縣居と號しました。元祿十年、遠州岡部郷伊場村に生れ、後、濱松の旅籠屋の養子となりました。初め荻生徂徠の門に漢籍を學び詩文をよくしました。三十七歳の時、その家業を子につがせ、京都に出で荷田東麻呂の門に入つて、專心國學の研究に没頭し、終に出藍の譽を得ました。近世の古學は、僧契沖、荷田東麻呂を先驅者とし、真淵に至りて大成し、堂々たる學派と

まこと

「まこと」の心は、人の精神の最も純粹なものである。人はまことに於て、その生命の本をもち、まことによつて萬物と一體となり、又よく萬物を生かし、萬物と和する。まことについては、賀茂真淵や富士谷御杖等が特にこれを重んじて説いてゐる。眞言即ち眞事である。言と事とはまことに於て一致してゐるのであつて、即ち言はれたことは必ず實現せられねばならぬ。この言となり、事となる根柢にまことがある。御杖は心を偏心・一向心・眞心

なり、當時の人々から、真淵の前に真淵なく、真淵の後に真淵なしとまで稱揚せられました。真淵は、古體の文章にも、萬葉風の和歌にも、すぐれた才能を發揮しました。漢學の造詣も極めて深く、かつて服部南郭と唐詩を論じて、南郭を首肯せしめたことがありました。明和六年十月、年七十三で病歿しました。

又、富士谷御杖は、國學者として有名な富士谷成章の子で、通稱は專右衛門、初め名を成壽又は成元といひ、後に御杖と改めたものであります。幼時から父に就いて家學をまなび、國史に精通し、和歌に長じ、大に世人から賞揚せられました。また、彈琴の技藝にすぐれ、その方面にも名聲があります。文政六年八月、年五十六で病歿しました。扱て、眞言といふのは、すなはち眞事であります。言と事とは、「こと」といふ訓において一致してゐるのであります。すなはち言葉に出されたことは必ず行爲に實現せねばならないのであります。そして、言となり、事となるところの、その根柢は「まこと」にあります。御杖は、人の心をひとへところ、ひたぶるこころ、まごころといふ

といふが如くに分けてゐる。偏心とは主我的な心であり、一向心とは頑なに行ふ心である。これらはいづれも完全な心といはれない。眞心とは心の欲するところに従つて矩を踰えざる心である。かゝる心は即ちわざであり、言であり、行であり、よく一事・一物に執せずして融通無礙である。即ち私を離れた純粹の心、純粹の行である。實にまことは萬物を融合一體ならしめ、自由無礙ならしめる。まことは藝術に現れては美となり、道德としては善となり、知識に於ては眞となる。美と善と眞とを生み出す根源にまことのあること

如くわけてゐます。ひとへごころといふのは、ただ自分のみをもつばらとした心であります。ひたぶるごころとは、かたくなで物の道理のわからぬ心であります。これはいづれも完全な心とは云はれません。これらの心に對して、第三のまごころといふのは、心の欲するところに進んで行つて、規則をよく守ること、脱線しないことであります。かゝる心はとりも直さず技藝であり、言葉であり、行爲であります。ただ一つのことや一つのものに囚はれないで、何のこだわりやさわりのないことをいふのであります。即ち、自分といふものからはなれたまじりつけのない心、そして、まじりつけのない行ひであります。かくの如く、「まこと」はすべてのものをとけあはして一體とならしめ、自由でさわりのないやうにさせることであります。「まこと」は、それが藝術の上にはあらはれて美となり、道徳の上にはあらはれて善となり、知識の上にはあらはれて眞となります。即ち美は、藝術上の理想、善は道徳上の理想、眞は科學上の理想であります。この美、善、眞の三つの理想を生み出す根本のみなもとに「まこと」のあることを知らねば

を知るべきである。而してまごころとは又所謂明き淨き直き心、即ち清明心であり、それは我が國民精神の根柢となつてゐる。まごころは理性と意志と感情との根源であるが故に、智仁勇も、このまごころの現れであるといひ得る。我が國の道は、決して勇のみを以て足れりとしなない。勇のみに趨るは所謂匹夫の勇であつて、勇と共に仁を必要とする。而して勇と仁とを實現するためには智がなくてはならない。即ち三者は歸して一のまごころとなり、まごころによつて三者は眞の働をなすのである。

明治天皇は、陸海軍軍人に下

ならないのであります。「まこと」は、實にこれらの三つの理想を生み出す根本の力であります。そして、「まこと」は又いはゆるあかるき、きよき、まつすぐな心であります。即ち、清明心であります。それは我が國民精神の根柢となつてゐるのであります。

「まこと」は、また、智、情、意、すなはち、眞にもとづく理性、善にもとづく意志、美にもとづく感情の根源であります。それで、智、仁、勇もまたこの「まこと」のあらはれであるといふことが證明できます。我が國は昔から武の國とみなされてゐますが、その道徳は決して勇氣のみを以て充分とすべきではありません。勇氣のみにはしるのはいはゆる野人の勇氣であつて、眞の勇氣とは申されません。眞の勇氣は、勇と共に仁を必要とするのであります。そして、この勇と仁とを實現するためには智がなくてはならないのであります。即ち、この三つのものがまとまつて、こゝに一つの「まこと」となり、まことによつてこの三つのものは眞のはたらきをなすのであります。

明治天皇は、明治十五年一月四日、陸海軍軍人に對して勅諭を下し

我が日本精神

し賜はりたる勅諭に、忠節・禮儀・武勇・信義・質素の五徳を御示し遊ばされ、これを貫くに一の誠心を以てすべきことを諭し給うて、

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つべき心たに誠あれは何事も成るものそかし

と仰せられてゐる。

賜ひました。當時、我が兵制は、草創以來約十年の歲月を閲し、大村益次郎、山縣有朋、大山巖、山田顯義等の人々の努力によつて、漸く統一を見るに至つたのでありますが、この時に當つて、皇軍精神の本領を明示したまうたのが、この「陸海軍軍人に下し賜はりたる勅諭」であります。

この勅諭において、先づ「我國の軍隊は世々、天皇の統率し給ふ所にそある」と皇軍の本旨を明かにしたまひ、次に、太古よりの我が兵制の沿革を説き給ひ、「朕は汝等軍人の大元帥なるそされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きて其親は特に深かるべき」と、大元帥陛下と軍隊との關係を御示しになり、更に軍人精神の内容として、「一、軍人は忠節を盡すを本分とすへし。一、軍人は禮儀を正しくすへし。一、軍人は武勇を尙ふへし。一、軍人は信義を重んずへし。一、軍人は質素を旨とすへし」と、忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五箇條を擧げて説明したまひ、最後にこの五箇條を貫くに一の誠心を以てすべきことを極めて懇切に諭し給うて、

更にまことある行爲こそ眞の行爲である。眞言はよく眞行となる。行となり得る言こそ眞の言である。我が國の言靈の思想はこゝに根據を有するのであつて、行たり得ざる言は、慎んでこれを發しない。これ、人の心のまことである。まことに満ちた言葉は即ち言靈であり、かゝる言葉は大いなる働をもつのであつて、即ち限りなく強き力をもち、極みなく廣く通するのである。萬葉集に、日本の國は「言靈の幸はふ國」とあるのは、これである。而して又一方には「神ながら言擧せぬ國」といふ言葉がある。これは、一見矛盾する

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽せにすへからすさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心に誠あれば何事も成るもそかし

と仰せられてゐます。

今、これを謹んで解釋し奉れば、「右の五ヶ條は、軍人たる者が、暫くの間でも、おろそかにしてはならぬものである。そこで、これを行ふについては、一つの誠心といふものが大切である。この五ヶ條は、我が軍人の精神であるが、誠心はまたこの五ヶ條の精神である。心が誠でなければどんなよい言葉でも、まだどんなによい行ひでも、みなうはべのかざりであつて、何のやくにもたゝない。心に誠さへあれば、どんな事でも必ず成就する」との御意であります。かくの如く、勅諭の五箇條を貫くに一の誠心を以てすべきことを仰せられてゐるのは、私共の深く考へねばならぬことであります。昔から至誠は天地をも動

が如く見えて、實は矛盾ではない。言に出せば必ず行すべきものであり、従つて行することの出来ない言は、みだりに言はないのである。かくて一旦言擧げする以上は、必ず行ふべきである。否、まことの言葉、言靈たる以上は、必然に行はるべきである。かく言葉が行となり得る根柢にはまことが存する。まことには、我があつてはならない。一切の私を捨てて言ひ、又行ふところにこそ、まことがあり、まことが輝く。

【註 釋】

まこと(まこと)
眞實、いつはりのないこと。

かすといひます。この心を以て萬事に當れば萬事は立ちどころに成就するでせうが、この心がなければ片時もなしとげ得られないのであります。

更に、「まこと」ある行ひこそ、眞の行ひであります。ところで、まことの言葉は、どうしてもまことの行爲とならねばならないのであります。如何にまことという言葉でも、ただ單にまことという言葉だけに終つてゐるのでは何なりません。それが行ひとなり得る言葉こそ、眞の言葉であります。我が國には、昔から言葉といふ思想がありますが、それはこゝにその根據を有してゐるのであります。言葉といふのは言葉の尊稱であります。抑も我が國で大昔には文字なく、言葉のみにて、すべてのことを語りつたへて來たのでありますから、言葉を尊んで靈あるものとしたのでありませう。されば、行爲となるを得ないところの言葉は、よく氣をつけてこれを發しないのがよろしい。これ、人の心のまことであります。まことに満ちた言葉は、取りも直さず言葉であり、かゝる言葉は大いなるはたらきをもつものでありまして、限り

頑なに行ふ心

(かたくなにおこなふこと)

頑固でももの道理のわからぬこと。

短き輪えざる心(のりをこえざること)

定まつてゐる掟をやぶらないこと。

一事・一物に執せず

(いちじいちぶつにしふせず)

一つのことや一つのものにとらはれないこと。

融通無礙(ゆうづうむげ)

何のこだわりやきわりもないことをいふ。

清明心(せいめいしん)

あかきこゝるとよむ。清くあかるい心

いふ。

匹夫の勇(ひつぷのゆう)

匹夫は身分の低い男、野人の勇氣をいふ。

忠節(ちゆうせつ)

忠義をつくすこと。

禮儀(れいぎ)

行ひのよく節度になつてゐること。

信儀(しんぎ)

正しきまことの道を守り、いつはりをい

つたり、不實なことをしたりしない徳を

いふ。

質素(しつそ)

なく強い力を示し、極まることなく廣く通するのであります。「萬葉

集」に、日本の國は「言靈の幸はふ國」とあるのは、これであり

ます。又、その一方には、「神ながら言靈せぬ國」といふ言葉があり

ます。「言靈せぬ國」といふのは、我が國は神國であるから、言葉の上

でかれこれと論じあふやうなことをしない平穩な國といふ意味であり

ます。それで、これは前に「言靈の幸はふ國」と言葉が大なるはたら

きをなすことを意味した文句といさゝかつじつまが合はぬやうに見へ

ますが、決してつじつまの合はぬことではないのであります。言葉は行

ひをとともなつてこそ眞の言葉でありますから、言葉に出せばそれは必

ず行爲を以て示すべきであります。従つて、容易に行爲に示すことの

出来ないやうな言葉は、みだりに口に出さないのがいゝのでありま

す。かくて、言葉は滅多に口にしないが、一旦口にしたら以上は、どん

なことがあつてもその言葉を実行に移すべきであります。否、それが

「まこと」の言葉、いはゆる言葉である以上は、必ずこれを實行しなけ

ればなりません。かくて、言葉が行爲となり得る根柢には「まこと」が

衣食住を節約して、奢つたことをしない

こと。生活をじみにすること。

誠心(まごころ)

まことの心。

眞言(しんごん)

まことの言葉。

眞行(しんかう)

まことの行爲。

言靈(ことたま)

「解説」参照。

言靈せぬ國(ことあげせぬくに)

「解説」参照。

忽に(ゆるかせに)

おろそかに。

誠心(まごころ)

眞實のこころ。

嘉言(かげん)

よき言葉。

善行(ぜんかう)

よき行ひ。

存してゐます。また、「まこと」には決して自分といふものがあつてはなりません。一切の自分といふものを捨て、しまつて、斷然行ふところにこそ、立派に「まこと」が存在するのであります。

我が國體の本質

國史を貫く精神

我が歴史の意義

本章は我が國の歴史上の事實について、我が國體の本質的特徴を吟味しようとしたものであります。それで、先づ最初に我が國の歴史を貫くところの精神が説かれてゐます。即ち先づ我が歴史の意義を明かにし、次いで、大國主命の國土奉獻、神武天皇の天業恢弘、崇神天皇の神祇崇敬、大化の改新、和氣清麻呂の誠忠、鎌倉幕府の創設、建武中興、江戸時代の尊皇精神、明治維新等の具體的の史實を擧げて、これらの史實に、我が國體の本義が如何にあらはれてゐるかを論證してゐるのであります。

扱て、我が國の歴史は、皇祖皇宗が國を肇め給うた大精神をそのま

我が國體の本質

第二 國史に於ける

國體の顯現

一、國史を一貫する精神

國史の眞義 國史は、肇國の大精神の一途の展開として今日に及んでゐる不退轉の歴史である。歴史には、時代の變化推移と共にこれを一貫する精神が存する。我が歴史には、肇國の精神が儼然と存してゐて、それが彌々明らかにせられて行くのであるから、國史の發展は即ち肇國の精神の展開であり、永遠の生命の創造發展となつてゐる。然るに他の國家にあつて

一筋の途にくりひろげたものとして現在にまで及んでゐるのであります。然かも、それは絶えず前へ前へと進んでゐて、決して後へは退くことのない歴史であります。およそ歴史には、時代の移り變りと共にこれを一貫するところの何等かの精神が存在するものであります。我が國の歴史には、皇祖皇宗が國を肇め給うた大精神が立派に存在してゐて、それが時代の進むのと共にだんだんと明かに示されて行くのでありますから、我が國の歴史の發展は、取りも直さず、肇國の大精神をくりひろげたものに他ならないのであつて、永遠に國家の生命の創造となり、發展となるのであります。然るに、他の國家にあつては、國內において國家の組織に變更があつたり、他國から攻めほろぼされたりしてそのために國家の命のつなはたちきられ、國を建てたところの精神も中途においてとぎれ、消え去つて、それからまつた別の國の歴史が生まれ始まつてゐるのであります。それでありましから、建國の大精神が、その國の歴史を一貫して朽ちることなく、滅することなく、ひきつゞき存在してゐるといふやうな例は、我が國以外

は、革命や滅亡によつて國家の命脈は断たれ、建國の精神は中斷消滅し、別の國家の歴史が發生する。それ故、建國の精神が、歴史を一貫して不朽不滅に存続するが如きことはない。従つて他の國家に於て歴史を貫くものを求める場合には、抽象的な理性の一般法則の如きものを立てるより外に道がない。これ、西洋に於ける歴史觀が國家を超越して論ぜられてゐる所以である。我が國に於ては、肇國の大精神、連綿たる皇統を基とせずしては歴史は理解せられない。北畠親房は、我が皇統の萬邦無比なることを道破して、

他の國にはないのであります。従つて、他の國家において、その國の歴史を貫くところの精神を求めやうとする場合には、個々の歴史上の事實からまつたくなはなれて、たゞ理窟からのみ割り出された極く一般的な法則の如きものをたてるより他はないのであります。これは、西洋における歴史の觀方が、國家をはなれて、國家を目標としないで、論じられてゐるわけであります。しかるに、我が國においては、皇祖

大日本は神國なり。天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を傳へ給ふ。我國のみ此の事あり。異朝には其のたぐひなし。此の故に神國と云ふなり。

皇宗がこの國を肇め給うた大精神と、神代からこの方いつまでもうちつゞく、天皇の御血筋を基礎とせずして、我が歴史はまつたく理解せられないのであります。我が國の歴史には、肇國の精神をそのまま發展せしめてゐる大精神が一貫して流れてゐるのであつて、これは絶対にその例を他の國に見られないのであります。

と神皇正統記の冒頭に述べてゐる。國史に於ては維新を見るこ

吉野朝の大忠臣北畠親房は、その有名な「神皇正統記」といふ書物の冒頭において、我が國の、天皇の御血筋のうちいついてゐることが世界いづれの國にもくらべられるものでないことを云ひつくして、大日本は神國なり。天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を傳

尊二尊の修理固成、天照大神の